

第2期豊中市子育ち・子育て支援行動計画
こどもすこやか育みプラン・とよなか
令和6年度(2024年度)
事業実施報告書



すべての子どもの人権が尊重され、健やかに育ち、
社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち・とよなか

令和7年(2025年)10月

○ 豊 中 市

は　じ　め　に

本市は、平成 25 年（2013 年）4 月に「すべての子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを愛情深く育むまち」の実現をめざし豊中市子ども健やか育み条例を制定しました。この条例に基づき、平成 27 年(2015 年)3 月に豊中市子育ち・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」を策定し、こどもに関わる様々な分野にわたる支援施策を総合的、計画的に推進しています。

令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間を計画期間とする第 2 期計画は、子どもの人権の尊重をすべての取組みの基礎とし、国が進める「子ども・子育て支援新制度」等の趣旨を踏まえつつ、「子育ち支援」「子育て支援」「安心・安全なまちづくり」の基本施策に加え、「ひろめよう、それぞれの居場所～子どもの居場所づくり～」、「みんなで寄り添う、健やかな育ち～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～」、「だれもが安心、つながる支援～必要な支援を届ける環境づくり～」の 3 つを重点施策に掲げ、子育ち・子育て支援施策の推進に取り組むものです。

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、毎年度進行状況の点検や評価を行い、その結果を踏まえ、次年度以降の計画推進における事業の見直しを行うこととしております。

本報告書は、このような趣旨に基づき、本計画の実効性をさらに高めるため、子ども審議会で評価・意見をいただきながら、本市の様々な子育ち・子育て支援に関わる事業の実施状況と、子育て環境の現状等をまとめたものです。

市民のみなさまや関係者には、今後の子育ち・子育て支援をさらに充実させるために、本報告書をご覧いただき、本市の子育ち・子育て支援の推進のためにご活用いただきますようお願いいたします。

令和 7 年（2025 年）10 月

豊 中 市

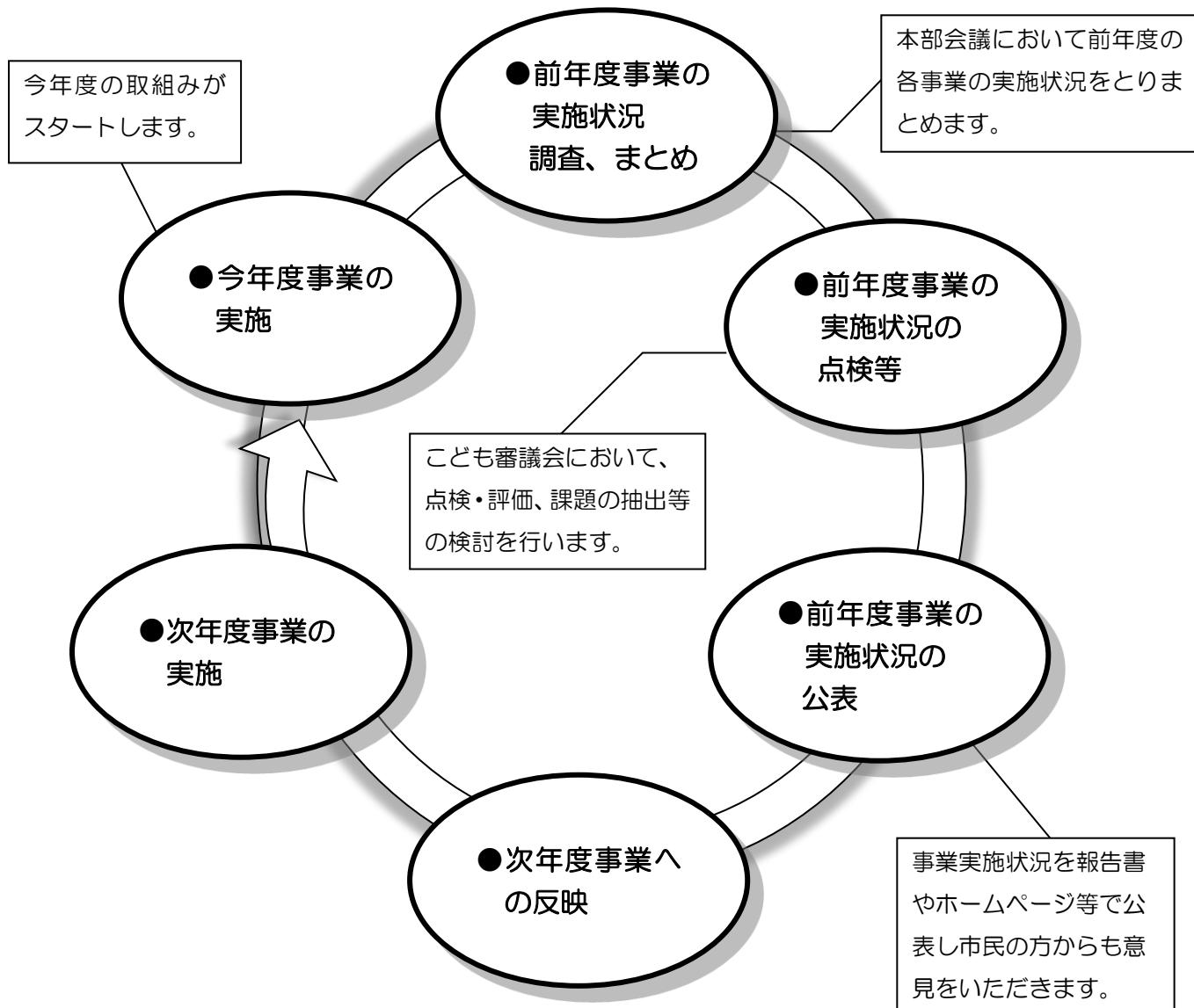
— 目 次 —

はじめに

I. 進行管理のサイクルについて	1
II. こどもすこやか育みプラン・とよなかがめざすもの	2
III. 施策体系.....	5
IV. 重点施策の事業実施状況	9
重点施策 1 ひろめよう、それぞれの居場所～子どもの居場所づくり～	9
重点施策 2 みんなで寄り添う、健やかな育ち～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～ .	12
重点施策 3 だれもが安心、つながる支援～必要な支援を届ける環境づくり～	21
重点施策 第2期計画(5年間)の振り返り	24
V. 施策の柱ごとの事業実施状況	25
施策の柱 1 子育ち支援	25
施策の柱 2 子育て支援	29
施策の柱 3 安心・安全なまちづくり	33
施策の柱 第2期計画(5年間)の振り返り	35
VI. 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画の実施状況.....	36
VII. 学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりの充実 (新・放課後子ども総合プラン)	45
VIII. ひとり親家庭への支援の充実 (ひとり親家庭等自立促進計画)	47
IX. 子どもの未来応援施策の推進 (子どもの貧困対策計画)	50
X. 評価指標	52
XI. 事業一覧	55
XII. 豊中市の子育て環境の現状	73
1. 人口・出生等の状況	73
2. 教育・保育施設等の状況	81
3. 子育て支援サービスの状況	83
4. 子育て相談等の状況	85
5. 小・中学校・義務教育学校の状況	89
6. 障害児等の状況	90
7. 外国人市民の状況	94
8. ひとり親家庭等の状況	95
9. 安心・安全	96
こども審議会からの評価・意見と市の考え方	98
巻末資料	
指標等の修正・変更について	103
用語の解説 (★のついた用語)	105
ご意見・ご感想をお寄せください	108

I. 進行管理のサイクルについて

計画の進行状況を把握し、進行を管理するために、庁内における子育ち・子育て支援に関わることも施策推進本部会議（委員長＝こども未来部長。《以下、「本部会議」という。》）において各事業における毎年度の実施状況をとりまとめます。そして、市民や児童福祉、母子保健、教育等の関係機関、学識経験者等から構成する「こども審議会」において、進行状況の点検や評価及び課題の抽出や重点的に取り組む事項等の検討を行います。その結果を次年度以降の各事業の改善等へつなげ、着実な計画推進に取り組みます。



Ⅱ. こどもすこやか育みプラン・とよなかがめざすもの

本計画は、「豊中市子ども健やか育み条例」に基づき、こどもが人とつながり、未来を切り拓く力を身につけるとともに、次代の担い手となるこどもを大切に育むことのできる大人となるよう、基本理念を以下のように定めています。

**すべての子どもの人権が尊重され、
健やかに育ち、
社会全体で子育て家庭を支え、
子どもを愛情深く育むまち・とよなか**

子どもの人権の尊重をすべての取組みの基礎とします

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることを大切にします。

子どもの健やかな育ちを支えます

子どもには、自ら育つ力と多くの可能性があります。子どもの力を信頼し、または認め、その個性や能力を発揮することができる機会を提供し、子どもの状況に応じた支援することで、子どもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することをめざします。

自己自身のこと、家庭のこと、学校のことなど様々な理由から社会的援助が必要な状態の子どもや誰にも相談できず悩みを一人で抱え込んでいる子どもに対しては、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を行うことをめざします。

子どもの年齢及び成長に応じ、その思いや意見を尊重し、子どもにとっての最善の利益を実現するために必要なことを子どもと大人がともに考えることをめざします。

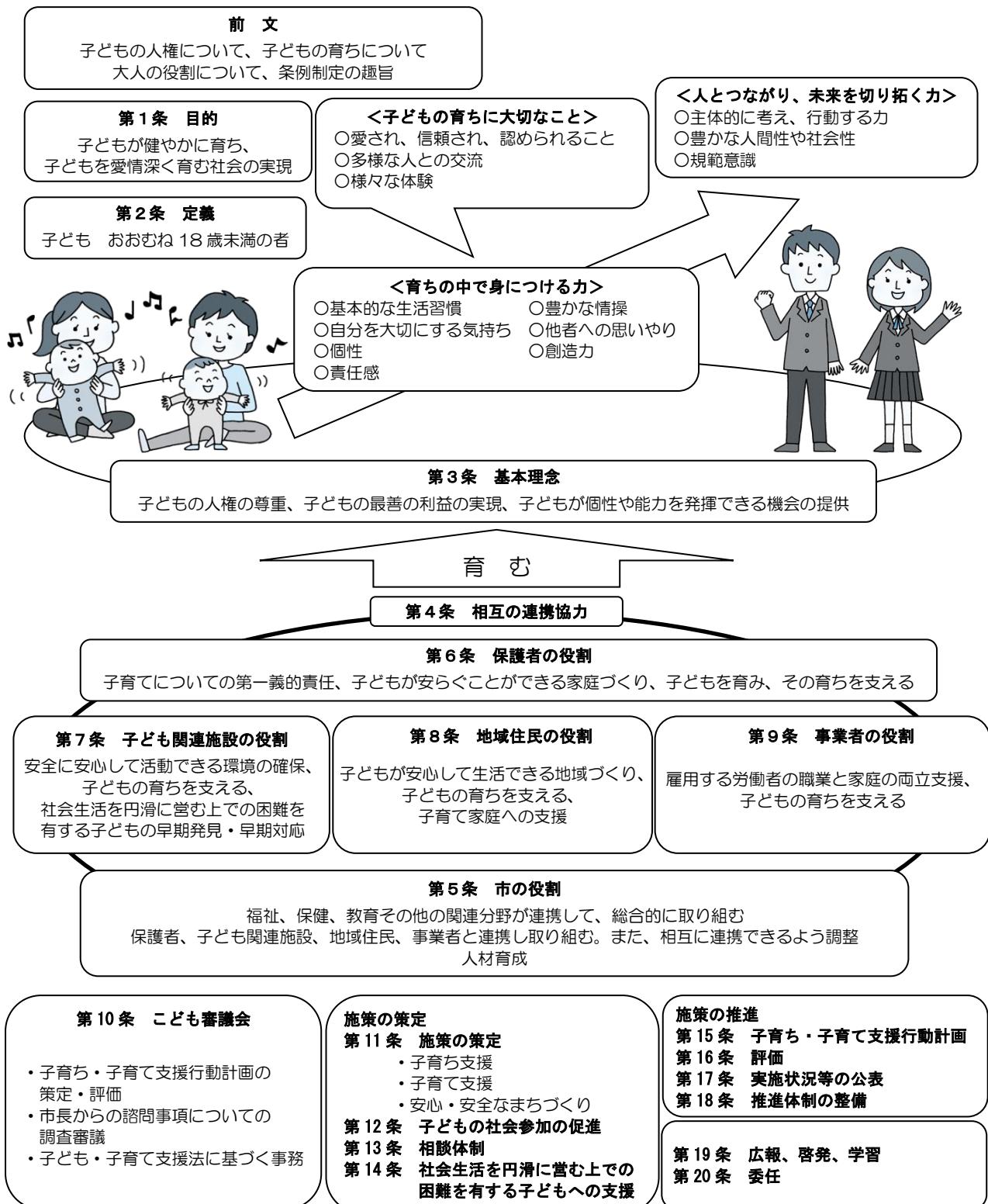
(子どもの健やかな育ちとは ~豊中市子ども健やか育み条例より~)

子どもは、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園★、学校をはじめとする社会での多様な人との関わりや様々な体験を通して、基本的な生活習慣、自分を大切にする気持ちや他者への思いやり、個性や創造力、そして自ら考え、主体的に判断して行動する力などを養いながら、人とつながり、未来を切り拓く力を身につけていきます。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

■豊中市子ども健やか育み条例

○豊中市子ども健やか育み条例の概要



安心して子育てできるよう地域全体で家庭を支えます

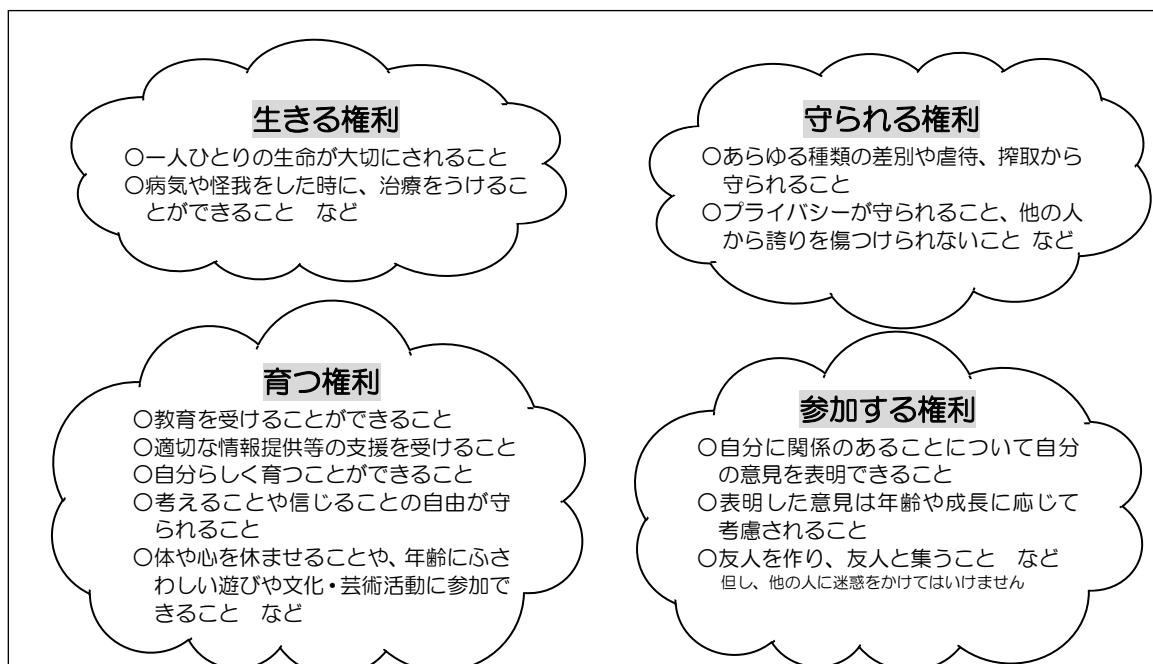
子どもの育ちには、身近にいる特定の大人との愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が大切であることから、保護者が安心して子育てできるよう、地域全体で保護者を支えることが、子どもの健やかな育ちにつながります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。しかしながら、社会環境や生活基盤の変化など子育て家庭を取り巻く状況は厳しくなっており、不安や負担を抱えながら子育てをしている保護者もいます。こうした状況を踏まえた上で、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう地域全体で子育て家庭を支えていくことが必要です。

子どもを愛情深く育むまち・よなかをめざします

保護者を含む地域の大人、関係機関・団体、事業者、NPO★、学校、行政など子どもに関わるすべての人がそれぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めるとともに、すべての人が子どもや子育て家庭に関心をもち、地域全体で子どもを育む仕組みづくりが必要です。

■子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）



～4つの原則～

「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」

子どもに関わることについては、子どもにとって一番よいこと（最善の利益）を
第一次的に考慮することが求められています

Ⅲ. 施策体系

基本理念	すべての子どもの人権が尊重され、健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち・とよなか
施策の柱1	子育ち支援
	1－1 保育及び教育環境の充実 就学前の学校教育・保育の質の向上、学校教育の充実など
	1－2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供 子どもの多様な活動機会や社会参加の充実など
	1－3 子どもの居場所づくり 安心して遊びや学習ができる子どもの居場所づくりなど
	1－4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援 子どもの悩みや不安の解消に向けた情報提供・相談支援、児童虐待の防止など
施策の柱2	子育て支援
	2－1 地域の子育て環境の整備 地域子育ち・子育て支援のネットワークづくり、地域教育力の向上など
	2－2 子育てに必要な情報提供等 利用者支援、子育てに必要な情報提供の充実、家庭教育支援など
	2－3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援 保護者の悩みや不安に対する相談支援、多様な子育て支援など
	2－4 子育てと仕事の両立の推進 多様な保育サービスの提供、ワーク・ライフ・バランス★の推進など
施策の柱3	安心・安全なまちづくり
	3－1 生活環境、保健・医療体制等の整備 子育ち・子育てにやさしい生活環境整備、母子保健事業の充実など
	3－2 子どもの安全確保 防犯・防災体制の充実、交通安全活動の推進など
重点施策	1 ひろめよう、それぞれの居場所～子どもの居場所づくり～ 2 みんなで寄り添う、健やかな育ち～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～ 3 だれもが安心、つながる支援～必要な支援を届ける環境づくり～

子ども健やか育み条例に基づく取組み

こどもまんなかの取組み

こどもまんなか応援サポーター宣言

豊中市では、こども家庭庁が推進する「こどもまんなか★」の主旨に共感・賛同し、長内繁樹市長が令和5年（2023年）7月に「こどもまんなか応援サポーター★」に就任し、「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行いました。子どもの意見を日常生活や施策に反映できるよう、子ども本人の意見を言える場の確保や「こどもまんなか」に子育ち・子育てのための施策を進めていくことを宣言しました。令和6年度（2024年度）は『「こどもまんなかアクション」リレーションポジウム in とよなか』(p.6) の開催、子ども健やか育み条例出前講座 (p.6)、子どもヒアリング (p.7)、子育て応援団通信 (p.33) を実施しました（詳細は報告書内の各項目に記載）。



「こどもまんなかアクション」リレーションポジウム in とよなか【経営戦略課】

こども家庭庁との共催で、『「社会全体のパートナーシップ」で子育てをしよう』をテーマとしたシンポジウムを開催し、およそ130人が参加しました。

様々な立場の専門家を招いての基調講演、事例紹介、ゲストトーク、パネルディスカッションなどを通して“こどもまんなか”について改めて考える機会となりました。



シンポジウムの様子

条例を知ってもらうための取組み

子ども健やか育み条例 こども向けパンフレットの配布、 小・中学校・義務教育学校向け出前講座【こども政策課】

平成25年（2013年）4月に制定した子ども健やか育み条例のこどもへの周知をはかるとともに、子どもの人権に関する子どもの理解を深める機会とする目的で、こども向けパンフレットを作成し、講座開催時や市内の小学4年に毎年パンフレットを配布しています。

また市内の小・中学校・義務教育学校で子ども健やか育み条例や子どもの人権に関わる内容をテーマにした出前講座を実施しています。令和6年度（2024年度）は「ひとりひとりのもちあじ」「なぜいじめはいけないのか」「多様な性のあり方」などをテーマに、小学校17校、中学校3校で実施し、合計3,509人の児童・生徒が参加しました。



こども向けパンフレット

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

児童・生徒からは、「もちあじは人それぞれ違うということ、そのことでおもいやりを持とうと思った」、「性の多様性について教えてもらったことで、相手のことをきちんと知り、お互いを認められるようになろうと思いました」といった感想がありました。



出前講座の様子

子どもの社会参加の促進

子ども健やか育み条例に基づき、子どもたちの声を大切にしながら、子育ち・子育てに関する取組みを進めています。豊中市子育ち・子育て支援行動計画の策定や毎年の事業実施状況などについて、子どもの声を聞く機会を設け、施策に反映しています。

豊中市子育ち・子育て支援行動計画「子どもすこやか育みプラン・とよなか」

子ども・若者版リーフレットを作成【子ども政策課】新規事業

第3期豊中市子育ち・子育て支援行動計画「子どもすこやか育みプラン・とよなか」の策定とその推進にあわせ、当事者である子ども自身が計画に関心をもち、より身近に感じられるよう、公募により集まった市内小・中学生・高校生とともに、小学生向けと中学生・高校生年代向けの2種類の子ども・若者版リーフレットを作成しました。



小学生向けリーフレット

子どもヒアリング【子ども政策課】

豊中市子育ち・子育て支援行動計画「子どもすこやか育みプラン・とよなか」の進行管理の一環として、市職員が学校へ訪問し、子どもに子育ち・子育て支援の取組みの概要を説明するとともに、これらに対する意見を聴きました。小学生、中学生、高校生合計170人に協力いただき、「過ごしやすい居場所」や「豊中市の良いところ・悪いところ」などについて様々な意見をいただきました。



(上) 子どもヒアリングの様子
(左) ヒアリングの内容（二次元コード）

子どものつぶやき展【子ども事業課】

就学前施設では、「豊中市人権保育基本方針」に基づき、一人ひとりの子どもの人権を大切にすることを基本に、豊かな感性を育てお互いを大切にする心を培い、人権尊重の基礎的な資質を養うことをめざした人権教育・保育を進めています。

「子どものつぶやき」は、人権教育・保育の中で大切にしてきた取組みの一つです。令和6年度(2024年度)は1月に第二庁舎1階ロビーで「第31回子どものつぶやき展」を開催しました。

子どもたちは、日ごろから友だちや大人と関わって遊び、生活する中で“うれしいこと”“悲しいこと”“驚いたこと”“腹がたつこと”“求めたり望んだりしていること”など様々なことを感じ、表現しています。このような子どもたちの「思い」を表現したものを、言葉だけではなく、しぐさ・動き・表情などを含めて「つぶやき」として捉えています。「つぶやき」を通して、子どもたちの生活や友だちへの「思い」を受け止め共感するとともに、周りの友だちに伝え広げていくことを大切にしてきました。また、子どもの「まわりの大人的への思い」のつぶやきを通して、大人が改めてこ

どもの思いに向き合い、教育・保育の振り返りにつなげていきました。

これらのことは、仲間とともに生きることを育み、ひとりひとりの子どもの人権を守ることにつながっていくものと考えています。



子どものつぶやき展の様子

いたいの とんだけ～ 1歳児

保育者が机に足の指をぶつけた時



保育者 いたた～

しんじ (保育者の顔を覗き込む)

保育者 足をぶつけちゃった～ いたいよ～

しんじ いたた・・・(まゆを寄せて痛そうな顔)

いたい いたい っけ～

(保育者の足をポンとして“いたいの とんだけ～”を
してくれる)



保育者 わ～ しんじくん ありがとう

いたいの とんでいったわ～

いつもなら自分がしてもらっていた“いたいの とんだけ～”

を、保育者にする姿がありました。

しんじちゃんが、普段の保育者との関わりを心地よく感じていた様子が伝わってきました。

IV. 重点施策の事業実施状況

重点施策1 ひろめよう、それぞれの居場所 ～子どもの居場所づくり～

(1-3 子どもの居場所づくり)

子どもの居場所ネットワーク事業の実施【こども支援課】

公民協働による子どもの居場所づくりの推進による、こどもを地域全体で健やかに育む環境づくりや学校園を核としたセーフティネット体制の構築等を目的に、子どもの居場所ネットワーク事業を実施しました。実施にあたり、市域コーディネーターに加えて、7圏域に圏域コーディネーターを配置しました。令和6年度（2024年度）の主な実績は、下記のとおりです。

1. ポータルサイト「いこっと」の更新

「子どもの居場所について知りたい」「居場所の取組みをサポートしたい」方に向けて、市内の子ども食堂や無料・低額の学習支援など子どもの居場所72か所の情報を掲載したポータルサイト「いこっと」を随時更新しました。

「いこっと」を通じて、居場所情報の提供や運営者の想いを発信するほか、食材や場所の提供、ボランティア等で居場所を応援したい市民や企業と居場所運営者とのマッチングなどを行っています。



2. 居場所づくり人材バンクの運営

居場所の多様なニーズに対応するため、「いこっと」の人材バンク登録制度「いこっとサポートー」において、人材の募集と登録、居場所への派遣や運営者とサポートーのマッチング等を継続実施し、居場所利用者の保護者向け講演会、居場所での工作体験やワークショップ、演奏会等のイベントの実施を目的に、15団体に計28回の人材派遣を行いました。

3. 個別団体の居場所づくり支援

新規立ち上げとして、障害者就労施設やお寺を拠点とした居場所づくり等を支援しました。

また、既存団体の支援として、新しい活動に関する支援や食材提供、助成金情報の提供等を行うとともに継続的な運営に関する相談支援を実施しました。



4. 圏域ネットワークの構築

居場所運営者、学校関係者、地域活動関係者、関係機関等による圏域ネットワークの構築のために、居場所の活動状況の共有、地域のこどもに関する情報交換や、虐待・ネグレクトに関する支援への繋ぎをテーマにした交流会等を、全7圏域で実施しました。

5. 市域ネットワークの構築

居場所運営者、学校関係者、関係機関等の課題共有等を目的に「こどもまんなか円卓会議」を2回実施し、新規で活動を開始した居場所の紹介のほか、活動に関わる課題や解決策・連携方法について、参加者のテーマ提示によるグループディスカッションを行いました。

6. 居場所ボランティア講座の実施

こどもに関わりたい人がこどもの課題を知り、支援のスキルを学び、現場で活動を始めるための3回連続講座を実施しました。先進的に活動している居場所運営者を講師に招き、居場所でのこどもとの接し方についての講演を行ったほか、既存の居場所運営者によるブース出展を実施し、受講者が実際に活動している運営者の話を直接聞き、居場所の現状を学ぶ機会としました。



今後もこれらの取組みを総合的に進めていくことで、様々な課題を抱えたこどもの育ちを支えるとともに、家庭への支援や多様な団体のつながりを創出していきます。

子どもの居場所づくり推進事業補助金の交付【こども支援課】

「豊中のまち全体が子どもの居場所になる」まちづくりを推進するため、地域における子ども食堂や無料・低額の学習支援等の多様な子どもの居場所づくりを充実することを目的に、定期的な開催や、食材等の提供を通じて支援を必要とするこども・家庭への見守り等を行う団体に対して補助をすることで、居場所の安定的な運営の支援を令和3年度（2021年度）から引き続き実施しました。

令和6年度（2024年度）においては42団体を補助し、延べ43,230人の居場所への参加と、延べ1,796世帯へお弁当等の配布を通じた見守りを行いました。



支援が必要な子どもの居場所（児童育成支援拠点・豊中型認定居場所）

【こども支援課・人権政策課】拡充事業

子どもの居場所ネットワーク事業におけるセーフティネットの仕組みづくりをさらに推進するため、支援型の子どもの居場所として、児童育成支援拠点を4か所（いこっとhome、Ailes、人権平和センター豊中、人権平和センター螢池）で実施し、支援対象児童等（延べ4,206人）に対し、安心・自由に過ごせる居場所の提供、食事提供、文化・社会体験活動、個別相談対応、家庭訪問のほか、市・学校・関係機関・他の居場所運営者等との連携支援を行いました。

また、開催頻度などの条件を緩和した豊中型認定居場所補助金を新設し、4団体による支援対象児童等（延べ1,422人）への見守り支援を行いました。

今後も、はぐくみセンターを核とした既存の地域の居場所も含めた重層的な相談支援ネットワークにより、必要に応じて継続的・専門的支援に確実につなげる子どもの居場所の相談支援体制を強化していきます。



高校生世代の子ども・若者のための居場所【くらし支援課】新規事業

生きづらさを感じている高校生世代の若者を支援するため、「ユースホーム できるカンパニー」を令和6年（2024年）6月に開設しました。

生活の自立につながる就労や学び直し、基本的な生活習慣の形成を目的として、安心安全が確保されたすごし場や学びと体験の機会を提供しています。

若者等とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、仕事体験等の場を提供するとともに、若者等とその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を実施しました。

令和6年度（2024年度）においては登録人数が15人、延べ607人が参加しました。



Instagram



DEKIRU.CO.TOYONAKA

様々な地域の居場所の取組み

校区福祉委員会、民生委員・児童委員、主任児童委員★等の地域団体が、小学校や放課後こどもクラブと連携した子ども食堂や朝ごはん会、学習支援等、様々な子どもの居場所の取組みを行っています。また、子ども食堂ネットワークを組織し、加盟する子ども食堂を対象とした交流会やイベントの実施、くるくるパントリーを通じた食材支援、子ども食堂MAPの更新を行いました。加えて、福祉施設(愛和会、あけぼの会)と連携し、子ども宅食(弁当配付、延べ1,706食)を通じて、こども・子育て家庭の支援を行いました。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

重点施策2 みんなで寄り添う、健やかな育ち ～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～

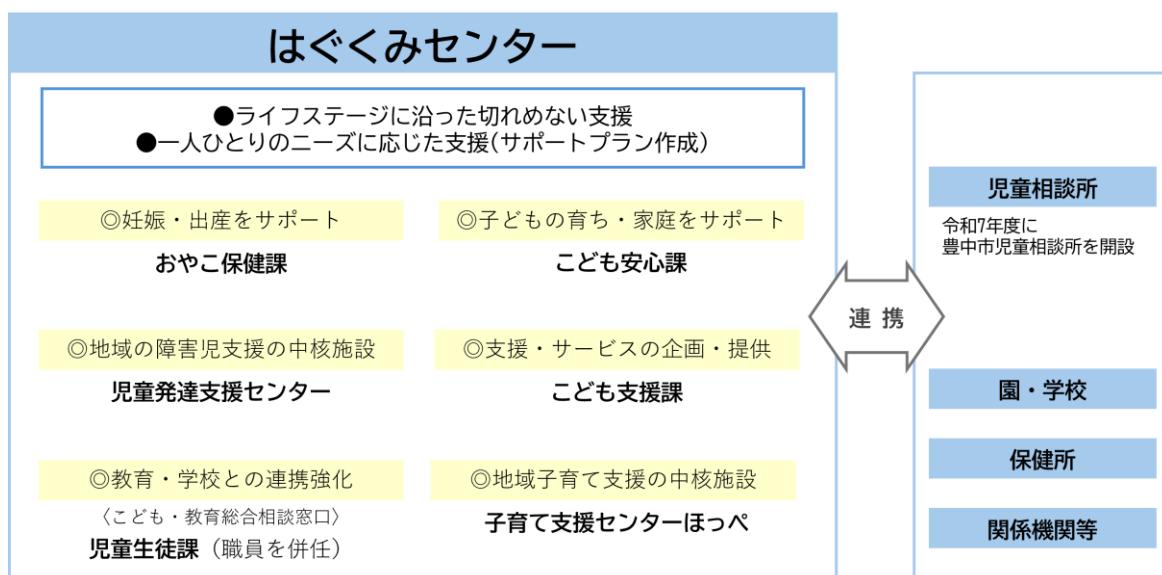
- (1-4) 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援)
 - (2-2) 子育てに必要な情報提供等)
 - (2-3) 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援)

はぐくみセンターの運営

改正児童福祉法に規定するこども家庭センター★の機能を持つ相談支援機関「はぐくみセンター」を、令和5年（2023年）4月に府内で初めて設置しました。すべての妊娠婦、こどもとその家庭に対し、改正法で定める児童福祉と母子保健だけでなく、学校教育も一体となって、ライフステージに沿った切れのない支援をより確実に届けていきます。

その他、令和5年度（2023年度）に、養育に課題を抱える家庭やヤングケアラーがいる家庭等を対象に家事・育児支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」を開始し、令和6年度（2024年度）の利用件数は453件でした。

また、令和6年度（2024年度）は0～18歳までの支援を必要とするお子さんのいるご家庭向けに1,201件のサポートプランを作成しました。母子保健・児童福祉・障害児支援・学校教育が一体となって課題解決に努めました。



（1）切れめない相談支援

子ども総合相談窓口【子ども支援課】

平成27年度(2015年度)から設置しているこども総合相談窓口では、365日24時間体制で18歳になるまでのこどもと家庭のあらゆる相談を受付けています。

また、こども専用フリーダイヤル「とよなかっ子ダイヤル」についても、同じく 365 日 24 時間体制で相談を受付けています。



★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

令和2年度（2020年度）から開設している、こども専用チャット相談「とよなかっ子ライン」（毎週水曜17～21時）については、令和4年（2022年）3月には市立学校で配布されるタブレット端末からも相談できるように設定を行い、こどもからの相談体制を拡充しています。相談窓口が身近なものになるよう、横断幕を掲示したり、市内の小・中学校、高等学校へ相談カードを配布したりと、窓口の周知強化を継続しています。

育児のしんどさやこどもにどう対応したら良いか、気になる行動をとることにもどう関わったら良いかなど、専門職が保護者からの相談に対応し、必要に応じて関係機関にもつないでいます。こども自身からは、友人関係、心身の健康のことなどの相談も多数受けており、とよなかっ子ラインでは、特に市立学校配布タブレット端末からの相談も増加しています。

今後も身近な相談窓口になるよう相談員の資質向上とともに、窓口の周知に努めます。

■こども総合相談窓口 相談件数（時間帯別） ■ (件)

	平日昼間	平日夜間	土日祝(日中)	土日祝(夜間)	合計
2022年度	3,749	470	153	182	4,554
2023年度	5,084	475	171	211	5,941
2024年度	6,346	394	173	138	7,051

■こどもからの相談件数（年代別内訳） ■ (件)

	小学校低学年	小学校高学年	中学生	高校生年代	不明	合計
2022年度	103	612	391	104	152	1,362
2023年度	81	568	336	82	245	1,312
2024年度	153	769	399	70	205	1,596

■こどもからの相談件数（フリーダイヤルとライン内訳） ■ (件)

	とよなかっ子ダイヤル	とよなかっ子ライン	合計
2022年度	301	1,061	1,362
2023年度	224	1,088	1,312
2024年度	383	1,213	1,596

こども・教育総合相談窓口【児童生徒課・こども支援課】

令和5年（2023年）4月から設置された、はぐくみセンター内の一機関である当窓口を庄内コラボセンターに設置し、専門相談員、臨床心理士、社会福祉職を配置し、学校や保護者などからの、こどもに係る問題行動や様々な悩みなどの相談に対し、関係各課と連携しながら、問題解決に向けた支援につなげるなど、適切に相談業務を行い、令和6年度（2024年度）は延べ361件の相談に対応しました。

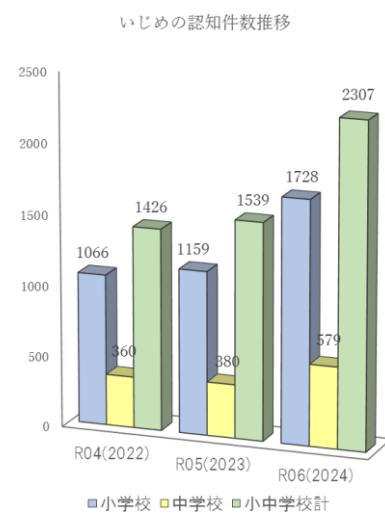
今後も関係各課や学校等関係機関と連携を図りながら、事業を早期に発見し、早期支援につなげられるよう取り組みます。

いじめや児童虐待から子どもを守るプロジェクト【こども安心課・児童生徒課】

いじめや児童虐待から子どもを守るプロジェクトとして、こども未来部こども安心課と教育委員会事務局児童生徒課が「いじめ・不登校（長期欠席）・児童虐待対策連絡会議」で連携し、いじめ事案、児童虐待事案等の個別ケース検討をはじめ予防にむけた事業を実施しました。

特にいじめ予防については、未然防止はもとより、早期発見・早期対応としていじめの芽の段階から摘むことが重要です。学校では「豊中市いじめ防止基本方針」に基づき、各学校でいじめ対応に関する方針や計画をたて、いじめ防止に取り組んでいます。いじめは全ての学校、全ての児童生徒に起こりうるものという認識のもと、教職員のいじめに対する感度を高めたり、児童生徒自身がいじめに対する理解を深めたりできるような取組みを行いました。今後も上記連絡会議を継続し連携を進めます。

こども安心課のいじめ予防校区研修会では、児童生徒を対象に弁護士から身近なトラブル事例をもとに、いじめの構造やいじめの当事者以外のまわりのこどもたちの役割について研修しました。



■令和6年度（2024年度）いじめ予防校区研修会実績■

対象	実施校	講師	テーマ
児童生徒	小学校 1校 中学校 1校	弁護士	・身近にあるいじめについて

令和6年度（2024年度）も前年に引き続き、小学校の児童会や最高学年、中学校の生徒会執行部会をはじめとし、子どもたちが主体となっていじめ予防を含めた安心安全な学校づくりを進めていくための支援をしました。各小中学校でオリジナルの下敷きや定規などのグッズを作り、全校児童生徒、全教職員に配布し、いじめ予防の啓発・促進を行いました。このような取組みを全市的に発信していきます。

こども療育相談【おやこ保健課（児童発達支援センター）】

発達上の様々な困りごとについて、その課題の整理や解決に向けての環境づくり、工夫の仕方などを、専門の職員が来所や電話で助言します。こどもの所属施設の職員と子どもの育ちや特性を共有し、各施設の環境や体制に応じた支援方法を提案します。令和6年度（2024年度）は、発達不安のある親子に対し地域子育て支援センターにおける発達支援親子教室を本格実施し、より身近な地域での支援体制の充実を図りました。また地域における保護者支援講座においては、民間障害児通所支援事業者職員を講師に加え、公民連携による保護者支援の充実を図りました。



■令和6年度（2024年度）こども療育相談事業実績■

基本相談	909人
療育支援（来所・電話）	1,016人
療育支援（訪問）	279人
巡回相談	466人
障害児相談支援事業	34人
発達支援保護者講座・相談会	86人

保護者支援講座の実施について【こども支援課・おやこ保健課】

「安心感の輪」子育てプログラムでは、市内3か所（北部・中部・南部）において連続講座を実施したほか、単発講座「子育てで大事にしたいアタッチメントのお話」を市内3か所（北部・中部・南部）及びマイ子育てひろば実施園で実施し、愛着形成について学ぶ機会を提供しました。参加者からは「少し肩の力を抜いて子育てを楽しめるようになった」「子どもの行動の意味を知った」「子育ての地図をもらったような気持ちになった」等の感想をいただきました。

子育て親育ちプログラムでは、初めてオンラインでのグループ講座を開催し、対面では参加が難しかった保護者も参加できました。また、テーマの異なるセミナーを4回実施し、多くの人が具体的な子育てスキルを学べる機会を提供しました。

子育て発達支援プログラムでは、来所による参加が難しい保護者を含めた支援の充実として、ペアレント・トレーニングを3日間に内容集約して開催にしました。今後は配信講座等多様な方法について検討していきます。またファシリテーターの育成を通して、地域で気軽に学べる機会が提供できるようにしていきます。

※ファシリテーターの育成に関しては重点施策3の児童発達支援センター機能の充実（p.21）に詳しく記載しています。

■令和6年度（2024年度）保護者支援プログラム実績■

講座名	実績
「安心感の輪」子育てプログラム	連続講座 延べ24回 延べ 173組 延べ 321人参加 単発講座 延べ23回 延べ 142組 延べ 287人参加
子育て親育ちプログラム (「前向き子育てプログラムトリプルP」)	延べ11回 延べ138人参加
子育て発達支援プログラム (ペアレント・プログラム、ペアレント・トレーニング)	基礎編 参加者 18名 ステップアップ編 参加者 39名

乳児家庭全戸訪問事業

【おやこ保健課（保健センター）・こども支援課（子育て支援センターほっぺ）】

豊中市では、全ての妊婦に対し母子健康手帳交付時に保健師、助産師等による保健指導を行っています。また、保健師・助産師等による「新生児訪問」、赤ちゃん訪問員・主任児童委員等による「こんにちは赤ちゃん事業」により、生後4か月までの乳児のいる家庭に全戸訪問し、伴走型支援を実施し、確実に面談を行っています。子育てに不安のある家族に対しては、「育児支援家庭訪問」等で継続訪問し、必要であれば関係機関、サービスにつなげて支援を行っています。

今後も虐待の未然防止、子育て不安の軽減につながるよう丁寧な子育て情報の提供・相談・援助に取り組みます。

■乳児家庭全戸訪問事業■

	訪問対象人数	実面談数	面談率
2020 年度	3,330 人	3,236 人	97.1%
2021 年度	3,040 人	2,958 人	97.3%
2022 年度	2,991 人	2,944 人	98.4%
2023 年度	2,939 人	2,938 人	99.9%
2024 年度	2,797 人	2,797 人	100.0%

【令和6年度：実面談数の内訳】

新生児訪問（保健師等訪問）面談数：1,822人、こんにちは赤ちゃん事業 面談数：1,201人
両方の面談を実施した数 226人

養育支援訪問事業

【おやこ保健課（保健センター）・こども支援課（子育て支援センターほっぺ）】

保健センターでは、妊産婦、乳幼児の健康確保のために必要な情報提供を行うとともに、子育てに対する不安を軽減し、育児をサポートするため、訪問型（アウトリーチ★型）の支援事業を行いました。

子育て支援センターほっぺでは、育児支援家庭訪問として、自ら出向いて支援を求めることが困難な家庭（小学6年生までの子どもの保護者）に対し、保育教諭が継続支援を行いました。また、必要であれば専門職（心理職・社会福祉職）が同行し、専門性を活かした効果的な支援を行いました。相談内容は、育児ストレス・育児不安・母親の健康・メンタル的が約6割を占めています。訪問する中で育児・家事などの支援が必要とされた家庭は、育児及び家事援助支援につなぎ支援を継続しました。「いつでも気軽に相談できる」「困ったら（家に）来てくれる」という安心感から再度の訪問を希望する家庭が多くあります。今後も引き続き、訪問により育児に関する相談等の支援を行います。

■養育支援訪問事業（子育て支援センター及び保健センターによる専門的相談支援の合計）■

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
延べ訪問回数	568回	826回	813回	1,081回	1,204回	1,070回

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

地域子育て支援センターや認定こども園等における相談支援【こども事業課】

公立こども園 16 か所に設置している地域子育て支援センターに地域支援員を配置し、就学前のこどもとその家庭を対象に、子育て講座を開催したほか、親子の遊びや「公園ほっとタイム」など参加者同士の交流の場の提供、子育て情報の発信などを実施しました。また、公立こども園 24 か所においても、子育てに関する身近な相談場所として、子育ち・子育てに関する保護者の悩みや負担軽減など心のケアを行うため、電話や対面での育児相談を実施しています。



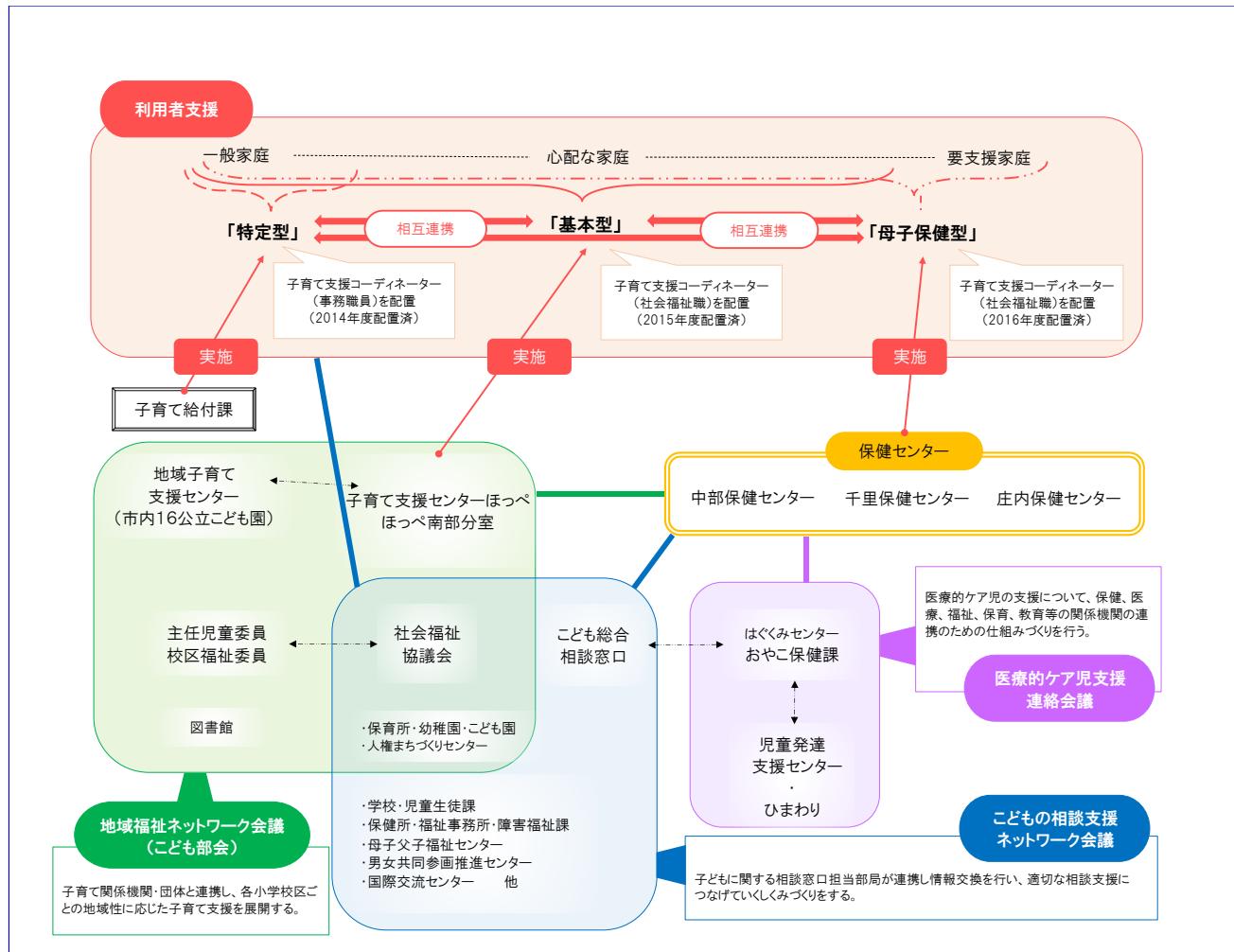
公園ほっとタイムの様子

また、身近に頼れる環境づくりとして、令和6年度（2024 年度）からすべての地域子育て支援センターでマイ子育てひろば制度を実施しました。市在住の妊婦や未就学児の保護者が地域子育て支援センターに利用者登録をすることで、より気軽に子育て相談やイベント、園庭開放に参加できるようになりました。

※マイ子育てひろばに関しては施策の柱ごとの事業実施状況の施策の柱2子育て支援（p.29）に詳しく記載しています。

(2) 分野横断的な相談支援

利用者支援事業【子育て給付課・こども支援課・おやこ保健課】



■利用者支援事業と各相談窓口との連携

利用者支援事業とは、子ども・子育て支援について個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるように、また、日常的に地域の様々な子育て支援関係者とネットワークを構築し、不足している社会資源の開発などを目的にする事業です。子育て支援センターほっぷ（「基本型」）、市役所の窓口（「特定型」）、3か所の保健センター（「母子保健型」）にそれぞれ「子育て支援コーディネーター」（社会福祉職等）を配置し、相互に連携することで、妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援を行っています。また、地域の相談支援の充実のため、公立こども園においても副園長を対象に利用者支援員研修を実施し、子育て支援コーディネーター（兼任）として配置しています。

ネットワークの構築については、子育て支援コーディネーター間で連絡調整会議を開催し、対応事例の共有などの情報交換を行い、制度やサービス・社会資源について、その有効性や課題を確認しました。

「基本型」利用者支援事業【こども支援課（子育て支援センターほっぺ）】

地域子育て支援センターや公民館等における出張相談を 41 回実施しました。相談内容は、主に保育施設や子育て支援の制度や、入所・入園・一時保育についてでした。令和 6 年度（2024 年度）からは、マイ子育てひろば実施園での出張相談を行いました。引き続き、転入者や妊婦等も含めた一人ひとりのニーズに寄り添った支援を行います。

■令和 6 年度(2024 年度)「基本型」利用者支援事業相談件数■

(件)

窓口相談	電話相談	出張相談	WEB 相談	合計
550	252	233	3	1,038

「特定型」利用者支援事業【子育て給付課】

子ども・子育て支援新制度★への理解を深め、保育所等をよりスムーズに利用できるよう子育て給付課窓口での利用案内・相談対応において、保活情報ポータルサイト、オンライン相談を活用し、利用者の意向に寄り添ったきめ細やかな説明を行いました。（令和 6 年度（2024 年度）オンライン相談実績：370 件）

引き続き、保活情報ポータルサイトの活用、オンライン相談の実施ほか、インターネットでの来庁予約システムによる窓口相談での待ち時間の短縮など、利用者の利便性向上に取り組みます。

「母子保健型」利用者支援事業【おやこ保健課（保健センター）】

相談者との面接時にタブレットを活用したわかりやすい情報提供を行うほか、相談者のニーズに応じ、福祉事務所、くらし支援課、人権政策課、子育て支援センターほっぺ、医療機関、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等へ繋ぎ、支援の充実を図りました。

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れのない支援として妊娠届出時の全数面接、妊娠期の個別の支援プラン策定など、ニーズに応じた適切な時期にきめ細かな支援を行いました。

子どもの支援情報一元化システムの活用【こども安心課】

切れのない相談支援、分野横断的・重層的な相談支援をめざし、子どもや家庭へより早期に的確な支援を行う『子ども家庭支援システム（子どもの支援情報一元化システム）』を構築し、令和 5 年（2023 年）3 月に稼動開始しました。

同システムを活用しながら、こども支援課・こども安心課、おやこ保健課、児童生徒課の 4 課で相互に連携し、情報の一元化を図り子どもや家庭へ包括的な支援を実施しました。このシステムの一元化により担当課間での情報共有が速やかになり、子ども家庭への支援をより円滑に行うことができるようになりました。引き続き、児童虐待等の子どもと家庭に関する諸問題の解決のために支援情報一元化システムを運用します。

コミュニティソーシャルワーカー★（CSW）とスクールソーシャルワーカー★（SSW）とこども安心課の各地区サポート係の連携会議【児童生徒課・こども安心課】

CSW と SSW の各専門性を活かした日常的な連携の在り方を協議し、学校と福祉の連携を深めるための交流会を 3 回実施しました。その上で校区情報等の交換を行い、圏域ごとの状況・特色を相互につかむことにより、有効な支援をしていきました。

今後、こども安心課の各地区サポート係（以下「各地区サポート係」という。）も加えて、CSW、

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

SSWと各地区サポート係で学校と福祉の連携を深めるための交流会を年3回（うち1回は令和7年度（2025年度）から地域福祉ネットワーク会議（こども部会）開催の圏域連絡会を兼ねる）実施するとともに校区情報等の交換を行い、更なる有効な支援を講じます。

（3）迅速かつ丁寧に切れめなく包括的に支援を行うための体制強化

児童相談所開設準備【こども安心課】

全ての子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、令和7年（2025年）4月の児童相談所の開設に向けて準備を進めました。令和6年度（2024年度）は、「豊中市児童相談所設置基本計画」に基づき、相談支援体制の検討や施設整備を進めるとともに、職員育成のために大阪府等への職員派遣を行いました。また、国に対し児童相談所設置市への移行を要請し、政令指定を受けました。さらに、豊中市こども審議会「社会的養育推進のあり方検討部会」において、「社会的養育推進計画」の策定に向けた検討を行い、計画を定めました。

乳児院開設準備【こども安心課】

豊中市が児童相談所を設置することで、保護者などから適切な養育を受けられない子どもを公的責任で保護・養育する社会的養護を提供できる体制を市が責任をもって推進していく必要があります。入所措置が必要な乳児は健康面など様々なリスクを抱えているケースも少なくありません。緊急保護しなければならない場合に、安全・確実・迅速に保護する場所を確保するため、公募により豊中市児童福祉関連施設に民営の乳児院の誘致を進め、事業者を選定しました。

定員は10名（5名×2ユニット）でショートステイも受け入れ、地域の子育て支援も行います。

重点施策3 だれもが安心、つながる支援 ～必要な支援を届ける環境づくり～

(1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援)

(2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援)

(1) 障害のある子どもへの支援

障害のある児童・生徒の通学支援サービス【障害福祉課】

令和4年（2022年）4月より、保護者の体調や就労等の理由によって、ひとりで通学が困難となっている障害のある児童・生徒にガイドヘルパーを派遣し、通学のために必要な支援を行っています。今後、豊中市居宅介護・移動支援事業者連絡会などでの勉強会や、民間の従事者養成研修の案内を積極的に行うことにより、従事者の数と質の向上に努めます。

■ 通学支援サービス利用実績 ■

	延べ利用者数	延べ利用回数
2023 年度	799 人	11,508 回
2024 年度	892 人	15,690 回

児童発達支援センター機能の充実【おやこ保健課（児童発達支援センター）】拡充事業

保護者支援の拡充を図るため、市内障害児通所支援事業所職員対象のペアレント・トレーニング講師養成講座を実施するとともに（参加者数：11名）、地域子育て支援センターにおいて、保護者支援講座及び相談会を実施しました（15施設、参加者数：86名）。地域子育て支援センター等で発達支援親子教室を本格的に実施することにより、早期の気づきを保護者の理解や児童発達支援の利用などの支援につなげることができました。また、義務教育修了後の発達障害児を対象にした放課後等デイサービスを実施しました。

障害のある子どもへの支援の質の向上【おやこ保健課（児童発達支援センター）】拡充事業

障害児通所支援事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション事業や巡回訪問、障害児通所支援事業者連絡会の研修等の側面的支援を実施しました。また、保護者支援講座講師資格を取得した民間障害児通所支援事業所職員を講師に招き、発達支援保護者講座を実施することにより、公民連携した保護者支援の充実を図りました。

(2) 外国にルーツをもつ子ども(家庭)への支援

子どもサポート事業【人権政策課】

子どもの権利条約に基づき、子どもの人権を尊重し、外国にルーツを持つ子どもが自身のルーツを肯定的に受け止められる場を提供しています。また、外国にルーツを持つ子どもと家庭の社会的孤立を防ぎ、地域で安心して暮らしていくよう、特に子どもに関する行政機関や教育関係者と連携しながら、赤ちゃんから青少年に至るまでの外国にルーツを持つ子どもに対する支援および相

談事業を行っています。

多文化子ども保育「にこにこ」では、就学前の外国にルーツを持つ子どもたちが、読み聞かせや自由遊びなどの保育を通して、多様な子どもや大人と接し、コミュニケーションを取ることで社会生活に慣れるための場づくりを行っています。

「子ども母語教室」では、小・中・高校生を対象に、外国にルーツを持つ子どもたちが、母語や母文化に触れ、母語でコミュニケーションができるように支援し、子ども同士の仲間づくりを通じた居場所づくりや、エンパワメント*を行っています。外国にルーツを持つ子どものための学習支援・居場所づくり「サンプレイス」でも、小・中・高校生を対象に、子どもたちが安心して集える場づくりを行っています。外国にルーツを持つ大学生もボランティアとして活動に携わっており、子どもたちにとって居場所であると同時にロールモデルとの出会いの場にもなっています。

また、15歳以上の外国にルーツをもつ若者が集い、自己実現をしていく場を創出する取組みとして「若者支援事業」を実施しています。

今後も、子ども・若者たち一人ひとりの声に耳を傾け、安心してつながれる場づくりをめざしていきます。



サンプレイスの活動の様子

おとなサポート事業【人権政策課】

外国人市民が主体的に地域社会に参加できる機会をつくるため、多言語スタッフ及びカウンセラーを配置し、様々な事業とつながりながらサポートしています。

外国人のための一般生活相談では、主任相談員と相談員2名、外国語を母語とする多言語スタッフ8名を配置して相談対応するとともに、相談の質を高めるための支援者研修を随時行いました。



ショコラでの臨時相談会の様子

多言語相談サービス（対応言語は日本語、中国語、韓国・朝鮮語、英語、フィリピン語、タイ語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語、ポルトガル語）は、週5日実施しています。

令和6年度（2024年度）の相談件数は延べ2,864件と前年よりも増加しており、リモート対応、SNSによる相談対応を継続するなど、相談しやすい環境づくりを進めています。多言語Facebookページでは、日本語を含め10言語で感染症対策や支援情報など様々な情報発信を継続しました。

今後は、これまでの取組みを継続すると共に、国際交流センターに来づらい相談者へのアウトリーチ*や、スタッフの能力向上など、支援の充実をはかっていきたいと考えています。

国際教室【学校教育課】

帰国・渡日児童生徒を対象に、日本語の読み書き指導や学校の学習支援、多文化交流を目的とした活動を行いました。拠点校は、桜井谷・上野・東豊台・北丘の4小学校で実施しました。「国際教室」では多読活動やボードゲーム、フラッシュカードなどの教材・教具を活用し日本語学習や教科学習のサポートを行っています。

また、点在する「国際教室」がお互いに交流出来るように、10月にオンライン交流会を実施しました。普段は学校ごとに活動している「国際教室」ですが、他校にも同じ環境で頑張っている「仲

*は資料編「用語の解説」をご覧ください

間」の存在を知り交流できたことで本取組みへの励みとなりました。

今後も引き続き、さまざまな国の人たちが交流できる居場所づくりを目的とし、日本語の読み書きなど学校での学習活動のサポートを行います。

(3) ひとり親家庭、貧困の状況にある子ども(家庭)への支援

- ◆ひとり親家庭への支援については、第Ⅲ章に記載しています。
- ◆貧困の状況にある子ども（家庭）への支援については、第Ⅸ章に記載しています。

(4) ヤングケアラーへの支援

講演会等の開催、リーフレット配布【こども支援課】

ヤングケアラーの理解や気づきの視点、多分野連携による包括的支援の必要性などについて啓発を行うため、関係機関、地域活動従事者、市民に向けた講演会や研修会・出前講座を実施しました。

あわせて、周囲の大人や支援関係者向けに、支援の考え方や多分野の役割、伴走型支援の重要性、当事者の気持ちや現状を理解するためのコラム等を掲載したリーフレットを、出前講座や講演会等で説明しながら配布しました。

ヤングケアラーへの相談支援【こども安心課】

令和4年(2022年)4月にヤングケアラー専用相談窓口を開設し、令和6年度（2024年度）は13件（相談経路：市関係部局、学校、福祉・医療など関係機関）の相談支援を行いました。支援の中で、こども支援課が創設した子育て世帯訪問支援事業を活用し、ヤングケアラー本人や保護者の負担軽減を行いました。令和6年度（2024年度）は、市内全ての中学校へのアンケートを実施し、ヤングケアラーの可能性のある生徒の把握・学校と連携した支援に取り組みました。

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）★を活用して、多分野の関係機関と個人情報共有や支援内容等の協議を行うとともに、「ヤングケアラー支援運営会議」を活用して外部有識者から個々の支援方針等に助言・意見をいただきました。

また、職員等の支援力向上・多機関連携強化に向けて、「ヤングケアラーの理解と寄り添い支援のポイント」と題した講演とパネルディスカッション（こども支援課と共に）を行いました。



★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

重点施策 第2期計画(5年間)の振り返り

こども（家庭）の支援体制のさらなる強化に向けて、「ひろめよう、それぞれの居場所～子どもの居場所づくり～」、「みんなで寄り添う、健やかな育ち～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～」、「だれもが安心、つながる支援～必要な支援を届ける環境づくり～」の重点施策に取り組みました。

重点施策1 ひろめよう、それぞれの居場所～子どもの居場所づくり～

- 市内のかども食堂や無料・低額の学習支援などの子どもの居場所づくりを推進するため、コーディネーターを配置し、居場所の立ち上げ・運営支援、市域・圏域での学校関係者・地域活動関係者・関係機関等との交流会や、ボランティア連続講座の開催、ポータルサイト「いこっと」での情報発信、居場所に協力したい人材の派遣、市民や企業からの寄付等と居場所とのマッチング等を継続実施しました。
- かども食堂や無料・低額の学習支援等の多様な子どもの居場所づくりを目的に、定期的な開催や、食材等の提供を通じて支援を必要とするこども・家庭への見守り等を行う団体に対して「子どもの居場所づくり推進事業補助金」を交付しました。
- 支援が必要な子どもの居場所として、児童育成支援拠点を4か所で実施したほか、開催頻度などの条件を緩和した豊中型認定居場所を新設し、支援型居場所を拡充しました。
- 放課後かどもクラブ、地域子ども教室に加え、小学校の校庭などを開放した居場所づくりを実施、また、事業者委託等により放課後かどもクラブを日曜・祝日も開設するなど、学校を拠点とした放課後の居場所づくりを実施しました。

重点施策2 みんなで寄り添う、健やかな育ち～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～

- ライフステージに沿った切れのない支援をより確実に届けるため、改正児童福祉法に規定するこども家庭センターの機能を持つ相談支援機関「はぐくみセンター」を設置しました。
- かども総合相談窓口、かども専用フリーダイヤル（とよなかっ子ダイヤル）での24時間365日の相談受付、かども専用チャット相談（とよなかっ子ライン）をタブレット端末からも相談できるよう設定するなど、かどもからの相談体制を拡充し相談が増加しました。
- 身近な相談場所として、地域子育て支援センターや認定こども園等に地域支援員を配置し、対面や電話での育児相談を実施しました。
- 全てのかども達が心身ともに健やかに育つことができるよう、令和7年（2025年）4月の開設に向けて、児童相談所・乳児院の開設準備を行いました。

重点施策3 だれもが安心、つながる支援～必要な支援を届ける環境づくり～

- ヤングケアラーに関する理解促進と早期発見に向けた啓発、専任の「ヤングケアラー・コーディネーター」の配置など、ヤングケアラー支援に関する専用相談窓口を設置しました。
- ひとり親家庭に対して、母子父子自立支援員による相談をはじめ、自立支援給付金等の就業支援、生活支援等を実施。また、公正証書等の作成にかかる手数料等を補助する養育費確保のための補助制度を創設しました。さらに、ひとり親家庭支援の拠点である母子父子福祉センターにおいて、弁護士・専門員相談や情報提供等を実施しました。
- 通学支援サービスや児童発達支援センターの機能充実など、障害のあるこどもへの支援を行いました。
- 学習支援・居場所づくり、集いの場や国際教室など外国にルーツをもつこどもへの支援を行いました。

V. 施策の柱ごとの事業実施状況

施策の柱 1 子育ち支援

1-1

保育及び教育環境の充実

めざす姿 子どもが安全に、安心して、遊びや学びにチャレンジし、一人ひとりの個性や創造力を伸ばすとともに、集団生活を通じて社会で生きる力を身につけることができる

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。

取組みのポイント 子ども・子育て支援新制度★では、保護者の就労状況に関わらず、質の高い就学前の教育・保育や地域の子育て支援を総合的に提供していくことをめざしており、本市では乳幼児期の保育施設の整備等による量の確保とともに、就学前の教育・保育の質の向上を図る取組みを進めます。

子どもの発達や学びは就学前から就学後における連続性と一貫性が大切です。また保育や教育の中でも生きる力を培うための資質や能力の育成がますます求められています。小学校への入学や中学校への進学が子どもや保護者にとって段差を感じることなく、より円滑につながっていく教育・保育の内容や仕組みづくりに引き続き取り組みます。

- 施策展開**
- (1) 就学前の学校教育・保育の一体的な推進
 - (2) 就学前の学校教育・保育の質の向上
 - (3) 学校教育の充実
 - (4) 幼少期から義務教育期間までつながりのある育ちへの支援

●令和6年度（2024年度）の主な取組みおよび今後の取組み

こども誰でも通園制度試行実施【こども事業課】

就労要件を問わず時間単位で利用できる新たな通園給付（「乳児等通園支援事業」）の令和8年度（2026年度）からの本格施行を見据え、市内5施設で試行的事業を実施しました。延べ利用者は1,599人、延べ利用時間は3,959時間でした。利用した保護者からは、「家では経験できないことをたくさん経験できた。」「友達や先生と触れ合うことが、子どもの成長に繋がった。」などの声がありました。

令和7年度（2025年度）は子育ち・子育て環境のさらなる向上に寄与するため、市内10施設程度での拡充実施をめざします。

AI ドリルの全校導入【教育センター】

AI 解析により、個に応じてそのつまずきを効果的に解消し、基礎学力の定着につなげるとともに、自学自習を後押しして学習習慣を育てることを目的として、全校へAI型学習ドリルを導入しています。

解答は即時採点され、一人ひとりのつまずきや課題に応じた問題が出題されるため、子どもたちが自分のペースで学習を進めることができます。

1-2

多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供

めざす姿

子どもが主体的に社会へ参加し、多様な人との交流や様々な体験ができる機会を通じて、身近な社会生活や自然等に興味や関心を持ち、社会で生きる力を身につけることができる

子どもの健やかな育ちには、地域における多様な世代の人や子ども同士の交流、様々な体験が重要であり、地域の特性に応じて、保護者や学校、ボランティアやNPO★等が連携し、地域社会全体で豊かな育ちの場や機会を提供していくことが大切です。

取組みのポイント

また、ボランティア体験や職業体験等を通して自らもその一員として社会と関わっていく取組みのほか、有害情報や犯罪等のトラブルから子ども自身が身を守るために必要な教育を行います。

子育ち・子育て支援施策を子どもの視点に立った実効性のあるものとするために、当事者である子どもや若者の意見や考えを聞きながらまちの課題の把握や今後の取組みを検討し、実践へつなげることが大切です。

このため、子どもが積極的に意見を表明できる機会をより一層充実するとともに、子どもが地域社会やまちづくりをもっと身近に感じることができるように、地域と連携し、子どもの社会参加及び意見表明の機会の拡充に取り組みます。

施策展開

- (1) 多様な人との交流や様々な体験活動（場）の充実
- (2) 将来に向けた学びの場の提供
- (3) 子どもに対する情報発信や意見表明の機会確保

●令和6年度（2024年度）の主な取組みおよび今後の取組み

ライフデザイン支援【こども政策課】

市内の高校と連携し、働くこと、結婚、妊娠・出産、育児等に係る必要な知識や情報を総合的に習得するとともに、将来について主体的に考える機会を提供する講座や乳幼児との交流会を実施しました。

また、令和5年度（2023年度）に作成した複数のロールモデルのインタビューを掲載し、多様なライフデザインに触れる機会を創出するライフデザイン支援冊子を市内の高校へ配布しました。



乳幼児との交流会の様子

子どもの環境学習【ゼロカーボンシティ推進課】

隠岐の島町、能勢町との森林環境保全に関する自治体間連携協定に基づき、小学生を対象に自然体験環境学習プログラムを実施しました。

隠岐の島町（参加者20人）では山仕事の見学やトレッキングを、能勢町（参加者48人）では親子で間伐体験を行いました。大自然豊かな現地に赴き、都市部では叶わない体験を通して環境について学び考える機会となっています。



隠岐の島町 現地体験プログラム

引き続き、環境学習を通じて子どもや周りの人の環境意識が向上し、実生活での実践につながるようなプログラムを行います。

取組みの
ポイント

子どもの居場所は、子どもにとって、安心で、あらゆる暴力から守られ、自分らしく過ごせ、自分の思いや意見をいうことができる場所となることが大切です。

子どもにとっては、家庭が第一の居場所になることから、家庭の教育力や子育て力の向上に向けた支援に取り組みます。

家族形態や保護者の就労状況の多様化等により、学校の放課後等に安全に安心して遊んだり学んだりできる場所がより必要とされているため、放課後等の子どもの居場所づくりをさらに充実します。また、事業の実施にあたっては、居場所の円滑な運営に繋がる取組みを進めます。

施策展開

- (1) 子どもが安心して過ごせる家庭づくりの支援
 - (2) 学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりの充実
 - (3) 地域における子どもが安全に、安心して遊びや学習等の活動が行える機会（場）の提供
- 【重点施策 1】

●令和6年度（2024年度）の主な取組みおよび今後の取組み

午前7時からの小学校見守り事業【学校施設管理課】新規事業

市立小学校・義務教育学校（前期課程）に2名の見守り員を配置し、こども園の開園時間とあわせて午前7時からの見守り体制を整えました。令和6年度（2024年度）は延べ17,484人の児童が利用し、校門前で待つことなく、学校敷地内で安全に待機することができました。

令和7年度（2025年度）からは、保護者の付き添い要件を緩和するとともに、三季休業中も実施することで、事業の拡充を図ります。

放課後学習支援事業（5・6年生の学習支援）【学び育ち支援課】拡充事業

令和6年度（2024年度）から、学習理解度の向上と学習習慣の定着を目的として、市内全小学校・義務教育学校で放課後の学習支援事業を開始しました。本事業は小学校5・6年生を対象としており、2・3学期の水曜日の放課後に学校の余裕教室を活用して学習支援の機会を設けるものです。

講師は民間事業者から派遣されます。事業者の準備したテキストに加えて、学校で使用しているAIドリルを積極的に活用した学習支援が行われました。令和7年度（2025年度）以降も引き続き事業を継続します。

校庭開放の全校実施【学び育ち支援課】拡充事業

平成31年（2019年）から順次拡大実施してきた校庭開放事業を、令和6年度（2024年度）は市内全小学校・義務教育学校にて実施しました。月曜日から金曜日までの放課後17時までの間、開放されている各学校の校庭や体育館等で過ごすことができます。

近所に思い切り遊べる広い公園がない、見守り員が見守っていてくれるから安心だ、といった声を多くいただいています。



めざす姿

子どもが安心して、気軽に自身の悩みや不安を相談できる場所があり、特別な配慮を必要とする子どもが個別の状況に応じた適切な支援を受けることができる

子どもにとっては、自分自身のこと、家庭や学校のこと、暴力や虐待、いじめのことなど、どのような内容でも、直接、安心して相談できる場所があることが大切です。日頃から子どもが気軽に相談できるよう、子どもが抱える悩みが深刻な状況になる前に自ら打ち明けられるような環境づくりを進める必要があります。

取組みのポイント

また、子どもの不安や悩みには複数の課題が混在していることも多くなっています。相談支援にあたっては専門的な視点からのアプローチに加え、福祉・保健・教育その他の関連分野が連携し、総合的に支援することが大切です。

子どもの相談の内容や子どもがおかれている状況に応じ、学校等の関係機関と連携して、子どもへの総合的な相談支援を充実するとともに、相談窓口についてわかりやすく伝える工夫をするなど、子どもが安心して相談できる環境づくりに取り組むことが必要です。

(1) 子どもの相談窓口体制の充実【重点施策2】

(2) 子どもの悩みへの支援の推進

(3) 子どもが安心して相談できる環境づくり

(4) 必要な支援を届ける環境づくり【重点施策3】

●令和6年度（2024年度）の主な取組みおよび今後の取組み

障害児教育推進事業【児童生徒課】

障害等により支援が必要な子どもの教育環境の充実を図るため、通級指導教室（「通常の学級」に在籍しながら、個別や少人数集団にて、個に応じた自立活動の指導を受けることができる教室）を継続して豊中市立小中学校・義務教育学校全 55 校に配置し、一人ひとりの状況に応じた学びの場を確保しました。また、年間 10 回の研修を実施して支援教育コーディネーター（支援教育に対する理解を広め、関係機関との連携協力体制の強化について調整・とりまとめを行う）の育成を行い、各学校における支援体制の充実を図りました。さらに介助員（現支援教育センター）を 17 人増員し、児童生徒の個々の状況に応じた支援を実施しました。

今後も、全校に設置した通級指導教室を継続して運用し、支援教育コーディネーターの育成など、教育的ニーズにあった学びの場の確保に取り組みます。

創造活動【児童生徒課】

不登校状態にある児童生徒を対象に、青少年交流文化館いぶきにて家庭と学校の中間ステーションとして安心できる場を提供しています。また、校内教育支援センター★に部分登校支援員★・別室登校支援員★を派遣し、令和6年度

（2024年度）は456名を援助しました。家庭以外で人との関わりを持つ中で興味・関心が広がり、学校復帰などの新たな目標に向け、前向きに取り組んでいく姿が見られました。今後も、保護者や教職員への相談援助、学生カウンセラーによる訪問援助、児童生徒の興味関心を行動に移し、心の充足や体験の積み上げにより、成長をはかる多様なプログラムを設けた自主創造活動などを行ながら支援の充実を図ります。



★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策の柱2 子育て支援

2-1 地域の子育て環境の整備

めざす姿

子どもや子育て家庭が地域の人々によって見守られ、支えられ保護者同士も身近な場所でふれあい、支え合うことができる

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等が進み、また今後児童人口の減少も予測される中、家族や近所の人などから子育てについて日常的な支援や助言を受けることが難しくなっており、地域全体で子育て家庭を支える必要があります。特に、地域特性に応じて、転入世帯や外国人世帯など地域の中で孤立しがちな保護者に対する支援や地域とのつながりづくりが必要です。

取組みのポイント

保護者の子育てに対する不安感や負担感の軽減に向けて、身近なところで子育て情報の交換や相談ができたり、保護者同士の交流や仲間づくり、支え合いができる場が求められています。

また、これまでの取組みの成果として、地域の子どもに関わる様々な関係機関・保護者を含む団体が一体となってつくりあげてきた「地域子育ち・子育て支援ネットワーク」を生かし、保護者自身の力を高めつつ、引き続き地域の教育力の向上や子育て支援の充実に向けて取り組む必要です。

(1) 身近に集える地域の子育ち・子育て支援の拠点（場）の活用

施策展開

(2) 地域子育ち・子育てネットワークの充実

(3) 地域の多様な人材の育成・連携を強化した地域教育力★の向上

●令和6年度（2024年度）の主な取組みおよび今後の取組み

マイ子育てひろばを26園で実施【こども支援課】拡充事業

妊婦や未就学児の保護者が気軽に育児相談ができるよう、地域の就学前施設26園において「マイ子育てひろば」を実施しました。

利用者は各園に登録し、とよふあみ by 母子モによりイベント情報などをプッシュ通知で受け取ることができるようになり、より就学前施設を利用しやすくなりました。

また、各園において園開放や育児相談、園ごとのイベントの他に「子育てで大事にしたいアタッチメントのお話」や、保育・教育施設や遊び場利用の相談に応じる子育て支援コーディネーターの出張相談などを実施しました。



2-2

子育てに必要な情報提供等

めざす姿 保護者が子育てに喜びを感じ、子どもとともに成長できていることを感じることができる

取組みの ポイント

子育てを取り巻く環境の変化に伴い、子育て家庭の抱える課題やニーズは多様化しており、家庭の状況によって子育てに必要な情報が異なります。それぞれの状況に応じて、保護者が必要な情報を確実に入手できるよう、妊娠期から子育て期にわたる子育て関連情報を集約し、一元的に発信します。

また、家庭における教育力の向上のため、家庭教育に関わる部局や関係機関・団体が連携しながら、子どもの年齢に応じた親学習や子育て講座、保護者同士の交流会などを実施します。さらに、子育て支援事業などを通じて、子どもの育ちに大切なことを発信します。

施策展開

- (1) 利用者支援窓口の充実
- (2) 子育てに関する情報発信の充実
- (3) 家庭教育支援の推進

●令和6度（2024度）の主な取組みおよび今後の取組み

子育ち・子育て応援アプリ「とよふあみ」の運営【こども政策課】拡充事業

子育て支援センターほっぺや市内こども園・保育所のほか、公民館・図書館などのイベント情報や子育てに関するさまざまな情報を発信しています。令和6年度（2024年度）からは妊婦や未就学児の保護者が気軽に育児相談ができるよう、地域の就学前施設に「マイ子育てひろば」を設置し、登録した就学前施設からの情報をプッシュ通知でお知らせする機能を追加しました。



アプリはこちら

今後、「マイ子育てひろば」の拡大に合わせ、プッシュ通知の対応する園を拡大していきます。



職員出前講座（PTA 向け）【こども政策課】

小学校の保護者向けに、「子どもが健やかに育ち、子どもを愛情深く育む地域社会の実現のために」と題して、こども政策課の職員が出前講座を実施し、15名の保護者や教職員のみなさんにご参加いただきました。

「子ども健やか育み条例」で大切にしている理念や“4つの子どもの権利”についてお伝えし、その内容を踏まえて、グループトークを実施しました。家庭での子どもとの向き合い方や、子育ち・子育て支援のために必要なことなど、参加者それぞれの視点で意見交換を行い、“子どもの人権”について考えていただくきっかけとなりました。今後も保護者等の、子どもと接する大人へ向けて、出前講座を継続して実施します。

2-3

保護者の悩みや不安に対する相談及び支援

めざす姿 保護者が、身近で相談や必要な支援を受けることができ、安心して子育てできる

妊娠・出産・子育てにおいては、誰もが悩みや不安を抱えることがあります。また、それらの悩みや不安は多様化・複雑化していることから、身近で気軽に相談できる環境を整え、相談窓口の情報をわかりやすく周知するとともに、各相談窓口の専門性を向上させることに加え、窓口間の情報共有と必要に応じた円滑な連携など、福祉・保健・教育その他の関連分野による総合的な支援に取り組みます。

取組みのポイント また、転入世帯や外国人世帯など孤立しがちな家庭を早期に発見し、必要に応じて支援でいるよう、地域の関係機関との連携のもと、家庭の状況を把握するなど訪問型（アウトリーチ★型）の支援体制を強化します。

産前・産後の期間、子どもの多い家庭や家族の介護を行っている家庭では、家事やきょうだいの育児が困難な場合もあります。また、就学前児童の保護者には子育てを負担に感じている人もいることから、保護者の身体的・精神的疲労を軽減するためのレスパイトサービス★の充実に取り組みます。

- 施策展開
- (1) 相談窓口の活用促進【重点施策2】
 - (2) 自ら出向くことが困難な保護者などへの訪問型（アウトリーチ型★）支援体制の強化【重点施策2】
 - (3) 多様な子育て支援の充実
 - (4) 必要な支援を届ける環境づくり【重点施策3】

●令和6年度（2024年度）の主な取組みおよび今後の取組み

子育て相談チャットボットの実証実験【こども支援課】新規事業

令和6年度（2024年度）は、生成AIを用いたチャットボットの市民ニーズの検証を通じて、返答生成機能と、よりそい機能を評価しました。チューニングを通じたテスト結果として、本市での利用実験および職員インタビューから、生成AIチャットボットでは、利用者から高い評価が得られる返答生成が可能であることと、よりそい機能があることで評価が高まる可能性があることがわかりました。

今後は、生成AIチャットボットの本市実装に向けさらなる調査と検討を進めます。

妊娠・出産・子育て相談窓口【おやこ保健課】

妊娠前からの妊娠にまつわる事、出産、子育てに関する質問やお困りごとに、保健師・助産師・看護師・栄養士・歯科衛生士・社会福祉職・心理士等の専門職が相談に応じています。

また、流産や死産等で赤ちゃんを亡くされた方へ、市民課窓口や産科・婦人科医療機関でリフレットを配布しグリーフケアの周知を行うとともに、ご相談内容に応じて、ピアサポート★グループや専門機関を紹介しています。

今後も引き続き、丁寧な聞き取りや説明を行い、状況に応じた適切な相談先をご紹介するなど、切れぬない支援を行います。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください

2-4

子育てと仕事の両立の推進

めざす姿

必要に応じて多様な保育サービスが利用でき、子育てと仕事のバランスがとれていると感じ
ることができる

本市は、共働き家庭の増加や保護者の勤務形態の多様化に伴い、保育ニーズが増加・多様化しています。このため、引き続き保育所等の待機児童ゼロの状態が維持されるよう、保育定員の確保及び保育人材の確保に取り組みます。

取組みの ポイント

子育てと仕事の両立においては、企業・事業主の理解・協力が必要であることから、国や大阪府等関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランス★の啓発や、次世代育成支援対策推進法関連情報の提供を行います。

また、配偶者・パートナーとの協力関係が、子育てに対する不安感や負担感の軽減につながる傾向があることから、父母ともに参加できる講座等、引き続き父親の子育てに対する关心と理解を深めるよう取り組みます。

施策展開

- (1) 保育所等の整備、多様な保育サービスの充実
- (2) 家庭・企業・事業所等への啓発

●令和6年度（2024年度）の主な取組みおよび今後の取組み

一時預かり予約システムの導入準備【こども事業課】**拡充事業**

各園で受付している断続的一時保育（一般型）について、一時保育予約システムの導入準備を進めました。このシステムによって、一時保育の空き状況の把握とオンラインでの予約が可能となり、市民の利便性及び保育施設・市の生産性向上をめざします。令和7年度（2025年）は子育て環境のさらなる向上のため、6月から稼働を開始し、市内20施設での実施をめざします。

保育所等の定員確保の取組み【こども政策課】

保育所等への申込者数（保育ニーズ）増加に対応するため、令和7年（2025年）4月に市南部地域において、「アイグラン保育園大国町」「ポピンズナーサリースクール神崎川」を新規整備しました。

また、令和8年（2026年）4月開園に向け、市中部地域及び南部地域において保育所等を新規整備するべく、事業者を募集及び選定しました。

さらに、幼稚園から認定こども園への移行促進や保育所等での受入数増加に対するインセンティブの実施などにより、定員確保を進めました。

今後については、引き続き、幼稚園から認定こども園への移行促進を実施するとともに、既存保育所等の増築や新規整備により、保育定員の確保を進めます。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください

施策の柱3 安心・安全なまちづくり

3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備

妊産婦の健康づくりや不安の解消、子どもの健やかな成長に向けて、妊婦・産婦・乳幼児健康診査や産後うつ予防対策の体制を充実するとともに、母子の健康づくりに向けた啓発や学習機会の提供等に取り組みます。

取組みのポイント 小児医療に関しては、地域におけるきめ細やかな体制の充実や、医療機関等と連携した体制づくりを進めます。

子どもや子育て家庭にやさしい生活環境づくりに向けて、市内の公園・緑地をみどりの拠点とし、安全で安心して憩い楽しめる空間として保全・整備します。また、子どもや保護者が安心して外出できる環境整備に取り組みます。

子育てに関する経済的負担を軽減するための制度については、対象となる人が円滑に活用できるよう、わかりやすい情報提供、相談支援を進めます。

- (1) 妊娠・出産・子育てに関する知識の普及、相談・指導の充実
- (2) 母子保健事業の充実
- (3) 小児医療体制の充実
- (4) 子育ち・子育てにやさしい生活環境の確保
- (5) 子育てに関する家庭への経済的な支援
- (6) 子育て世帯にとってのまちの魅力発信の充実

●令和6年度（2024年度）の主な取組みおよび今後の取組み

妊産婦健康診査【おやこ保健課】

妊婦健康診査は、妊婦の母体及び胎児の健康管理を確保し、流産・死産・早産等を予防するとともに、安心、安全な出産を支援する事業です。妊娠届出のあった妊婦に妊婦健康診査受診券を交付し、実施しています。令和5年度（2023年度）には、妊婦健康診査受診券の交付枚数を14回から16回（5,000円×2枚追加）に拡充しました。また、同年から、経済的困難を抱える妊婦に対し、健康保険が適用されない初回産科受診料の一部を助成し経済的負担の軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を把握し、早期から必要な支援につなげることを目的とする豊中市初回産科受診支援事業を開始しました。

産婦健康診査は、産後早期の支援を確保するとともに、育児不安の軽減や産後うつを予防する事業です。妊娠届出のあった妊婦に産婦健康診査受診券を交付し、実施しています。

今後も、母子健康手帳交付の際に丁寧に受診案内を行うとともに、里帰り出産の場合の償還払いについて分かりやすく周知するなど、妊産婦に寄り添った制度運用を行います。

とよなか子育て応援団【こども政策課】

子育て家庭にやさしいサービスを提供している店舗や子育てサークルなどの団体を「とよなか子育て応援団」として登録し、地域全体で子育て家庭を支え、同時に市内事業者の子育て家庭に対する配慮への意識醸成を図っています。登録団体の情報は、子育ち・子育て応援アプリ「とよふあみ」でエリア別に検索できるようにしています。

令和5年度（2023年度）からは、団体の取組みを写真付きで紹介する「子育て応援団通信」の発信を「とよふあみ」で開始し、令和6年度（2024年度）も継続して発信しました。今後も、とよなか子育て応援団の取組みを通じて、子育てに温かい機運醸成のさらなる推進をはかります。



3-2

子どもの安全確保

めざす姿 子どもや子育て家庭が犯罪や災害から守られ、安全に、安心して暮らすことができる

子どもを犯罪や災害から守り、子どもや子育て家庭にとって安全・安心に生活できるまちづくりに向けて、地域の防犯・防災意識の向上、関係機関・団体、学校、地域住民等と連携した取組みを進めていくことが大切です。

取組みのポイント

阪神・淡路大震災や大阪府北部地震、東日本大震災、台風被害等の教訓を生かし、子どもに対する防災教育・学習機会の充実や災害時における避難・支援体制の確立に向け取り組みます。

また、子どもに対する防犯・防災教育を進め、危険から身を守る力を養います。

交通事故等の防止に向けては、安全な道路交通環境の整備を行うとともに、引き続き市民への啓発や子どもに対する交通安全教育の充実に取り組みます。

施策展開

- (1) 地域住民や関係団体等と連携した見守り体制の充実
- (2) 子どもを対象とした災害や犯罪に対する安全対策の強化、交通安全活動の推進

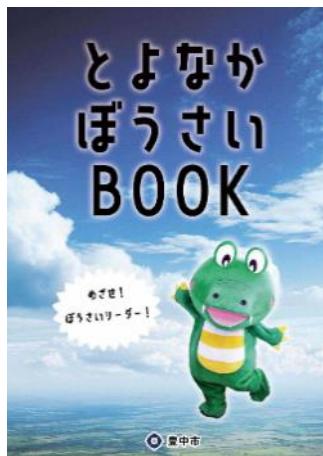
●令和6年度（2024年度）の主な取組みおよび今後の取組み

ジュニア向け防災啓発冊子「とよなかぼうさいBOOK」を作成【危機管理課】**新規事業**

阪神・淡路大震災30年の節目にあたり、ジュニア向け防災啓発冊子「とよなかぼうさいBOOK」を作成しました。

大震災を経験していない世代に向けて、防災意識を高めてもらうことを目的に、学校での授業や、家庭での防災教育の教材としても活用できるものです。

大人にも親しみやすく、わかりやすい内容で、若い世代が「自分の命は自分で守る」という意識を育み、未来の防災リーダーが生まれるきっかけとなることをめざします。



施策の柱 第2期計画(5年間)の振り返り

「すべての子どもの人権が尊重され、健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち・とよなか」の基本理念のもと、施策の柱として「子育ち支援」、「子育て支援」、「安心・安全なまちづくり」に取り組みました。

施策の柱1 子育ち支援

子どもが社会で生きる力を身につけられるよう、就学前の教育・保育や学校教育、交流・体験活動をより充実させるとともに、子どもが安全に安心して自分らしく過ごせる居場所づくりや、悩みや不安に対する相談支援体制の強化を進めました。

○市立小中学校児童生徒への一人一台端末を配備し、ICT★を活用した学び、個別最適化された学びの実現に向けた取組みを推進しました。

○市独自のツール「豊中市教育保育環境ガイドライン★」を公民一体で活用し、教育・保育の質の確保の取組みを推進しました。

○子育ち・子育て支援施策について、こどもにヒアリングを行うなど、本計画に基づく取組み内容を身近に感じ、意見表明できる機会を充実させました。

○スクールカウンセラー★を全小中学校・義務教育学校に配置しました。また、スクールソーシャルワーカー★の全小学校への配置及び中学校への事案対応派遣による早期支援により、学校内外への機関等による相談・指導を受けていない児童・生徒が減少し、状況に合った不登校児童・生徒への相談活動や体験活動の実施を援助しました。

施策の柱2 子育て支援

支援を必要とするすべての家庭に情報や支援が行き届き、保護者が安心して主体的に子育てを行えるよう、地域ぐるみで子育ち・子育てを支援する気運を高め、市民や関係機関・団体とともに、個々のニーズにきめ細かく対応した支援体制を充実させました。

○子育て支援センターほっぺ南部分室を開設し、南部での子育て支援事業の充実を推進しました。

○すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、子育て応援クーポンの配布や出産・子育て応援金を給付しました。

○とよなか子育ち・子育て応援BOOK「みんなで」の発行や、子育ち・子育て応援アプリ「とよふあみ」のリニューアルなど多様な媒体を活用したわかりやすい情報発信に取り組みました。

施策の柱3 安心・安全なまちづくり

母子保健事業や小児医療体制の充実、生活環境の整備、安全対策の推進を通じて、子どもが健やかに生まれ育ち、子育て家庭が安全に安心して過ごせる環境づくりを市民とともに進めました。

○母子健康手帳交付時の保健師、助産師等による保健指導や支援プラン作成、出産後の乳児家庭全戸訪問など、妊娠期から出産・子育てまで、様々なニーズに即した伴走型相談支援を実施し、母子の健康づくりに向けた啓発や学習機会を提供しました。

○こどもと一緒に外出しやすい地域づくりのためのガイドブックや動画作成など、「とよなか子育て応援団」事業を進め、こどもや保護者が安心して外出できる環境整備を推進しました。

○子育てに関する経済的負担を軽減するため、認可保育施設等の0～2歳児クラスに在籍する第2子以降の保育料を無償化しました。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

VII. 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画の実施状況

①学校教育(1号認定 ※満3歳以上的小学校就学前の学校教育)

各年5月1日時点

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度(2024年度)の事業実施内容
・幼稚園 ・認定こども園	①計画値 (利用定員確保量)	人	6,608	6,442	6,292	6,054	5,866	○2024年4月までの新制度移行等 ・幼稚園(新制度)2園が幼稚園型認定こども園へ移行 ・幼稚園(従来制度)3園が幼稚園(新制度)へ移行
	②実績値 (利用定員※2)		7,620	7,502	7,358	6,886	6,205	○2024年4月1日現在施設数(分園をカウントせず) ・幼保連携型認定こども園(公立24か所、私立24か所) ・幼稚園型認定こども園11か所 ・幼稚園(新制度)8か所 ・幼稚園(従来制度)6か所
	③実績値 (園児数)		5,663	5,701	5,334	4,921	3,927	

※2 従来制度の幼稚園は認可定員を適用

②-I 保育(2号認定 ※保育を必要とする満3歳以上(学校教育希望以外))

各年5月1日時点

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度(2024年度)の事業実施内容
・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育施設	①計画値 (利用定員確保量)	人	4,590	4,903	5,053	5,252	5,442	○2024年4月までの新規開園等 ・幼稚園(新制度)2園が幼稚園型認定こども園へ移行(再掲)
	②実績値 (利用定員)		4,538	4,722	4,868	4,977	4,967	○2024年4月1日現在施設数(分園をカウントせず) ・幼保連携型認定こども園(公立24か所、私立24か所・再掲) ・幼稚園型認定こども園11か所(再掲) ・保育所48か所 ・事業所内保育所1か所
	③実績値 (認定者数)		4,954	4,966	5,087	5,299	5,365	
	④実績値 (園児数)		4,728	4,826	4,961	5,129	5,248	

②-II 保育(3号認定(1・2歳) ※保育を必要とする満3歳未満)

各年5月1日時点

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度(2024年度)の事業実施内容
・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育施設 ・家庭保育所等(1、2歳)	①計画値 (利用定員確保量)	人	3,202	3,236	3,330	3,359	3,382	○2024年4月までの新規開園等 ・変更なし
	②実績値 (利用定員)		3,031	3,036	3,057	3,112	3,180	○2024年4月1日現在施設数(分園をカウントせず) ・幼保連携型認定こども園(公立24か所、私立24か所・再掲) ・保育所48か所(再掲) ・事業所内保育所1か所(再掲) ・小規模保育事業所(A型)15か所 ・家庭保育所等2か所
	③実績値 (認定者数)		3,327	3,629	3,692	3,770	3,902	
	④実績値 (園児数)		3,091	3,155	3,192	3,219	3,190	

②-III 保育(3号認定(0歳) ※保育を必要とする満3歳未満)

各年5月1日時点

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度(2024年度)の事業実施内容
・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育施設 ・家庭保育所(0歳)	①計画値 (利用定員確保量)	人	773	782	776	773	773	○2024年4月までの新規開園等 ・変更なし
	②実績値 (利用定員)		697	699	707	708	723	○2024年4月1日現在施設数(分園をカウントせず) ・幼保連携型認定こども園(公立24か所、私立24か所・再掲) ・保育所48か所(再掲) ・事業所内保育所1か所(再掲) ・小規模保育事業所(A型)15か所 ・家庭保育所2か所
	③実績値 (認定者数)		688	678	724	658	803	
	④実績値 (園児数)		561	555	585	537	564	

2. 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度(2024年度)の事業実施内容
事業等の情報提供、相談支援、関係機関との連絡調整等を行う事業	①計画値(確保量)	か所	5	5	5	5	5	○特定型 ・子育て給付課に子育て支援コーディネーターを2名配置。 ・保育所等をよりスマートに利用できるよう、子育て給付課窓口でオンライン相談を活用し、利用者の意向に寄り添ったきめ細やかな説明を行いました。
	②実績値		5	5	6	6	6	○基本型 ・こども支援課(子育て支援センターほっぺおよびほっぺ南部分室)に子育て支援コーディネーター2名配置(それぞれ1名ずつ)。 ・子育て支援コーディネーター連絡調整会議を2か月に1回開催し、相談対応から見えてくる地域の課題について話し合いました。
								○母子保健型 ・市内3つの保健センター(千里・中部・庄内)に子育て支援コーディネーターを1名ずつ配置。 ・母子健康手帳交付時に個別の支援プランを作成することにより支援ニーズに応じた情報提供及び支援を行いました。

②時間外保育事業(延長保育事業)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度(2024年度)の事業実施内容
通常保育時間を超えて保育を行う事業	①計画値(確保量)	人(人日)	287	297	307	317	327	○市内の認定こども園・保育所・地域型保育事業123か所(公立24、民間99)にて実施しました。
	②実績値 1日平均 (延べ人日)		328 (95,195)	432 (125,152)	565 (165,487)	559 (164,549)	557 (163,406)	

③実費徴収にかかる補足給付を行う事業

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度(2024年度)の事業実施内容
特定教育・保育等を受けた場合にかかる物品の購入費用等を助成する事業	実績値	件	33	32	30	30	18	○生活保護世帯を対象に、教育・保育にかかる実費負担額を助成しました。 1号認定・2号認定・3号認定児童…教材費等2,500円/月(上限)

④多様な主体の参入促進事業

事業概要	令和6年度(2024年度)の事業実施内容
(1)新規参入事業に対する相談・助言等巡回支援等 (2)特別支援:私学助成や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業	(2)社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園に在籍する1号認定障害児に対し、担当職員の人件費を補助しました。 (対象施設:2園)

⑤放課後児童健全育成事業(放課後こどもクラブ)

各年5月1日時点

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度(2024年度)の事業実施内容
就労等を理由に保護者が放課後家庭に不在の小学生を対象に、小学校等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する事業	①計画値(確保量)	人	3,091	4,582	4,674	4,733	4,813	○保護者が居間家庭にいない小学生4年生までの児童(支援の必要な児童は6年生まで)に対し、各小学校内で「放課後こどもクラブ」を運営しました。 ○19時までの延長保育事業を実施(2014年11月～) ○土曜日の開設を通年毎週実施(2016年4月～) ○放課後こどもクラブの運営を民間事業者へ委託しました。(令和5年4月～1校) ○放課後の子どもの居場所づくり事業を25校で実施しました。
	②実績値(利用人数)		4,623	4,261	4,592	4,857	5,121	
	②のうち、低学年		3,876	3,710	3,979	4,218	4,412	
	②のうち、高学年		747	551	613	639	709	

⑥子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度(2024年度)の事業実施内容
保護者の疾病等を理由に、家庭での養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等において一定期間養育を行う事業	①計画値(確保量)	人日	531	528	523	520	516	○令和元年度から実施方法を変更し、トワイライトステイを含めて、日帰り型(7日以内/月)、宿泊型(6泊7日以内)として実施しました。 ○市内1か所、市外5か所の施設に委託実施しました。 市内:社会福祉法人大阪水上隣保館翼 市外:社会福祉法人大阪水上隣保館 遙学園 社会福祉法人大阪水上隣保館 乳児院 社会福祉法人済生会支部大阪済生会 大阪乳児院 社会福祉法人大阪西本願寺 常照園 社会福祉法人児童養護施設 松柏会 松柏学園
	②実績値延べ人数		282	286	210	230	440	

⑦乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん事業)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度(2024年度)の事業実施内容
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	①計画値(確保量)	人	3,416	3,379	3,334	3,289	3,246	○保育教諭、主任児童委員、保健師、助産師による訪問を実施しました。令和元年度から主任児童委員と同伴で行う訪問は民間事業者に委託しています。 対象児童のいる2,797家庭のうち、2,797家庭に面談(面談率は100%)を実施しました。
	②実績値		3,236	2,958	2,944	2,938	2,797	

⑧養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度(2024年度)の事業実施内容	
【養育支援訪問事業】養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育能力向上させるための支援を行う事業	①計画値(確保量)	人	483	490	495	501	506	○子育てに不安や悩みのある家庭に保育教諭等が訪問し、育児相談や子育てサービスの情報提供等を行いました。 ○支援が必要な妊産婦、新生児、乳幼児等に対し保健師や助産師、社会福祉職等が家庭訪問を行い、個々の状況に応じた適切な保健師指導や援助、受診勧奨などをを行いました。	
	②実績値		826	813	1,081	1,204	1,070		
事業概要						令和6年度(2024年度)の事業実施内容			
【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るために、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク間の連携強化を図る取り組みを実施する事業						要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施しました。			

⑨地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター等)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度(2024年度)の事業実施内容
地域において、子育て相談や情報発信、親子が交流できる場の提供等を行う事業	①計画値(量の見込み)	人回	8,857	8,800	8,742	8,634	8,519	○子育て支援センターほっぺ、子育て支援センターほっぺ南部分室、地域子育て支援センター16か所で、親子でゆったり過ごせる環境を提供しました。
	②計画値(確保量)	か所	18	18	19	19	19	
	③実績値(延べ利用組数/12月)	人回	1,608	1,453	2,436	3,497	3,221	
	④実績値	か所	18	18	19	18	18	

⑩-I 一時預かり事業<幼稚園型>(預かり保育)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度(2024年度)の事業実施内容
幼稚園での通常の就園時間に加え、延長して預かる事業	①計画値(確保量)	人日	161,646	154,304	146,070	139,549	132,809	○公立こども園6か所、民間こども園22か所、私立幼稚園7か所にて1号認定の児童に対して実施しました。
	②実績値(延べ人数)		109,732	118,247	128,638	130,629	142,036	

⑩-II 一時預かり事業<一般型>等(一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業<小学校就学前>、トワイライトステイ事業)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度(2024年度)の事業実施内容
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業	①計画値(確保量)	人日	35,090	34,859	34,483	34,213	33,899	○一時預かり(一般型)(一時保育) (1)断続的一時保育…満1歳から小学校就学前児童で保護者が一時的に保育が必要な場合、週3日を限度として預かる事業。民間保育所、認定こども園等35か所で実施しました。(定員287名) (2)緊急一時保育…保護者の疾病や介護、冠婚葬祭等緊急に保育が必要な場合、12日間を限度として公立こども園、民間保育所等24か所で実施しました。 ※実績値及び定員にはポピンズキッズルームの緊急一時保育(一時保育利用枠:定員8人×2か所)を含む。 ○ファミリー・サポート・センター…引き続き広報等により援助会員の確保に努めました。 ○トワイライトステイ:令和元年度から実施方法を変更し、ショートステイに包含して実施しました。
	①のうち一時保育		32,655	32,440	32,090	31,838	31,545	
	①のうちファミリー・サポート・センター事業<小学校就学前>		2,435	2,419	2,393	2,375	2,354	
	①のうちトワイライト・ステイ		*	*	*	*	*	
	②実績値(延べ人数)	人日	16,788	18,067	20,448	25,249	24,910	
	②のうち一時保育		15,045 (定員 73,950)	16,360	19,092	23,647	24,144	
	②のうちファミリー・サポート・センター事業<小学校就学前>		1,743	1,707	1,356	1,602	2,031	
	②のうちトワイライト・ステイ		*	*	*	*	*	

①病児保育事業(病児・病後児保育)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度(2024年度)の事業実施内容
保育所等で 病児・病後児を 預かる事業	①計画値 (確保量)	人日	21,041	21,687	21,709	22,846	23,412	○病児保育事業…市内3施設で実施しました(定員4人、6人、20人) ○病後児保育事業:本町こども園で実施していた病後児保育事業は平成29年3月末にて事業を終了しました。 ○体調不良児対応型:看護師配置の保育所等93か所にて実施しました。
	②実績値 延べ人数		21,058	24,129	33,170	38,884	42,790	
	②のうち 病児保育事業		1,114	1,888	1,420	2,147	1,891	
	②のうち 体調不良児 対応型		19,944	22,241	31,750	36,737	40,899	

②子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業<小学校就学後>)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度(2024年度)の事業実施内容
育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者が、相互に会員となって、会員同士が育児に関する援助活動を行う事業	①計画値 (確保量)	人日	542	543	544	545	546	広報等により援助会員の確保に努めました。会員登録していない保護者が会員や活動を気軽に知ることができるよう、地域での交流会を11回開催しました。
	②実績値 延べ人数		208	125	123	204	129	

③妊婦に対する健康診査(妊婦健康診査)

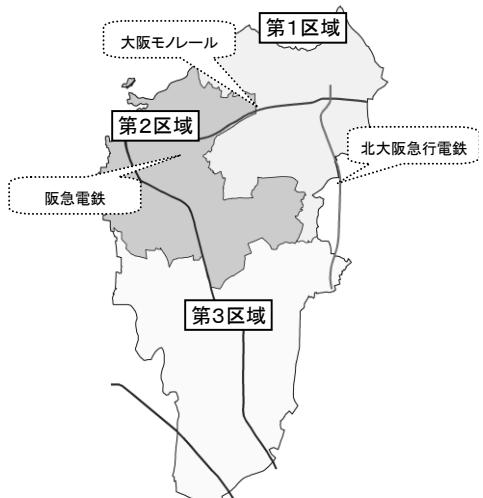
事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度(2024年度)の事業実施内容
妊婦に対する 健康診査を行う 事業	①計画値 (確保量)	人回	38,444	38,028	37,522	37,016	36,533	妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することで安心して継続的に妊婦がかかりつけ医で健康診査に通うことができるよう支援しました。
	②実績値 延べ人数		41,457	39,363	37,967	37,064	35,901	

◇ 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条第2項にもとづき、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として設定したもの。豊中市においては、小学校区を基本単位として下記のとおり3区域の設定を行っています。

●豊中市の教育・保育提供区域

区域	小学校区
第1区域	北丘、東丘、西丘、南丘、新田、新田南、東泉丘、野畑、北緑丘、少路、上野、東豊中、東豊台
第2区域	桜井谷、桜井谷東、刀根山、大池、螢池、箕輪、克明、桜塚、南桜塚、熊野田、泉丘
第3区域	森地、守内、北栄、小曾根、高川、豊南、原田、豊島、豊島北、豊島西、中豊島、庄内さくら、庄内南、庄内西、千成



1. 学校教育・保育 教育・保育提供区域ごとの実績

①学校教育(1号認定)

単位:人

«令和6年度(2024年度)»

(1)園児数

		児童数(実績値)				
		令和6年(2024年)5月1日現在				
		第1区域	第2区域	第3区域	合計	
本市児童	市内園	新制度の幼稚園	53	458	194	705
	市内園	新制度の認定こども園	984	925	721	2,630
	市内園	従来制度の幼稚園	240	151	201	592
他市児童	他市園	新制度の幼稚園				167
	他市園	新制度の認定こども園				72
	他市園	従来制度の幼稚園				95
他市児童	市内園	新制度の幼稚園	120	2	73	195
	市内園	新制度の認定こども園	174	14	24	212
	市内園	従来制度の幼稚園	3	19	180	202
合計(本市児童)		1,277	1,534	1,116	4,261	
【参考】計画値(ニース量)		1,884	1,563	1,511	4,958	

(2)認可定員(私学助成園)・利用定員(新制度園)

		確保量(実績値)				
		令和6年(2024年)5月1日現在				
		第1区域	第2区域	第3区域	合計	
本市児童	市内園	新制度の幼稚園	60	720	325	1,105
	市内園	新制度の認定こども園	1,479	1,116	960	3,555
	市内園	従来制度の幼稚園	570	285	690	1,545
合計		2,109	2,121	1,975	6,205	
【参考】計画値 (利用定員確保量)		1,867	2,331	1,668	5,866	

«参考:令和7年度(2025年度)»

(1)園児数

		児童数(実績値)				
		令和7年(2025年)5月1日現在				
		第1区域	第2区域	第3区域	合計	
本市児童	市内園	新制度の幼稚園	0	463	240	703
	市内園	新制度の認定こども園	907	863	687	2,457
	市内園	従来制度の幼稚園	88	56	73	217
他市児童	他市園	新制度の幼稚園				160
	他市園	新制度の認定こども園				76
	他市園	従来制度の幼稚園				48
他市児童	市内園	新制度の幼稚園	0	123	70	193
	市内園	新制度の認定こども園	1,551	1,329	811	3,691
	市内園	従来制度の幼稚園	6	3	172	181
合計(本市児童)		995	1,382	1,000	3,661	

(2)認可定員(私学助成園)・利用定員(新制度園)

		確保量(実績値)				
		令和7年(2025年)5月1日現在				
		第1区域	第2区域	第3区域	合計	
本市児童	市内園	新制度の幼稚園	0	660	505	1,165
	市内園	新制度の認定こども園	1,412	1,042	876	3,330
	市内園	従来制度の幼稚園	490	285	410	1,185
合計		1,902	1,987	1,791	5,680	

② 保育(2号認定・3号認定)

《令和6年度(2024年度)》

◆2号認定

(1)児童数(認定者数・園児数)

	2号児童数(実績値)			
	令和6年(2024年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
2号認定者数(本市児童)	1,701	1,853	1,811	5,365
保育所(通園児童数)	140	432	350	922
認定こども園(〃)	1,527	1,343	1,405	4,275
地域型保育給付事業	0	46	0	46
他市委託(〃)				5
合計	1,667	1,821	1,755	5,248
【参考】計画値(ニース量)	1,918	1,766	1,758	5,442

単位:人

(2)利用定員

	2号確保量(実績値)			
	令和6年(2024年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	129	411	346	886
認定こども園	1,463	1,232	1,344	4,039
地域型保育給付事業	0	42	0	42
合計	1,592	1,685	1,690	4,967

◆3号認定(1・2歳児)

(1)児童数(認定者数・園児数)

	3号(1・2歳)児童数(実績値)			
	令和6年(2024年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
3号(1・2歳)認定者数	1,182	1,486	1,234	3,902
保育所(通園児童数)	379	717	273	1,369
認定こども園(〃)	509	455	519	1,483
地域型保育給付事業(〃)	79	107	57	243
家庭保育所(〃)	9	0	7	16
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等(〃)	0	23	37	60
他市委託(〃)				19
合計	976	1,302	893	3,190
【参考】計画値(ニース量)	1,091	1,113	1,178	3,382

(2)利用定員

	3号(1・2歳)確保量(実績値)			
	令和6年(2024年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	344	699	264	1,307
認定こども園	546	493	534	1,573
地域型保育給付事業	72	100	52	224
家庭保育所	7	0	7	14
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等	0	24	38	62
合計	969	1,316	895	3,180

◆3号認定(0歳児)

(1)児童数(認定者数・園児数)

	3号(0歳)児童数(実績値)			
	令和6年(2024年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
3号(0歳)認定者数	223	283	297	803
保育所(通園児童数)	65	127	67	259
認定こども園(〃)	98	68	89	255
地域型保育給付事業(〃)	8	26	9	43
家庭保育所(〃)	0	0	2	2
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等(〃)	0	10	0	10
他市委託(〃)				5
合計	171	231	167	574
【参考】計画値(ニース量)	225	218	224	667

(2)利用定員

	3号(0歳)確保量(実績値)			
	令和6年(2024年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	95	167	70	332
認定こども園	130	85	122	337
地域型保育給付事業	13	26	11	50
家庭保育所	2	0	2	4
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等	0	0	0	0
合計	240	278	205	723

■保育利用率(0~5歳)

保育利用率 (= B/A)	0~5歳児童数(A)	認定者数(2号・3号)	利用定員(2号・3号)	通園児童数(2号・3号)(B)
46.49%	19,386 人	10,070 人	8,870 人	9,012 人

■保育利用率(3号認定)

保育利用率 (= B/A)	0~2歳児童数(A)	認定者数(3号)	利用定員(3号)	通園児童数(3号)(B)
41.63%	9,041 人	4,705 人	3,903 人	3,764 人

② 保育(2号認定・3号認定)

《参考:令和7年度(2025年度)》

◆2号認定

(1)児童数(認定者数・園児数)

	2号児童数(実績値)			
	令和7年(2025年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
2号認定者数(本市児童)	1,440	2,203	1,789	5,432
保育所(通園児童数)	138	490	398	1,026
認定こども園(〃)	1,532	1,345	1,382	4,259
地域型保育給付事業	0	43	0	43
他市委託(〃)				8
合計	1,670	1,878	1,780	5,336

単位:人

(2)利用定員

	2号確保量(実績値)			
	令和7年(2025年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	129	471	426	1,026
認定こども園	1,500	1,245	1,334	4,079
地域型保育給付事業	0	42	0	42
合計	1,629	1,758	1,760	5,147

◆3号認定(1・2歳児)

(1)児童数(認定者数・園児数)

	3号(1・2歳)児童数(実績値)			
	令和7年(2025年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
3号(1・2歳)認定者数	1,016	1,548	1,389	3,953
保育所(通園児童数)	379	735	341	1,455
認定こども園(〃)	521	485	546	1,552
地域型保育給付事業(〃)	65	108	60	233
家庭保育所(〃)	9	0	0	9
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等(〃)	0	16	35	51
他市委託(〃)				14
合計	974	1,344	982	3,314

(2)利用定員

	3号(1・2歳)確保量(実績値)			
	令和7年(2025年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	342	726	315	1,383
認定こども園	546	520	567	1,633
地域型保育給付事業	58	100	52	210
家庭保育所	7	0	7	14
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等	0	24	38	62
合計	953	1,370	979	3,302

◆3号認定(0歳児)

(1)児童数(認定者数・園児数)

	3号(0歳)児童数(実績値)			
	令和7年(2025年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
3号(0歳)認定者数	190	303	291	784
保育所(通園児童数)	70	137	95	302
認定こども園(〃)	105	65	92	262
地域型保育給付事業(〃)	2	22	7	31
家庭保育所(〃)	0	0	4	4
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等(〃)	0	0	0	0
他市委託(〃)				2
合計	177	224	198	601

(2)利用定員

	3号(0歳)確保量(実績値)			
	令和7年(2025年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	105	167	89	361
認定こども園	130	85	128	343
地域型保育給付事業	11	26	11	48
家庭保育所	2	0	2	4
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等	0	0	0	0
合計	248	278	230	756

■保育利用率(0~5歳)

保育利用率 (= B/A)	0~5歳 児童数(A)	認定者数 (2号・3号)	利用定員 (2号・3号)	通園児童数 (2号・3号) (B)
49.31%	18,762 人	10,169 人	9,205 人	9,251 人

■保育利用率(3号認定)

保育利用率 (= B/A)	0~2歳 児童数(A)	認定者数 (3号)	利用定員 (3号)	通園児童数 (3号)(B)
45.00%	8,700 人	4,737 人	4,058 人	3,915 人

2. 地域子ども・子育て支援事業 教育・保育提供区域ごとの実績

⑩-I 一時預かり事業<幼稚園型>

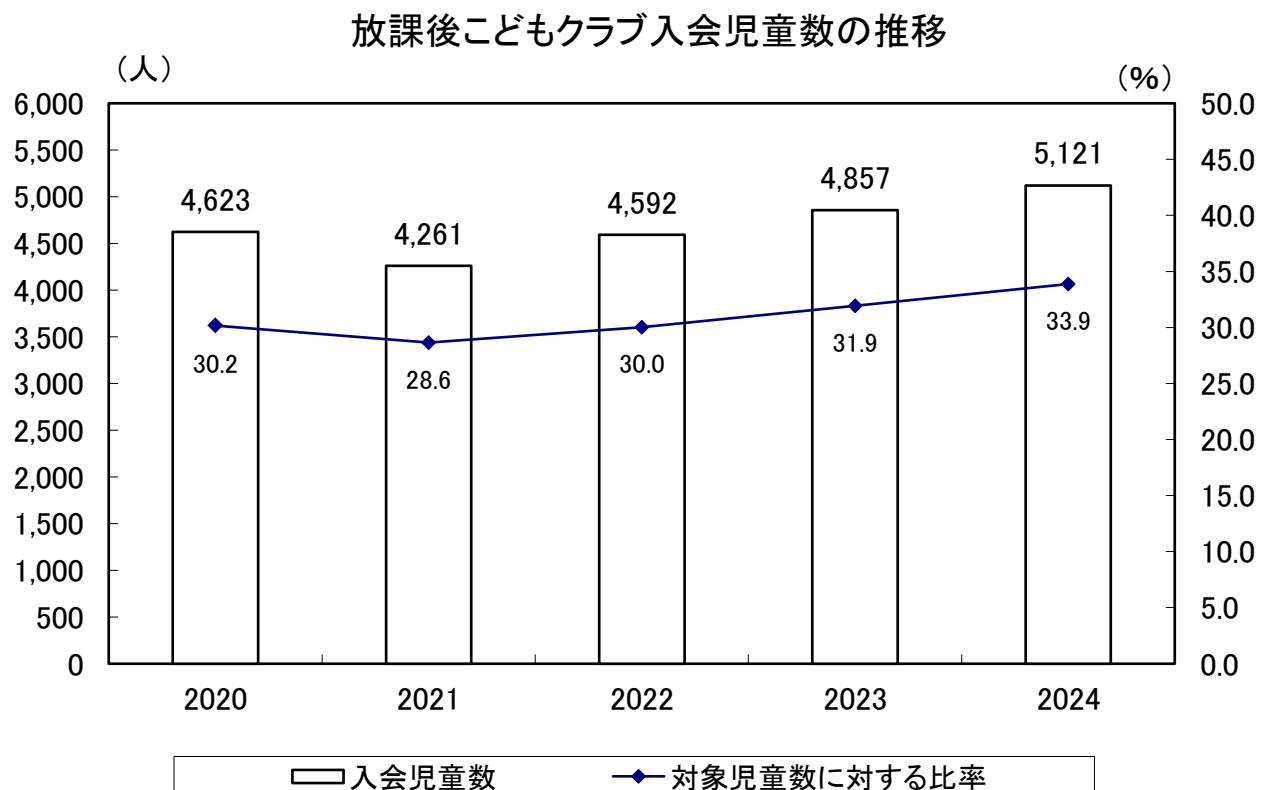
単位:人日 (年間延べ人数)

	2019年度(実績値)			2020年度(計画値)			2020年度(実績値)			2021年度(計画値)		
	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域
①量の見込み				56,527	55,733	49,386				54,042	52,419	47,843
②確保方策・実績	73,943	68,845	36,502	56,527	55,733	49,386	55,877	53,065	27,257	54,042	52,419	47,843
③(②-①)過不足				0	0	0				0	0	0
	2021年度(実績値)			2022年度(計画値)			2022年度(実績値)			2023年度(計画値)		
	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域
①量の見込み				50,046	49,867	46,157				46,747	47,902	44,900
②確保方策・実績	71,440	69,700	39,396	50,046	49,867	46,157	70,641	66,281	45,333	46,747	47,902	44,900
③(②-①)過不足				0	0	0				0	0	0
	2023年度(実績値)			2024年度(計画値)			2024年度(実績値)					
	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域			
①量の見込み				43,774	45,849	43,186						
②確保方策・実績	68,010	67,612	40,780	43,774	45,849	43,186	70,452	64,428	44,514			
③(②-①)過不足				0	0	0						
備考	認定こども園及び新制度の私立幼稚園及び従来制度の幼稚園 合計43園で実施。											

VII. 学校を拠点とした放課後の子どもの居場所 づくりの充実（新・放課後子ども総合プラン★）

国においては、新・放課後子ども総合プランが令和5年度（2023年度）末で完了し、新たに「放課後児童対策パッケージ」が策定され、各自治体に対して放課後児童対策の市町村計画を策定することが要請されました。豊中市では放課後児童対策に関する計画を策定し、引き続き同パッケージに基づく対策に取り組んでいます。

（1）放課後こどもクラブ及び地域子ども教室の運営



資料：豊中市教育委員会学び育ち支援課（各年5月1日現在）

とよなか地域子ども教室（※1）の状況

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
個所数(カ所)	39	38	39	34	34
延べ参加者数(総数:人)	140,003	17,392	39,387	44,843	45,700
延べ参加者数(子ども:人)	11,122	14,005	31,515	36,300	36,678
延べ参加者数(大人:人)	2,881	3,387	7,872	8,543	9,022

資料：豊中市教育委員会事務局学び育ち支援課調べ

※1 地域子ども教室：学校や公共施設を活用して、安心・安全な居場所（活動拠点）を設け、子どもたちが放課後や週末等に地域の大人と交流しながらスポーツや文化活動など様々な体験活動を行っている。

※ 平成16年度（2004年度）から平成18年度（2006年度）は国委託事業。平成19年度（2007年度）からは国・府の補助事業、平成24年度（2012年度）からは国の補助事業となり、小学校を中心に事業展開を図るなど制度変更あり。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください

(2)両事業の一体型運営の取組み

地域子ども教室につきましては、各小学校区において、地域のボランティアにより安全・安心な居場所づくりとして、学習やスポーツ、文化活動など地域の特性を活かした取組みが行われています。活動を通じて子どもたちが地域の大人たちと交流し、地域でのつながりづくりの機会となりました。

学校を拠点とした地域社会全体で子どもたちの学びや育ちを支える環境づくりを推進するために、地域子ども教室と関連する、放課後こどもクラブ事業、放課後等の児童の居場所づくり事業の連携、効果的な組み合わせを検討することにより、子どもたちの居場所の充実を進めます。

(3)放課後等の児童の居場所づくり事業

すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、各校に見守り員を配置し、授業終了後の校庭開放事業を実施しました。令和6年度（2024年度）は、令和5年度（2023年度）の25校から市内全小学校・義務教育学校へと実施校数を拡大しました。利用者やその保護者からは、「見守り員がいるので安心できる」「放課後子どもクラブ対象でない5、6年生も利用できるのがよい」「校庭のような広いスペースが近隣にないのでよい」「交友関係が広がる機会になる」といった声をいただいています。

■放課後等の児童の居場所づくり事業実施校（小学校）

2016 年度	大池
2017 年度	大池、野畠、西丘
2018 年度	大池、野畠、西丘、寺内
2019 年度	大池、野畠、西丘、寺内
2020 年度	大池、野畠、西丘、寺内、豊島西、桜井谷、東丘、高川、刀根山、新田南
2021 年度	大池、野畠、西丘、寺内、豊島西、桜井谷、東丘、高川、刀根山、新田南
2022 年度	大池、野畠、西丘、寺内、豊島西、桜井谷、東丘、高川、刀根山、新田南 参加人数：延べ77,161人
2023 年度	大池、野畠、西丘、寺内、豊島西、桜井谷、東丘、高川、刀根山、新田南、 克明、桜塚、熊野田、豊南、上野、北丘、東豊中、南丘、豊島北、泉丘、少路、 箕輪、桜井谷東、東泉丘、北緑丘 参加人数：延べ264,578人
2024 年度	全小学校・義務教育学校 参加人数：延べ372,948人

VIII. ひとり親家庭への支援の充実 (ひとり親家庭等自立促進計画)

(1) 関係機関との連携による相談体制及び情報発信の充実

ひとり親家庭の様々なライフスタイルに対応出来るよう、令和6年度(2024年度)から母子父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭の悩み全般相談のオンライン対応や、専門員相談の夜間相談を開始しました。また、これらの相談窓口や制度の情報を必要とする人たちに届けるため、児童扶養手当の手続きの際に案内やチラシを配布したほか、ホームページやLINEでの情報発信を行いました。

①ひとり親家庭等の相談対応実績

子育て給付課対応分

内 容	件 数
生活一般（就労・家庭紛争・住宅等）	506 件
児童（養育教育等）	36 件
生活援護（貸付・児童扶養手当等）	399 件
その他（母子生活支援施設等）	17 件
合 計	958 件

母子父子福祉センター対応分

内 容	件 数
ひとり親家庭の悩み全般	318 件
弁護士による法律相談	67 件
専門相談員による相談	46 件
合 計	431 件

(2) 就業支援

ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、職業訓練中の生活費を支援する給付金の支給を行ったほか、資格取得や技能取得のための講座を実施しました。また、就労や資格取得を希望する人は自立支援プログラムを作成しハローワークなどにつなぐ等の支援を行いました。

①ひとり親家庭自立支援給付金事業実績

区 分	件 数
自立支援教育訓練給付金	5 件
高等職業訓練促進給付金	94 件

②就労支援講座実績

内 容	回 数	延べ参加者数
介護職員初任者研修	15 回	47 人
日商簿記 3 級対策講座	23 回	113 人
ビジネスパソコン基礎講座	9 回	73 人
医科医療事務 3 級検定講座	19 回	114 人

(3)子育て・生活支援

子育て支援を行うファミリー・サポート・センター利用料の補助や、疾病や冠婚葬祭などの社会的事由または技能習得のための通学などの自立促進に必要な事由が生じた世帯へのヘルパー派遣を行う日常生活支援事業を利用しやすくなるよう、年間利用上限 10 日間から 80 時間に見直し、ひとり親家庭の仕事と家庭の両立を支援しました。また、ひとり親家庭の情報交換、孤立防止を図るため、交流事業を行いました。

①ひとり親家庭等日常生活支援事業実績

利用区分	利用者の負担額 ※所得の状況に応じて異なる	利用 世帯数	延べ 利用回数
<u>子育て支援（ファミサポ利用料の補助）</u> 【実施場所】家庭生活支援員★の居宅 (1時間以上から時間単位での利用)	1時間あたり 0円～150円	9世帯	103回
<u>生活援助（ヘルパー派遣）</u> 【実施場所】利用者の居宅 (1時間以上から時間単位での利用)		0世帯	0回

②交流事業実績

内容	回数	延べ参加者数
母と子・父と子とのバストツアー	1回	75人
夏休み食育講座	1回	13人
クリスマス会	1回	52人
憩いの場交流事業	88回	255人

★は資料編「用語の解説」をご覧ください

(4)経済的支援・養育費の確保

ひとり親家庭の経済的支援のため、児童扶養手当の給付、母子父子寡婦福祉資金の貸付、養育費確保に係る弁護士費用の補助や公正証書等作成促進補助を行いました。

①児童扶養手当支給実績

区分	延べ支給児童数
児童扶養手当	44,137人

②母子父子寡婦福祉資金貸付実績

区分	決定件数
就学資金	3件

③養育費確保のための補助実績

区分	決定件数
公正証書等作成促進補助金	42件
弁護士費用補助金	3件

(5)子どもへの支援

ひとり親家庭の中高生を対象に比較的年齢の近い大学生世代の指導員を配置し学習支援教室を実施しました。また、令和6年度（2024年度）より、子どもの健やかな成長のため、離れて暮らす親と子の親子（面会）交流を支援する事業を開始しました。

①学習支援教室実績

内 容	回数	延べ参加者数
学習支援教室	57回	383人



学習支援教室の様子

②親子（面会）交流支援事業実績

内 容	回数
事前面接	9回（9人）
親子交流	4回（2組）

IX. 子どもの未来応援施策の推進 (子どもの貧困対策計画)

(1) 子どもの居場所づくり

「IV. 重点施策の事業実施状況 1. 子どもの居場所づくり」(p.9) に記載しています。

(2) 一人ひとりの育ちにあわせた相談支援

「IV. 重点施策の事業実施状況 2. 一人ひとりの育ちにあわせた相談支援」(p.12) に記載しています。

(3) 必要な支援を届ける環境づくり

「IV. 重点施策の事業実施状況 3. 必要な支援を届ける環境づくり」(p.21) に記載しています。

(4) 総合的かつ重層的な施策展開

- ・子育ち・子育て支援施策に関する小・中・高校生へのヒアリングで、興味のある体験活動や、学校や家以外で過ごす場所などを把握しました。
- ・子どもの居場所の取組み状況の調査への協力や他自治体等が主催するセミナー等での事業報告により、課題解決に向けた国・府・市の連携を深めるとともに、他市町村等の情報を把握しました。
- ・国・府の基金や食材提供に関する情報を子どもの居場所団体へ周知しました。

●国の大綱に即した総合的な取組み

- (1) 教育の支援 学習支援・就学支援・不登校支援等
- (2) 生活の支援 くらし再建パーソナル事業・ひとり親家庭等日常生活支援事業等
- (3) 保護者に対する就労の支援 地域就労支援事業・ひとり親家庭自立支援給付金等
- (4) 経済的支援 児童扶養手当・医療費助成等
- (5) その他 学習会など

■成果（アウトカム）指標と活動（アウトプット）指標

指標		単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	目標
成果	「自分には良いところがある」と回答した子どもの割合※1(上段:小学生、下段:中学生)	%	※3	74.7	77.6	82.2	86.5	増加
			※3	73.2	74.7	77.7	79.2	
活動	スクール・ソーシャル・ワーカーによる対応実績のある学校数(定期的派遣及び事案対応派遣の合計)(上段:小学校、下段:中学校)	校	27	33	41	39	39	増加
			6	3	3	4	4	
成果	スクール・ソーシャル・ワーカーによる事案解消率	%	53.1	53.2	47.1	44.4	45.6	増加
成果	朝食を毎日食べている子どもの割合※1(上段:小学生、下段:中学生)	%	※3	94.5	93.6	94.5	94.0	増加
			※3	91.4	90.4	88.8	90.8	
成果	「今住んでいる地域の行事に参加している」子どもの割合※1(上段:小学生、下段:中学生)	%	※3	43.5	49.6	45.2	※2	増加
			※3	28.7	28.7	28.7	※2	
活動	民生委員・児童委員の子どもに関する相談件数	件	1,664	1,564	3,365	4,334	3,957	維持
活動	母子・父子福祉相談件数(悩み全般、法律相談、専門相談)	件	346	345	355	353	431	増加
活動	地域就労支援事業のひとり親の就労支援の実績(上段:新規相談者数、下段:就職者数)	人	41	17	26	23	17	維持
			18	16	13	23	10	
活動	ひとり親家庭の親の就労支援の実績(自立支援給付金事業、自立支援プログラム策定事業等)	人	27	36	37	52	51	増加

※1 「当てはまる」「どちらかといえば、あてはまる」の合計

※2 令和6年度(2024年度) 出典元:全国学力・学習状況調査から質問項目が削除

※3 令和2年度(2020年度) 出典元:全国学力・学習状況調査の実施なし。

■子どもの状況を把握するための指標

指標		単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
状況	就学援助率(上段:小学校、下段:中学校)	%	12.7	12.1	11.6	11.3	10.9
			16.2	14.6	13.7	14.0	13.3
状況	生活保護世帯に属する子どもの進学率(上段:高等学校等、下段:大学等)	%	93.8	96.3	93.5	98.3	90.0
			60.9	49.2	43.0	54.7	55.8
状況	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	%	1.6	0.9	2.7	5.7	0.7
状況	児童扶養手当の受給状況(上段:受給資格者数、下段:受給者数)	人	3,035	2,961	2,873	2,812	2,835
			2,559	2,483	2,389	2,313	2,342
状況	生活保護世帯のうち、0~18歳児童のいる世帯	世帯	576	536	506	481	461
状況	生活保護世帯の状況(上段:0~18歳の児童数、下段:全児童数に占める割合)	人	1,005	923	873	847	834
		%	1.43	1.47	1.26	1.20	1.20

X. 評価指標

施策の進行状況を評価するための指標です。

成果（アウトカム）指標と活動（アウトプット）指標があります。

施策の柱1 子育ち支援

指標		単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	目標値 (最終年度)
成果	自分のことを好きだと思う子どもの割合※1 (上段:小学生、中段:中学生、下段:高校生相当年齢)(出典:ニーズ調査 5年毎に実施)	% %	-	-	-	66.7	-	65.0
						58.8		60.0
						57.6		50.0
1-1 保育及び教育環境の充実								
成果	教育・保育環境が充実しているまちだと思う市民の割合(出典:市民意識調査 2年毎に実施)	%	-	46.5	-	45.2	-	50.0
1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供								
活動	子どもの社会参加事業数	事業	40	40	41	42	45	44
1-3 子どもの居場所づくり								
活動	重点施策1 子どもの居場所がある小学校区数 (子ども食堂や無料・低額の学習支援等)	校区	11	16	22	25	31	全校区
活動	重点施策3 ひとり親家庭学習支援事業の参加者数	人	655	736	579	571	383	増加
1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援								
活動	重点施策2 子どもからの相談件数※2	件	356	885	1,362	1,312	1,596	増加
活動	重点施策3 国際交流センターの子どもサポート事業 (多文化子ども保育、子ども母語、サンプレイス)の参加者数 (上段:子どもの各延べ人数、下段:ボランティアの各延べ人数)	人	227	264	461	539	690	650
			299	318	363	508	408	600

※1 「あてはまる」「ややあてはまる」の合計

※2 「とよなかっ子ダイヤル」と「とよなかっ子ライン(令和2年(2020年)8月開設)」の合算

施策の柱1 第2期計画(5年間)の振り返り

自分のことを好きだと思う子どもの割合が小・中学生、高校生相当年齢でそれぞれ増加しました(平成30年度調査:小学生60.1%、中学生54.6%、高校生相当年齢47.4%)。

子どもの社会参加事業数は年々増加し、最終年度の目標値を達成しています。

子どもの居場所がある小学校区数については、子どもの居場所ネットワーク事業や補助金の交付等により増加していますが、今後も全校区での実施に向けて取り組みを進めます。

ひとり親家庭学習支援事業の参加者数は減少傾向にありますが、他の学習支援事業の充実による選択肢の広がりが影響しているものと考えられます。今後はより参加しやすいよう実施箇所の増設などを検討していきます。

子どもからの相談件数については年々増加傾向にあります。今後もニーズに応じて支援・サービスに確実につながる仕組みづくりをめざします。

施策の柱2 子育て支援

指標		単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	目標値 (最終年度)
成果	子育てを楽しいと感じる保護者の割合※3(上段:就学前、下段:小学生)(出典:ニーズ調査5年毎に実施)	%	-	-	-	93	-	95.0
						91.7		93.0
2-1 地域の子育て環境の整備								
成果	身近なところに、日頃から親子づれで交流できる場所があると思う市民の割合(出典:市民意識調査 2年毎に実施)	%	-	-	-	-	-	50.0
活動	地域子育て支援事業実施個所の割合(就学前施設)	%	100	100	100	100	100	100
2-2 子育てに必要な情報提供等								
活動	重点施策2 利用者支援窓口の相談件数(母子保健型から各機関への連携数)	件	113	131	158	109	114	増加
	重点施策2 乳児家庭全戸訪問事業面談率	%	97.1	97.3	98.4	99.9	100.0	100
2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援								
成果	子育てに不安や負担を感じる保護者の割合(上段:就学前、下段:小学生)(出典:ニーズ調査 5年毎に実施)	%	-	-	-	49.3	-	35.0
						43.9		35.0
活動	重点施策3 母子父子福祉センター相談対応件数	件	346	345	262	353	431	増加
活動	重点施策3 こども療育相談対応件数(延べ件数)	件	1,279	1,904	2,040	2,464	2,720	増加
2-4 子育てと仕事の両立の推進								
成果	家庭における「仕事」と「仕事以外の生活」のバランスがとれていると感じる保護者の割合※4(上段:就学前、下段:小学生)(出典:ニーズ調査 5年毎に実施)	%	-	-	-	56.6	-	50.0
						57.5		60.0
成果	保育所等の待機児童数(翌年4月1日現在)	人	0	0	9	28	19	0

※3「楽しいと感じることの方が多い」「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」の合計

※4「感じる」「まあまあ感じる」の合計

施策の柱2 第2期計画(5年間)の振り返り

子育てを楽しいと感じる保護者の割合は横ばいで推移しており、最終年度の目標値は未達成となっています。(平成30年度調査:就学前 93.8%、小学生 91.5%)

乳児家庭全戸訪問事業の面談率については高い水準を維持しており、令和6年度は目標値の面談率100%を達成しています。

子育てに不安や負担を感じる保護者の割合は増加しています(平成30年:就学前 40.9%、小学生 38.3%)。

母子父子福祉センターでの相談対応件数、こども療育相談対応件数はどちらも増加傾向です。

保育所の待機児童数について、令和4年度から待機児童が発生しています。今後の対策として、幼稚園から認定こども園への移行促進、既存の保育所・認定こども園等の受け入れ枠拡充の継続、保育所・認定こども園等の新增設を推進します。

施策の柱3 安心・安全なまちづくり

指標		単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	目標値 (最終年度)
成果	豊中市は子どもにとって住みやすいと感じる保護者の割合※5(上段:就学前、下段:小学生) (出典:ニーズ調査 5年毎に実施)	%	-	-	-	76.6	-	75.0
						81.8		75.0
成果	16歳未満の子どもに対する刑法犯認知件数	件	48	79	98	25	29	減少
成果	市内の交通事故数(子どもが関わる事故)※6	件	34	31	40	47	47	0
3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備								
成果	妊娠届が満11週までに提出される割合	%	97.8	97.8	97.6	97.4	97.6	100
活動	重点施策2 妊産婦乳幼児等電話面接相談対応件数	件	19,138	20,151	20,975	24,552	22,021	増加
活動	乳幼児健康診査受診率(上段:4か月児、中段:1歳6か月児、下段:3歳6か月児)	%	95.2	97.1	97.0	97.2	95.5	100
			93.2	96.8	98.1	97.4	95.1	
			92.6	93.6	95.1	95.9	93.0	
3-2 子どもの安全確保								
活動	子どもの安全見守り隊隊員数*	人	3,595	3,461	3,420	3,229	3,200	維持

※5「たいへん住みやすい」「まあ住みやすい」の合計

※6期間は「年:1月~12月」

施策の柱3 第2期計画(5年間)の振り返り

豊中市は子どもにとって住みやすいと感じる保護者の割合は増加しています(平成30年度調査:就学前74.4%、小学生72.5%)。ともに最終年度の目標値を達成しています。

妊産婦乳幼児等電話面接相談対応件数については、年度ごとの変動はあるものの、全体としては増加傾向にあります。

乳幼児健康診査受診率については、ほぼ横ばいで推移しています。今後も健康診査未受診者へのフォローアップ体制を充実させ、子どもの健康づくりの促進や子育て不安の軽減、支援が必要な家庭を早期に発見し対応します。

まとめ 第2期計画(5年間)の振り返り

子どもの自己肯定感や社会参加の指標は改善傾向にあり、子どもからの相談件数も増加しています。このことから、地域とのつながりや体験の機会が広がるとともに、子どもが安心して相談できる環境が整ってきたと考えられます。

一方で、保護者が子育てに不安や負担を感じる割合は増加しており、支援のさらなる充実が求められています。また、保育所等の待機児童数は令和4年度以降に発生しており、保育の受け皿の確保に向けた取り組みが必要です。

このように、第2期計画では一定の成果が得られた一方で、今後の課題も明らかになりました。次期計画では、これらの課題への対応を着実に進めています。

*は資料編「用語の解説」をご覧ください。

XI. 事業一覧

◆令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までの事業の実施状況を、施策の柱ごとに掲載しています。

（施策体系についてはp.5参照）

◆事業の実施状況の項目における分類については以下のとおりです。

「新規」新しく事業を開始するもの 「拡充」対象者や規模の拡大等、例年に比べて内容を充実させて実施するもの

「継続」例年どおり実施するもの 「完了」事業目標の達成や他の事業との統合等により、事業を廃止するもの

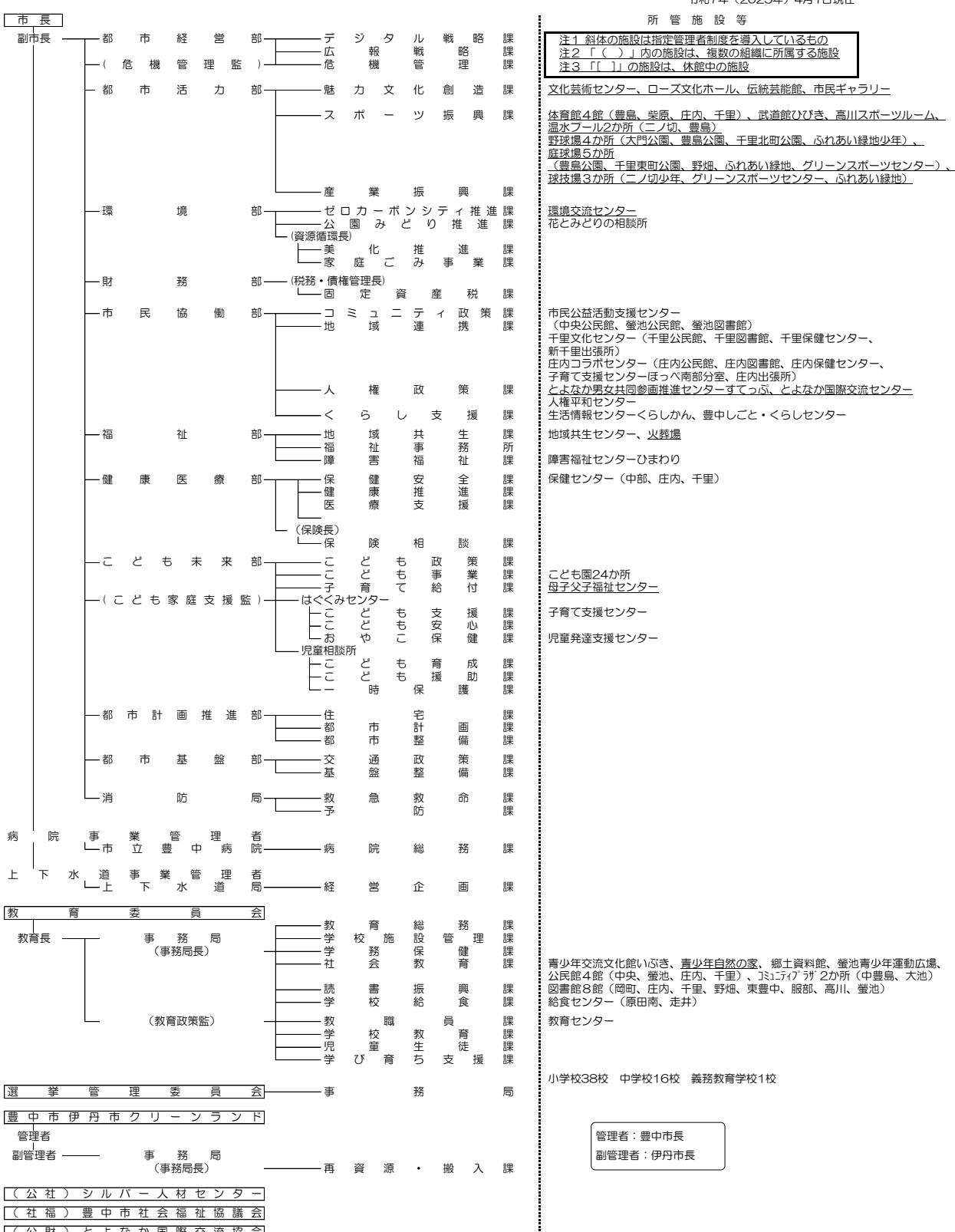
◆「子どもの社会参加促進の促進に関する事業実施状況」に関連する事業は一覧に示しています。

◆「豊中市子どもの未来応援施策に関する基本的な考え方」に関連する事業には支援の種類を表記しています。（p.50参照）

◆所管部署については、以下の機構図（関係機関のみ抜粋）をご参照ください。

令和7年度（2025年度） 豊中市組織機構図（抜粋）

令和7年（2025年）4月1日現在



関連事業の事業実施状況

施策の柱	No.	子どもたちの社会参加 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況(年度)					該当施策 (全て)
						課(施設)	出産前	0歳	3歳	5歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生 0	2020 2200 0123	2020 2222 2345	2020 2222 2345

施策の柱1－1 保育及び教育環境の充実

1-1	1		公立こども園整備事業	公立こども園の4つの機能を果たし、老朽化の解消や安心・安全な教育・保育環境を整え、こどもたちが自分らしく過ごし、夢を育めるような施設づくりを行うため、『「夢はぐくむ」公立こども園整備計画（平成30年9月策定）』及び「公立こども園再整備計画（前期）（令和2年1月策定）」に基づき、整備を進めます。	こども事業課		○	○				新規	継続	継続	継続	継続	1-1 (1) 1-1 (2)
1-1	2		就学前施設教職員研修	公私立こども園、民間保育所（園）、私立幼稚園、児童発達支援センター等、豊中市の就学前施設の教職員を対象に研修を行い、教育・保育の質を高めます。	こども事業課		○	○	○			継続	継続	継続	継続	継続	1-1 (2)
1-1	3	●	人権尊重に根ざした保育の推進	豊中市人権保育基本方針を中心に、こどもの生活実態をふまえ、さまざまな人権問題の解決をめざした総合的な取組みを一層推進します。	こども事業課		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	1-1 (2)
1-1	4		豊中市立こども園教育・保育研究会	こども園教員の専門性の向上を図るとともに、将来的展望に立った教育・保育を追求します。	こども事業課		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	1-1 (2)
1-1	5		保育アドバイザー派遣事業	公立こども園の保育内容の充実を図るため、保育教諭等の資質向上と乳幼児理解の深化をめざします。また、研究保育を行い、指導助言を受けます。教育・保育内容や協議会は公開とし、関係機関へ発信します。	こども事業課		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	1-1 (2)
1-1	6		遊びのボランティア紹介事業	遊びの場面などで、さまざまな技能や専門性をもった地域人材の登用と活用を図り、開かれた園づくりを推進します。	こども事業課		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	1-1 (2)
1-1	7		公立こども園教育の自己評価	公立こども園が地域の児童教育センター的役割を担うため、教育内容や環境などについて、自己評価を行い、公立こども園の教育の充実、教員の資質の向上を図ります。	こども事業課		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	1-1 (2)
1-1	8		公立こども園評議員会	園や地域の実情に応じて、園運営に関し、保護者・地域住民の意向を聞くとともにその理解と協力を得て、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくため、公立こども園評議員を各園に設置します。	こども事業課		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	1-1 (2)
1-1	9		教育振興計画の推進	教育振興計画をもとに、毎年度教育行政方針を作成・公表します。また前年度事務事業等の点検及び評価を行い、報告書を議会に提出するとともに公表します。	教育総務課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	1-1 (3)
1-1	10		長寿化計画の推進	中長期的に維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため、学校施設長寿命化計画を策定します。	学校施設管理課				○	○		継続	継続	継続	継続	継続	1-1 (3)
1-1	11		とよなかブックプラネット事業	学校図書館と公共図書館の蔵書を一体的かつ効果的に活用する環境を整備することにより、児童生徒の読書活動を促進し、自ら学ぶ力を育成します。	読書振興課				○	○		継続	継続	継続	継続	継続	1-1 (3) 1-2 (2)
1-1	12		学校図書館への支援・学校との連携	学校図書館との連携により、児童生徒の読書活動を推進します。ブックプラネット事業により、読書センター・学習・情報センター、教員支援センターとして学校図書館が活用されるよう支援します。小学生の図書館見学の受け入れや、学校への団体貸出・調べもの相談（レファレンス）に応じ、学校と連携しながら、地域のこどもの読書を支えます。	読書振興課				○	○		継続	継続	継続	継続	継続	1-1 (3) 1-2 (2)
1-1	13		学校図書館教育の充実事業	学校司書を全小・中学校に配置し、授業での図書館活用を図ります。学校間相互並びに学校図書館と市立図書館の蔵書の一体的活用を図るために、図書連搬送車を運行します。	読書振興課				○	○		継続	継続	継続	継続	継続	1-1 (3) 1-2 (2)
1-1	14		小学校35人学級の推進	小学校3年生から6年生の学級編成を順次35人1学級とし、増学級された担任教員を市費負担の常勤講師として配置するため、教職員確保に向けた取組みを着実に進めます。	教職員課				○			継続	継続	継続	継続	完了	1-1 (3) 1-2 (2)
1-1	15		教育センター機能の充実	教職員の研究・研修の実施やICT・科学教育の推進、あわせて教育に関する情報の提供や資料の収集及び閲覧を行うための施設として、機能の充実を図ります。	教育センター				○	○		継続	継続	継続	継続	継続	1-1 (3)
1-1	16		教育情報化推進事業	すべての小・中学生に一人一台タブレット端末を配布し、あわせて各学校のインターネット環境の整備をすめることにより、各学校における主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。	教育センター				○	○		継続	継続	継続	継続	継続	1-1 (3)
1-1	17		学校図書館教育の充実	各教科等を通じて学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図ることで、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動の充実をめざします。	学校教育課				○	○		継続	継続	継続	継続	継続	1-1 (3) 1-2 (2)
1-1	18		学力向上自主企画事業	全国学力・学習状況調査等により明らかとなった各学校の児童生徒の学習面や生活面における個別課題に対応するため、学校の独自性を生かした学力向上策を支援し、活力ある学校づくりの推進を図ります。	学校教育課				○	○		継続	継続	継続	継続	完了	1-1 (3)
1-1	19		「小中一貫教育」推進事業	小中学校間の円滑な接続を図り、9年間を見通した指導の一貫性を図るとともに、校種間のより望ましい連携や接続について、全中学校区において取組みを推進します。	学校教育課				○	○		継続	継続	継続	継続	継続	1-1 (3)

施策の柱	N o.	子どもの事業社会参加 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)					該当施策 (全て)		
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2020	2021	2022	2023	2024	2025
1-1	20		小学校高学年教科担任制	授業の質の向上、小中学校間の円滑な接続などを目的として、市立小学校において高学年教科担任制を実施します。	学校教育課				○			継続	継続	継続	拡充	継続	継続	1-1(3)
1-1	21		小学校における国際理解教育（英語（外国语）体験活動）の推進	小学校における国際理解教育の一環として、地域在住の外国人ボランティアの協力による、異なる文化を持つ人々との交流等の体験的な活動をとおして、国際理解や共生の資質、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成をめざします。	学校教育課				○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-1(3)
1-1	22		学校教育の充実	「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針」に基づき、学校や地域の実情に応じた課題の解消を図るために企画立案を行います。また、「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」に基づき、義務教育学校の開校に向けた準備を進めます。	学校教育課			○	○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-1(3)
1-1	23		学校地域連携ステーション事業	学校支援コーディネーターを学校に配置し、学校と地域における情報の共有化や地域諸団体の連絡調整など、学校と地域とのコーディネートを行い、学校教育活動の活性化を図ります。	学び育ち支援課			○	○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-1(3)
1-1	24		幼保こ小連絡協議会	公私立こども園、幼稚園、保育所（園）、児童発達支援センター、公私立小学校・義務教育学校相互の連携を密にし、一貫した教育のあり方を追究し、教育の充実に向け取組みます。	こども事業課	○	○	○				継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-1(4)
1-1	25		保育所の空き定員等を利用した未就園児の定期的な預かりモデル事業	普段、保育所等を利用してない未就園児を保育所等で定期的に預かることで、専門家による良質な生育環境を確保し、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じ、こどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行なうため、未就園児の定期的な預かりについての具体的な内容を検討するとともに、保育所等の多機能化に向けた効果を検証することを目的とします。	こども事業課	○										新規	継続	1-1(2)

施策の柱1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供

1-2	1	●	こども多世代ふれあい事業	学習クラブ事業（小学生～高校生）、交流・体験学習事業、多世代ふれあい事業を行います。	人権政策課 (人権平和センター豊中)			○	○	○	新規	継続	継続	継続	継続	完了	重点施策1 1-2(1)		
1-2	2		地域交流事業（「ひと・まち・でありますまつり」等）	地域の団体と協働して、差別のない人権尊重のまちづくりと地域のこどもたちの健全育成を進めるとともに、出会いとふれあいの場をめざします。	人権政策課 (人権平和センター豊中)	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)		
1-2	3	他	子ども国際事業「おまつり、地球一周クラブ」	次世代のこどもたちが日本や世界の様々な文化の体験を通して具体的に学ぶことのできるような、異文化理解・国際理解の機会を提供します。	人権政策課 (公財)よなか国際交流協会			○	○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1) 1-4(4) 2-3(4)		
1-2	4	●	高校生軽音楽フェスティバル	市内の軽音楽系クラブの活動成果を発表する場として、所属する生徒達による野外ライブを行ないます。	魅力文化創造課					○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)		
1-2	5	教育	子どもアートフェスティバル	こどもにアートに関心をもってもらえるよう、展示やワークショップ等さまざまなイベントを行ないます。（概ね3年に1回を予定）	魅力文化創造課	○	○	○	○		新規	継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)	
1-2	6	教育	ホールでオーケストラ♪	市内の小・中学生に舞台芸術に触れる機会をつくり、豊かな感性・創造性を育むとともに、舞台芸術への関心を高める。経済的理由等で舞台芸術に触れる機会のないこどもも等しく参加体験できます。	魅力文化創造課			○	○		新規	継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)	
1-2	7	教育	こども音楽フェスティバル	大阪音楽大学の協力のもと、ソロ、打楽器アンサンブルや、市内の中学・高校の吹奏楽部の演奏が楽しめるイベントを開催します。	魅力文化創造課	○	○	○	○	○	継続	1-2(1)							
1-2	8	教育	豊中音楽コンクール	大阪音楽大学の協力のもと、次代を担う優れた演奏家を発掘・育成し、音楽文化の振興を図ることを目的とすると共に、こども達に発表、鑑賞の機会を提供します。	魅力文化創造課					○	新規	継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)	
1-2	9	●	スポーツ教室事業（子ども対象）	市民のライフステージに応じたスポーツ活動の振興を図るため、体育館、武道館ひびき、温水プール、野球場、庭球場などで、各種スポーツ教室を行ないます。	スポーツ振興課	○	○	○	○	○	継続	1-2(1)							
1-2	10	●	環境学習の推進	こどもたちの将来に良好な地球および地域環境を引き継ぐために、市民・事業者・NPOや学校等が環境の状況や問題点などを正しく認識し、あらゆる場で主体的かつ自立的な学習活動を推進し、日常生活や事業活動の中で自ら環境に配慮した行動につながるように、幼児期から高齢期まで生涯を通じた環境学習を推進します。	ゼロカーボンシティ推進課	○	○	○	○	○	継続	1-2(1)							
1-2	11	●	自然観察会・体験で学ぶ自然環境学習	自然に親しみながら自然環境を保全していくことの重要性を啓発するため、自然観察会や5歳以上のこどもとの保護者を対象に、体験で学ぶ自然環境学習「自然ふしき発見クラブ」を実施しています。また、ふれあい緑地1街区のビオトープを活用した植物や生き物に触れて学ぶ体験型の講座を実施しています。	公園みどり推進課			○	○	○	○	継続	継続	拡充	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	12	●	農体験等の資源循環啓発学習	小学校、こども園や親子等を対象に、野菜の植付けや米づくり、収穫等を体験する農体験学習を実施しています。また、食のリサイクルや農業などについて講演し、食と農の大切さ、循環型社会づくりの重要性について学ぶ講座型環境学習も実施しています。	公園みどり推進課	○	○	○	○	○	継続	1-2(1)							

施設の柱	N o.	子どもの社会参加 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)					該当施設 (全て)			
						課(施設)	出産前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	相 當 高 校 生	2 0 2 0	2 2 2 1	2 0 2 2	2 2 2 3	2 0 2 4	2 0 2 5	
1-2	13		絵本「きょうのきゅうしょくくな～にかな」の発行	小学校給食の食べ残しを減らし、食べ物を大切にして欲しいという願いを込め、絵本を作成しています。給食が体を作り、元気の素になる大切なものであることや、残してしまうと食べ物がごみになるので残さないようにしましょうといった内容です。就学前の市内こども園等の年長児全員に配布します。	家庭ごみ事業課			○	○				継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	14	●	環境学習	こども園、小学生、中学生を対象とし、環境にやさしい行動をこどもたちが自ら実践できるよう支援することを目的として、ごみの分別方法や実際のごみ収集車での収集作業の体感と乗車体験をとおして、より深くごみと再生資源について学習します。	家庭ごみ事業課			○	○	○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	15	● 教育	学生・若者の市民公益活動への参加促進	市民公益活動支援センターとの連携のもと、学生や若者の市民公益活動への参加を促進するため、市民公益活動支援センターを活動のPRの場として提供するほか、市民活動団体等からのボランティア募集情報を提供します。	コミュニティ政策課 (市民公益活動支援センター)					○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	16	● 教育	福祉共育の推進	小中学生を対象にこどもたちが高齢者や障害のある人などについての理解を深め、その生活課題を自分のこととして共有し、解決する方法を共に考え導き出す機会をつくります。	地域共生課			○	○				継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	17		サウンドスクール (幼児)	情操教育の一環として、音楽文化の醸成による「音楽溢れる学校づくり」を目的に、大阪音楽大学との連携により、幼児・児童・生徒が生きた音楽に触れる機会の充実や、中学校への等の貸出しによる伝統音楽の普及を進めます。	こども事業課			○					継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	18	●	中高生対象 都市景観啓発事業	2013年度に策定した「豊中市都市景観形成マスター プラン」において、まちの好を感じ込み、共感へと広げる取組みを実践していく人を「景観スタイルリスト」と呼び、その育成プログラムの一つとして市立中学校に通う生徒たちが、「景観スタイルリスト」として身近な景観を楽しむ「景観スポットまちあるき」を開催。まち歩きの中で生徒自身が見た、残したい景観や気に入った景観を描いたスケッチを作成し、それらを掲載した「発見!とよなか景観スケッチブック」を発行するとともに、それらの配布及び原画展の実施を通して、本市景観の周知にもつなげています。 また、高校生対象のプログラムとして、市内の景観スポットで、外部講師によるスケッチ講座を開催しました。	都市計画課				○	○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策1 1-2(2) 1-2(3)
1-2	19		郷土資料館の運営・出前講座	郷土資料館において、市内の埋蔵文化財や民俗資料など、これまでに収集・整理・調査された成果を展示します。また、小中学校・義務教育学校には見学等による当館の活用や、出前講座や体験型学習の場を提供など、様々な機会を通して学校教育との連携に取り組みます。	社会教育課 (郷土資料館)			○	○	○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	20		青少年自然の家の施設の利用促進	指定管理者であるNPO法人豊中市青少年野外活動協会が、小・中・高校が利用したいと思えるプログラムの開発、こども園のお泊り行事や一般の家族を対象とした事業を実施し、施設の利用促進を図っています。	社会教育課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)	
1-2	21		青少年自然の家主催事業	指定管理者NPO法人豊中市青少年野外活動協会が、各種野外活動や創作活動および自然とのふれあいを体験してもらうことを目的に、小・中学生やその家族を対象に、オープン事業・野外活動事業・里山事業等を実施します。	社会教育課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)	
1-2	22		星空観察会	天体望遠鏡で惑星や月のクレーター等を観察することで、天体の知識を学習し、自然科学に対する興味を燃起することをねらい、星空観察会を行います。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)			○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)	
1-2	23	●	高校生パフォーマンスフェスタ	ダンスや音楽等に取り組んでいる高校生世代の青年グループを公募して実行委員会を立ち上げ、それぞれのグループの発表のみならず、制作過程を大切にした高校生等によるパフォーマンスの発表会を創りあげます。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)						○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)	
1-2	24	●	公民館講座	各公民館(中央、蛍池、庄内、千里)において、創作活動や体験学習をとおして親子のふれあい、仲間づくりの場を提供します。	中央公民館		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)	
1-2	25		図書館利用が困難な子どもへのサービス	動く図書館の巡回、団体貸出や出前おはなし会により、図書館に来館しにくくこどもたちへ図書館サービスを届けます。点字絵本やさわる絵本、大きな活字の本の収集により、図書館利用が困難なこどもへの資料提供に努めます。	読書振興課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-2(1) 1-4(4)	
1-2	26	●	「科学の街とよなか」推進事業	科学関連のイベントや出前授業などを実施し、身近に科学に触れる機会をつくることにより、小・中学生の科学に対する興味、関心や意欲を育むよう取り組みます。	教育センター			○	○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)	
1-2	27		ユネスコスクール活用等による国際教育推進事業	持続可能な社会の構築(ESD)を教育活動の基盤に、国内外の学校間交流等をとおして、グローバル社会を生きる次世代の担い手育成に向けた国際教育を進めます。	学校教育課			○	○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)	
1-2	28		サウンドスクール (児童・生徒)	情操教育の一環として、音楽文化の醸成による「音楽溢れる学校づくり」を目的に、大阪音楽大学との連携により、幼児・児童・生徒が生きた音楽に触れる機会の充実や、中学校への等の貸出しによる伝統音楽の普及を進めます。	学校教育課			○	○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)	

施設の柱	N o.	子どもの社会参加 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)					該当施設 (全て)		
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2020	2021	2022	2023	2024	2025
1-2	29	● 生活	とよなか地域子ども教室	こどもが安全に安心して過ごせる居場所づくりを目的に、小学生が地域の大人や大学生などの若者と交流しながら学習やスポーツ、文化活動などを行います。	学び育ち支援課				○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策1 1-2(1) 1-3(2) 1-3(3)
1-2	30	●	水に関する图画・習字作品募集	作品の制作および展示を通じて、上下水道への理解を深めることをねらいとして、小学4年生を対象に水に関する創意ある作品を募集。	上下水道局 経営企画課				○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(3)
1-2	31	●	環境学習の推進	こどもたちの未来を守る持続可能な資源循環型社会を構築するために、 ①保護者と一緒に参加できる施設見学会や 環境学習企画講座等の来館型環境啓発事業を行います。 ②こども園、学校など市民のところへ出かけていく出前講座による環境学習を行います。	豊中市伊丹市クリーンランド 再資源・搬入課	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	32	●	ボランティア体験プログラムの紹介	夏休みを利用して、小・中・高・大学生が福祉施設などでボランティア活動をする際のプログラムを紹介し、ヨーディネットをします。 【団体自主事業】	(社福) 豊中市社会福祉協議会			○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	33	●	福祉体験支援事業	小・中・高校等で福祉体験やボランティア体験を行う際の企画や講師派遣等の支援を行います。 【市補助事業】	(社福) 豊中市社会福祉協議会			○	○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	34		世代間交流の推進	小中学校のこどもが地域の高齢者と交流する際のコーディネートを行います。 【市補助事業】	(社福) 豊中市社会福祉協議会			○	○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	35	●	シカケコンテスト	まちづくりに関して、産官学連携の取組みとして、「社掛学」を用いた、まちの中にある様々な課題解決のシカケアイデアを小学生対象に募集します。	都市整備課			○				継続	完了					1-2(1)
1-2	36		とよなか こども伝統芸能館フェスタ～大学連携による	伝統文化の鑑賞、ワークショップを通じて次世代への伝統文化の理解と普及啓発となるきっかけづくりをします。	魅力文化創造課			○				継続	完了					1-2(1)
1-2	37	●	とよなか産業フェア「しごと体験・展示コーナー」	市内の企業や個人事業主の魅力を市民の皆様に知りたいだく、「とよなか産業フェア」において、こどもを対象に職業体験をするコーナーを実施します。	産業振興課	○	○	○				継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	38	●	学校向け消費者教育出前教室	市内の小学生、中学生を対象に携帯電話・インターネットトラブルなどの消費者問題等の出前教室を行い、消費者としての知識の普及啓発及び消費者被害の未然防止を図ります。	くらし支援課			○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(2)
1-2	39	●	親子で学ぼう 夏休みお薬教室	薬は日常生活の中で年齢に関係なく使用されるため、幼い頃から薬の正しい使い方に関する知識を身に付けることは市民にとって有益であり、さらには将来の医療費削減にもつながります。 そこで、小学生とその保護者を対象に、実験や工場見学などを含むお薬教室を開催し、医薬品の適正使用に関する啓発を行っています。	保健安全課			○				継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(2)
1-2	40	●	若年層向け薬物乱用防止啓発事業	インターネットから大麻等の薬物を容易に購入できるため、若者を中心に薬物乱用の事件・事故が多発しています。 そこで、高校生に薬物乱用防止啓発グッズに関する原作企画を依頼し、周知啓発の際に作成したグッズを配布することを通じて、若年層に向けた効果的な啓発を実施します。	保健安全課			○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(2)
1-2	41		知っておこう 薬の知識(出前講座)	薬は誤った使用量や使用方法により、十分に効果が発揮されなかったり、思わぬ副作用によって健康被害が生じることもあります。 そこで、薬について正しい知識を身に付けていたくため、薬の種類や飲み方、副作用、オーバードースの危険性などについてお話しします。	保健安全課			○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(2)
1-2	42	●	薬物乱用ダメ。ゼッタイ。(出前講座)	最近は、インターネットから大麻等の薬物を容易に購入できるため、若者を中心に薬物乱用の事件・事故が多発しています。 高校生が制作した原画を活用し啓発グッズの作成・配布を通じて、若年層に向けた効果的な啓発を実施します。	保健安全課			○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(2)
1-2	43	教育	思春期教育	学校保健とおやこ保健課・健康危機対策課が連携し、中学校での性教育などを行います。	おやこ保健課			○				継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(2)
1-2	44	●	子ども健やか育み条例出前講座	2013年度4月に制定された子ども健やか育み条例の子どもへの周知をはかるとともに、子どもの人権に関する子どもの理解を深める機会とすることを目的に、市内の小学校・中学校で子ども健やか育み条例や子どもの人権にかかわる内容をテーマにした出前講座を実施します。	こども政策課			○	○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(2)
1-2	45	●	ライフデザイン支援事業	こども・若者を対象として、結婚から育児までに前向きな意識が持てるよう情報誌の作成や講座をとおして、情報提供を行います。	こども政策課					○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(2)
1-2	46		平和月間事業	夏休み期間中に、いぶきにおいて、青少年対象に、平和月間事業でパネル展示などを行います。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)			○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(2)

施設の柱	N o.	子どもの 事業社会参 加	未 来 応 援 施 策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)					該当施設 (全て)				
							課(施設)	出 座 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	相 當 高 校 生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 2 2 2	2 2 2 3	2 0 2 4	2 0 2 5		
1-2	47			児童書等の蔵書の充実と提供	各図書館において、児童書等の蔵書を充実し、提供することにより、子どもたちのよりよい読書環境づくりを推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	I-2(2) I-3(3)	
1-2	48	●		子どもと本をつなぐボランティア活動の支援	子どもと本をつなぐボランティアの活動を支援します。	読書振興課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	I-2(2) 2-1(3)	
1-2	49			子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)等の情報提供	児童福祉施設や図書館、学校等で、さまざまな機会を通じ、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)及び豊中市子ども健やか育み条例について、情報提供します。	読書振興課 こども政策課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	I-2(2) I-3(1) 2-2(3)	
1-2	50			おはなし会等	各図書館において、乳幼児、小学生を対象とした絵本の読み聞かせやおはなしなどを通じて、図書館を身近に感じ、絵本などに親しむ機会を提供します。	読書振興課		○	○	○	○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	I-2(2) 2-1(1)	
1-2	51	●		小学校体験学習推進事業	各小学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動等、児童や学校、地域の実情等を踏まえ、地域資源を活用した体験プログラムを実施します。	学校教育課					○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	I-2(2)	
1-2	52	●		中学校体験学習推進事業	各中学校におけるキャリア教育で捉えなおした特色ある教育活動や体験活動のさらなる活性化を図り、生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた基礎的・基本的な知識・技能の習得ならびに、それらを活用する力の育成をめざします。	学校教育課						○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	I-2(2)	
1-2	53	●		人権・平和の集い	子ども(園児・児童・生徒)、保護者、市民、教職員を対象に、人権・平和の集いを開催します。	学校教育課			○	○	○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	I-2(2) I-3(1) 2-2(3)	
1-2	54	●		水道出前教室	小学4年生を対象に、水道への関心を深め、水道水が安全な飲み物であると理解してもらうことをねらいとして、実験器具の貸出及び学習資料の提供を行い、視聴覚教材(局作成YouTube動画)の活用で教員の指導のもと、実験を実施します。	上下水道局 経営企画課					○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	I-2(2)	
1-2	55	●		若者向け選挙啓発事業「選挙はじめまして」	豊中市内の学校(小学校、中学校、高等学校、支援学校、専門学校、短期大学、大学など)に通う児童・生徒などを対象に、「主権者教育」や「政治的情報を育む教育」に役立つ出前授業や選挙用品の貸出などを実施しています。	選挙管理委員会事務局					○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	I-2(2)	
1-2	56			子どもの社会参加の促進	豊中市子ども健やか育み条例に基づき実施する施策等について、こどもが意見表明することができるよう、施策の情報や意見表明する機会の提供を推進します。	こども政策課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	I-2(3)	
1-2	57	●		中学生シンポジウム	中学校全18校の代表生徒が集まり、生徒会活動の充実に向け、現状や課題等について発表と意見交換を行います。	学校教育課					○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	I-2(3)	
1-2	58	●		成人式企画委員	「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いあげます」ことを目的として、市が主催する成人式式典について、当日の「誓いの言葉」をはじめ式典内容について主体的に関わる企画してもらいます。	社会教育課						○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	I-2(3)	
1-2	59			0さいからのコンサート	未就学児を対象に、室内楽コンサートを開催します。	魅力文化創造課		○	○					新規	継続	継続	継続	継続	継続	I-2(1)	
1-2	60			こども園アーティスト派遣事業	アートの力を活用し未就学児の非認知能力の形成を促すことを目的として、美術アーティストを市内こども園に派遣し、こどもたちが保育の日常の中でのアート活動を行取組みを実施します。	魅力文化創造課			○					新規	継続	継続	拡充	継続	継続	I-2(1)	
1-2	61	●		とよなかオープンファクトリー	市内の企業を訪問し、ものづくりやおしごとの現場を体験・体感していただく「とよなかオープンファクトリー」において、食品加工や製造業等の工場見学を実施します。	産業振興課					○					新規	継続	継続			I-2(2)
1-2	62	●		小学生対象 都市景観啓発事業	豊中市の魅力的な景観スポットを発信している「とよなか百景」を題材に作成したとよなか百景かるたを使用して、通常サイズとA3サイズの2種類のかかるたで未就学児(年中・年長児)と小学生を対象にかるた大会を開催し、楽しみながら豊中市の景観の周知につなげます。	都市計画課			○	○							新規	継続			I-2(2) I-2(3)

施策の柱 1－3 子どもの居場所づくり

1-3	1			放課後の児童の居場所づくり事業	こどもたちが放課後、安全に安心して過ごすため、小学校の校庭などを開放した居場所づくりを実施します。	学び育ち支援課				○			拡充	継続	継続	拡充	拡充	継続	重点施策1 I-3(2) 2-4(1)	
1-3	2			豊中市放課後こどもクラブ事業	保護者が労働等により屋間家庭にいない、本市に居住する小学校及び義務教育学校の第4学年(支援学級在籍児童は第6学年)までの児童並びに本市に居住する特別支援学校小学校部の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与え、こどもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ります。	学び育ち支援課				○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	I-3(2) 2-4(1)	
1-3	3	●		こどもの学び・居場所事業	学びの場づくり事業(小3～中3)、見守り・寄り添い活動の場づくり事業を行います。	人権政策課 (人権平和センター豊中)				○	○	○	新規	継続	継続	継続	継続	完了	重点施策1 I-3(3)	
1-3	4			市民活動のネットワークの形成・交流	子育て中の母親・父親に対して地域のつながりを持つ機会の提供や、すてっぷのロビーを利用していく年層に着目し、学習スペースを提供とともに、地域の若年者の集まる場所としての施設認知度の向上を図ります。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策1 I-3(3) 2-1①(1)

施策の柱	N o.	子どもの社会参加 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)					該当施策 (全て)			
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
1-3	5	生活	子どもの居場所ネットワーク事業	子どもの未来応援及び地域包括ケアシステムの考え方を踏まえ、地域ごとに子どもの居場所コーディネーターを配置し、学校を核としたセーフティーネットの仕組みづくりを行います。	こども支援課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策1 1-3(3)
1-3	6		学校体育施設開放事業(遊び場開放)	子どもの健全育成や市民の健康・体力づくりの一環として、市立小・中学校の体育施設を市民に開放します。	学校施設管理課		○	○	○				継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策1 1-3(3)
1-3	7		自習室開放事業	学習支援の一環として、自習室を設置します。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)				○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策1 1-3(3)
1-3	8		夏休み自習室開放	各公民館(中央、螢池、庄内、千里)において、夏休み期間に小学生から高校生の児童生徒を対象に自習室を開放します。	中央公民館				○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策1 1-3(3)
1-3	9		子どもの居場所づくり事業	子どもたちが学校教育だけでは養えない社会的に自立する力を育み、また青少年が健やかな成長と社会的自立を図るため、週末の土曜日・日曜日に様々な体験活動や交流を図れる事業を実施し、社会教育的观点から知性・情操性・社会性・自主性を身につけることをめざしていく場を創出・提供します。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)				○	○	○		継続	継続	継続	継続	拡充	継続	重点施策1 1-3(3)
1-3	10		図書活動	ほんのひろばを地域に開放し、貸し出し、自由閲覧、つくってあそばなど、図書に親しむ機会を提供します。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)		○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策1 1-3(3)
1-3	11		学習活動	長期休業中における自習室開放 目的：学習の基本的態度、習慣の育成・基礎基本の徹底・集団活動を通して社会性の育成。 対象：市内在住の小学4年～中学校3年まで	R4.3.31事業廃止				○	○			継続	継続	完了				重点施策1 1-3(3)

施策の柱 1－4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援

1-4	1		家庭児童相談事業	こどもと家庭にかかるあらゆる相談に応じる「総合相談窓口」を設置するとともに、相談支援ネットワーク会議を構築し、部局間連携を推進します。	こども安心課		○	○	○	○	○	○	拡充	継続	拡充	継続	継続	継続	重点施策2 1-4(1) 2-3(1)	
1-4	2	他	こどもの相談支援ネットワーク会議	関係機関同士の緊密な連携のため、定期的に情報共有の機会を持って関係機関同士の顔の見える関係づくりを構築し、支援の困難事例に対するスキルアップ・課題の共有を図ります。	こども安心課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 1-4(1) 2-3(1)	
1-4	3	生活	子どものための相談窓口の周知	市や教育委員会、府などの関係機関で行っている相談窓口(いじめや友達の悩み・不登校の悩み等)について、様々な手法を用いてこどもへの周知を図ります。	学校教育課 こども政策課 こども安心課				○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 1-4(1)	
1-4	4	生活	思春期のこころ	ミュージック編:若年層の自殺対策として実施しています。問題や悩みを抱えても一人で抱え込まず、身近な大人や相談機関に助けを求めることができるよう、ミニ講座とライブ演奏を通して、援助希望求行動の促進について啓発します。 ガイドブック編:ガイドブックの配布と思春期メンタルヘルス授業をセットでを行い、生徒自身がこころの状態に気づくことや、援助希望求行動の促進、相談窓口の周知などを行っています。	医療支援課					○	○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-4(2)
1-4	5	生活	こころの体温計	うつ病・自殺対策として実施しています。インターネットを利用した、メンタルセルフチェック。今のこころの状態をチェックし、判定画面に簡単なアドバイスと相談窓口を案内しています。	医療支援課	○				○	○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-4(2) 2-2(2)
1-4	6	生活	こころの健康相談	不登校・ひきこもりの相談や、発達障害その他こころの不調や精神症状等に関する相談に対応しています。早期回復により、学校や社会生活に復帰できるように支援します。	医療支援課					○	○			拡充	継続	継続	継続	継続	継続	1-4(2)
1-4	7		青少年相談活動	学齢期の児童生徒のいじめ・非行等の問題について、専門相談員が 学齢期の児童生徒本人やその保護者からの相談を受け、問題解決にむけて支援します。	児童生徒課				○	○			継続	1-4(2)						
1-4	8		スクールソーシャルワーカー配置事業	小・中学校及び義務教育学校にスクールソーシャルワーカー(大学生等)を配置し、配慮を要する児童・生徒に対して心理面等の状況に応じてサポートを行います。	児童生徒課				○	○			継続	1-4(2)						
1-4	9	教育	豊中市スクールソーシャルワーカー活用事業	いじめ・不登校・暴力行為及び児童虐待など児童生徒のさまざまな課題に対応するため、社会福祉に關して高度な専門的知識を有し、相談支援活動経験のある人材を、スクールソーシャルワーカー(SSW)等として全小学校及び義務教育学校に配置、並びに中学校に事業対応派遣を行います。	児童生徒課				○	○			継続	継続	継続	拡充	継続	継続	重点施策2 1-4(2)	
1-4	10		スクールカウンセラー配置事業	学校における教育相談体制の充実を図るために、学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、児童生徒のいじめ・不登校・問題行動等の解決を図ります。	児童生徒課				○	○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 1-4(2)	
1-4	11	教育	創造活動(不登校児童生徒への援助)	豊中市在住の小中学生及び義務教育学校生を対象に、家庭と学校との中間的なステーションとして、不登校状態のこどもたちに安心できる居場所を提供し、以下3点の援助活動を行っています。 ①不登校等の児童生徒に関する、保護者や教職員への相談援助活動 ②学生カウンセラーによる、不登校児童生徒の家庭訪問を中心とした訪問援助活動 ③多様なプログラムを設け、児童生徒の興味関心を行動に移し、心の充足や体験の積み上げにより、成長をはかる自主創造活動(グループ活動)	児童生徒課				○	○			継続	継続	継続	拡充	継続	継続	1-4(2)	

施設の柱	N o.	子どもの事業参加	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況(年度)					該当施策(全て)		
							課(施設)	出産前	0歳 ～2歳	3歳 ～5歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2020	2021	2022	2023	2024	2025
1-4	12		他	コミュニティソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーとこども安心課の各地区サポート係との連携会議	学校と福祉の連携のため、コミュニティソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーとこども安心課の各地区サポート係の交流会を開催し、情報共有を行うことで有効な支援につなげています。	(社福)豊中市社会福祉協議会 児童生徒課 こども安心課				○	○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 1-4(3)
1-4	13			いじめ・児童虐待防止の対策	こども一人ひとりの健やかな成長と子どもを愛情深く育むことができるよう、いじめ・児童虐待を許さない地域社会づくりの推進のため、いじめ防止対策や児童虐待の防止・早期発見などに取り組みます。	こども安心課 児童生徒課		○	○	○	○	○	拡充	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 1-4(3)
1-4	14			豊中市いじめ防止基本方針の推進	いじめに関する関係機関との連携を目的とした「豊中市いじめ問題対策連絡協議会」等を設置・運営します。	児童生徒課				○	○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-4(2)
1-4	15	● 教育・生活	子どもサポート事業	子どもの権利条約の具現化を念頭に、すべての子どもの権利の保障に向けて取り組みます。多文化子ども保育や外国にルーツを持つ子どもが母語や文化を学ぶことを通じて仲間と出会う場づくりを実施します。また、日本語・学習支援を通した居場所づくりを行っています。	人権政策課 (よなか国際交流センター)		○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4)
1-4	16		他	多文化共生推進事業	外国人、日本人が相互の文化を学びあい、理解を促す取組みをさまざまなテーマで実施します。	人権政策課 (よなか国際交流センター)						○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4)
1-4	17	● 生活	多文化子どもエンパワメント事業[若者支援]	15歳以上の外国にルーツを持つ若者を対象とした活動を行っています。若者が無条件に集うことの出来る場を設けることで安心して参加できる居場所の機能を果たすほか、相談対応や日本語指導を行います。(2021年より指定管理事業「子どもサポート事業」として実施)	人権政策課 (よなか国際交流センター)					○	○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4)
1-4	18	●	障害児チャレンジスポーツ	3歳～17歳の障害がある子どもを対象に、体育遊びを通して、体を動かす楽しさを体験してもらうとともに、体力の向上を図ります。	スポーツ振興課				○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4)
1-4	19	生活	暮らし再建パーソナルサポート事業	生活困窮者の自立に向けた相談支援に加え、就労支援や家計相談支援など包括的な支援を行ふため、総合相談窓口を直営の地域就労支援センターに併設しています。また複雑な課題を有するケースは専門家によるチーム支援を行って暮らし再建パーソナルサポートセンター@いきづき、アウトリーチが必要なケースはコミュニケーション・ソーシャルワーカーと連携した支援ができる「暮らし再建パーソナルサポートセンター@社協」の3機関による直営+委託方式により運営しています。また、困窮者の早期発見、早期支援につなげるために、府内の関係部局との連携を図っています。	暮らし支援課		○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)
1-4	20	● 教育	就学・就労に向けた学習・生活支援事業	貧困の世代連鎖を防止するため、家庭環境等の課題により、将来の生き方に不安を感じている生活困窮世帯等のこどもを対象に、多様な学びや体験の機会を提供し、働き方や将来の姿を具体的にイメージし、その実現に向かって歩むことができる力を身に付けられるよう支援します。 【受託団体：特非）よなかESDネットワーク】	暮らし支援課					○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	完了	重点施策3 1-2(2) 1-4(4)
1-4	21	生活	社会福祉事業基金	広く市民の方からの寄付を受け、積み立て運用し、子どもの福祉にかかる施設整備(認定こども園の建設費用や修繕費用)や事業に必要な費用に充て、社会福祉の充実に努めます。	地域共生課		○	○					継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)
1-4	22		障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援があり、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を行います。	おやこ保健課		○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4)
1-4	23		発達支援・障害児支援者研修	保育所、幼稚園、こども園等の就学前施設及び市立小・中学校の教員等を対象に子どもの発達や障害について、早期の気づきから発達支援につなげ、こどもの育ちを支えることを目的とした研修を行います。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)		○	○	○	○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4)
1-4	24		医療的ケア児支援連絡会議	医療的ケア児が、どのライフステージにおいても、地域で主体的に活動できるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育を担当する機関が連携を行います。	おやこ保健課		○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4)
1-4	25		こども療育相談	発達に課題のある児童の課題整理や解決への支援方法を作業療法士や言語聴覚士等の専門職が相談に応じ、ご本人やご家族と検討をします。必要に応じて児童が所属する施設での支援方法などの助言も行います。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)		○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	拡充	拡充	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)
1-4	26		児童発達支援センター児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業	児童福祉法に基づく児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業で、障害や発達に課題のある小学校2年生までのこどもに対して、保護者と通所することで、生活習慣の獲得や親子関係を基本とした人間関係の土作りを行っています。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)		○	○	○				継続	継続	継続	継続	継続	拡充	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)
1-4	27		個別療育事業	児童福祉法に基づく児童発達支援事業です。こどもの発達特性を個別にアセスメントし、特性に合った関わわりや支援について保護者と共有しながら療育を行います。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)			○					継続	継続	継続	完了			重点施策3 1-4(4) 2-3(4)
1-4	28		単独通所事業	児童福祉法に基づく児童発達支援事業です。小集団のクラスで、生活や遊びを通して集団生活の土作りや生活習慣の獲得を目的にした療育を行います。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)				○				継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)

施設の柱	N o.	子 ど も の 事 業 社 会 參 加	未 來 応 援 施 策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況(年度)					該当施策 (全て)			
							課(施設)	出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	相 當 高 校 生 年 齢	2 0 2 0 2 1	2 0 2 2 2 2	2 0 2 2 2 3	2 0 2 2 2 4	2 0 2 2 2 5		
1-4	29			児童発達支援センター診療所事業	身体障害や発達に課題のある子どもに対し、医学的な見立てを行い、必要に応じて、発達検査や医学的処置等を行います。また、医師の指示に基づき理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による医学的リハビリテーションを実施します。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)	○	○	○	○	○	○	○	継 続	継 続	継 続	継 続	継 続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)	
1-4	30	教育		家庭支援推進保育事業	入所児童に対して、家庭環境に配慮したきめ細やかな保育を行います。	こども事業課	○	○						継 続	継 続	継 続	継 続	継 続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)	
1-4	31			障害児保育	子どもの実態を把握し一人ひとりの状況に応じながら統合保育を原則とした障害児保育を行います。	こども事業課	○	○						継 続	継 続	継 続	継 続	継 続	重点施策3 1-4(4)	
1-4	32	教育・生活・就労		母子父子福祉センター事業	ひとり親家庭及び寡婦に対する各種相談、生活及び生業の指導、就労支援などの講習会、日帰りリクリエーション等の事業及び必要な場所の提供を行います。 (ひとり親家庭 学習支援教室) 豊中市在住のひとり親家庭の中学生・高校生に対し、大学生等の講師が自習形式で個人に合った勉強を指導します。また勉強のサポートだけにとどまらず、一緒に将来について考える時間を持ったり、悩みを打ち明ける場であったり、みんなでしクリエーションを行ったり、学校や塾とは違う学習の場を提供します。 (相談員による相談ほか) 母子父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭全般の悩みについて相談員が対応し、必要に応じて行政の支援策へつないでいます。そのほか、日帰りリクリエーション等の事業及び必要な場所の提供を行います。 (弁護士等相談) 養育費の未払いや増額、別居している親子の面会交流、子育て、その他の様々な家庭内の悩みごとについて弁護士による法律相談並びに養育費等の専門相談員による相談を実施しています。離婚前の相談にも応じています。 (就業支援講習会等事業) ひとり親家庭の母又は父ならびに寡婦の自立のため、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための講習会を実施します。休日に開講する等、就労中のひとり親家庭の母等の実態・ニーズを踏まえて実施しています。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	○	継 続	継 続	継 続	継 続	継 続	継 続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)
1-4	33			保育施設への入所	被虐待児童家庭への支援のため、優先的な保育施設入所に配慮します。(児童虐待防止法13条の2)	子育て給付課	○	○						継 続	継 続	継 続	継 続	継 続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)	
1-4	34	教育	奨学金事務		修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のために、高等学校等の修学が困難な者に対し、奨学費を貸し付けています。	学務保健課							○	継 続	継 続	継 続	継 続	継 続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)	
1-4	35	教育	若者支援総合相談窓口等事業		社会的支援を要する若者にかかる相談に応じ、支援機関の紹介や必要な情報提供、助言などコーディネートを行い、若者の自立を支援します。包括的な支援をする相談には支援プログラムを作成し、関係支援機関等への支援調整など必要な支援を実施します。 高校生世代の若者の義務教育課程の学び直し(いぶき学習支援事業)や学校出張相談も行っています。	社会文化課 (青少年文化交流館いぶき) くらし支援課							○	継 続	継 続	継 続	継 続	継 続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)	
1-4	36	他	公民館講座課題別講座 地域で子育ちを考える学習会		貧困問題をはじめ、こどもたちを取り巻く環境が厳しさを増す中、こどもの人権について考えます。今回は児童養護施設の取り組み方やその中でのこどもたちの思いやその背景を知ることから、こどもに関わる視点や地域としての課題、望まれる支援策等について考える機会として実施します。(螢池公民館実施)	中央公民館	○	○	○	○	○	○	○	継 続	継 続	継 続	継 続	未 定	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)	
1-4	37	教育	中学校夜間学級補食事業		中学課程の修得をめざしている生徒の健康保持と就学奨励を図るために補食(パンと牛乳)を実施します。 ※義務教育の年齢(満15歳)を超えている人が入学対象	学校給食課							※	継 続	継 続	継 続	継 続	継 続	重点施策3 1-4(4)	
1-4	38		通訳派遣事業		帰国・渡日してくる児童・生徒、また、保護者の様々な状況に対応するため、学校等へ通訳者の派遣を行います。	学校教育課				○	○		○	継 続	継 続	継 続	継 続	拡 充	継 続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)
1-4	39		国際教室		帰国・渡日児童生徒に、学校の学習支援や日本語の読み書きを指導するとともに、様々な国から来たこどもたちが交流し様々な文化を学びます。	学校教育課				○	○		○	継 続	継 続	継 続	継 続	継 続	継 続	重点施策3 1-4(4)
1-4	40		在日外国人教育推進協議会		在日外国人教育基本方針に基づき在日外国人教育の推進について連絡・調整を行います。	学校教育課				○	○		○	継 続	継 続	継 続	継 続	継 続	継 続	重点施策3 1-4(4)
1-4	41	教育	進路選択支援事業		進学意欲がありながら、経済的な理由により就学が困難な生徒に対して、相談・助言を行い、積極的に自己の進路を考え、将来に対する展望がもてるよう支援します。豊中・螢池の両人権平和センターにおいて実施します。	学校教育課						○	○	継 続	継 続	継 続	継 続	継 続	重点施策3 1-4(4)	
1-4	42		障害児関連施策豊中地域連絡協議会		障害のある乳幼児・児童生徒が地域の中でいきいきと生活できる環境づくりの推進を目的に、福祉・保健・教育を担当する機関が緊密な連携を図り、効果的な施策推進を図ります。	児童生徒課 こども事業課	○	○	○	○				継 続	継 続	継 続	完 了		重点施策3 1-4(4)	
1-4	43		障害児教育推進事業 (学校支援事業)		障害等支援が必要なこどもの教育環境の充実を図ります。	児童生徒課				○	○		○	継 続	継 続	継 続	継 続	継 続	継 続	重点施策3 1-4(4)
1-4	44		支援教育事業 (学校支援事業)		支援教育を進めるため、教職員を対象とした研修会や巡回相談を行います。	児童生徒課					○	○		○	継 続	継 続	継 続	継 続	継 続	1-4(4)

施策の柱	N o.	子どもの事業社会参加	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況(年度)					該当施策(全て)		
							課(施設)	出席前	0歳～2歳	3歳～5歳	小学生	中学生	相当年齢 高齢者	2020	2021	2022	2023	2024	2025
1-4	45	教育	寄り添い型学習支援事業	「生活困窮者自立支援法」の趣旨に基づき、経済的等の困難を抱える中学3年生及び義務教育学校9年生に対して、義務教育終了後も必要となる自学自習力をはぐくみ、自らの進路を切りひらくことができるよう、学習の場を提供します。	児童生徒課						○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4)
1-4	46		ユースチャレンジキャンプ	ひきこもり若しくはひきこもり経験のある無業の若者を対象として、青少年自然の家において4泊5日の生活・就労合宿訓練を行い、自然環境の中での原始的労働や集団生活において自尊感情や自己肯定感を高め、仲間を意識することで協調性を養うとともに社会貢献活動への参加のきっかけを作ります。	社会教育課						○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-4(4)
1-4	47		児童相談所開設準備事業	豊中市児童相談事業の基本的な考え方に基づき、児童相談所等の開設準備に向けた検討を行います。	こども安心課	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							新規	継続	継続	完了			重点施策2

施策の柱2-1 地域の子育て環境の整備

2-1	1		キッズランド shou nai	地域の親子が集う場を提供することで、親子間、世代間の交流を図ります。また、子育て世代が抱える不安や悩みが少しでも解消するよう、各方面から専門家を講師として招き、面白くてためになる催しとなることを狙いとします。	地域連携課	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							継続	継続	継続	継続	継続	完了	2-1(1)
2-1	2		地域子育て支援センターの整備	地域の子育て支援拠点として、子育て相談、情報提供、ボランティアグループの活動の支援、遊びや交流の場などを提供する地域子育て支援センター等の施設をおおむね1中学校区に1ヵ所設置します。また、子育て支援センターは、地域子育て支援拠点を総括する中核的な施設として、子どもの視点に立ったこども施策の企画調整を行います。	こども支援課 (子育て支援センター)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1) 2-1(3)
2-1	3		遊びの場の提供	気軽な集いの場として、子育て支援センターは、地域子育て支援センターのフレームや園庭の開放を行います。	こども支援課 (子育て支援センター)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1)
2-1	4		ほっこりひろば	子育て支援センターにおいて、0歳児とその保護者や妊娠を対象に、子育て相談を行ったり、親子のふれあい遊びの場と情報を提供します。	こども支援課 (子育て支援センター)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1)
2-1	5		地域活動事業	施設型給付施設等(こども園、保育所等)において、就学前児童を対象に園庭開放、誕生会、発育測定、高齢者との世代間交流、育児講座、赤ちゃんサークル等を行います。	こども事業課	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1) 2-2(2) 2-3(1)
2-1	6		こども園地域活動事業	公立こども園において、就学前児童を対象に園庭開放、誕生会、発育測定、高齢者との世代間交流、育児講座、赤ちゃんサークル等を行います。	こども事業課	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 2-1(1) 2-2(2) 2-3(1)
2-1	7		私立幼稚園教育振興・子育て支援事業	私立幼稚園が幼児教育の充実推進事業と、子育て支援事業を実施することで、地域の幼児教育支援センター的な役割を担います。	こども事業課	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1)
2-1	8		子育てサークルの育成	公立こども園で「親と子の遊びのひろば」を開催し、こどもの視点に立った遊びや情報の提供を行い、保護者が子育ての楽しさを共感したり、悩みを話し合うことで、保護者の仲間づくりを進めます。	こども事業課	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							完了						2-1(1)
2-1	9		保育室開放	千里公民館において週5回、庄内公民館において週1回、就学前の親子を対象に保育室を開放します。	中央公民館	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							継続	継続	継続	継続	継続	拡充	2-1(1)
2-1	10		公民館登録グループ(子育てグループ)の支援	各公民館(中央、螢池、庄内、千里)において、公民館登録グループとして、子育てグループの活動場所を提供します。	中央公民館	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1)
2-1	11		外国人親子の交流の場づくり	とよなか国際交流協会に協力し、絵本の読み聞かせや図書館利用を体験する外国人親子の集いの場をつくりを提供し、図書館の多文化サービスの促進を図ります。	読書振興課	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-1(1) 2-4(4) 2-3(4)
2-1	12		子育てサークルへの支援	子育てサークルへの助成金に関する情報提供、会員募集の支援、サークル運営に関する情報提供、情報交換、手遊びや読み聞かせ等の学習機会の提供など支援を図ります。 【市補助事業】	(社福) 豊中市社会福祉協議会	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							継続	継続	継続	継続	継続	完了	2-1(1)
2-1	13		子育てサロン	小学校区単位に月1～2回、子育て中の親子の交流や情報交換の場づくりを行います。 【市補助事業】	(社福) 豊中市社会福祉協議会	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1)
2-1	14		子育て支援ネットワーク事業	小学校区単位の子育てサロンの開催、子育てボランティアの派遣、子育てサークルマップの作成、わいわい子育てミーティングなどを行います。 【市補助事業】	(社福) 豊中市社会福祉協議会	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1) 2-1(2)
2-1	15		地域福祉ネットワーク会議(こども部会) 校区連絡会	公立こども園が中心となって、コミュニケーションシャワルマーと一緒に各小学校区の地域活動を支援するために、校区連絡会を開催し、関係機関や団体との連携を図り、身近な日常のかかわりの中で、子育て支援を行います。子育て支援センターは、地域福祉ネットワーク会議のこども部会の事務局を担います。	こども支援課 (子育て支援センター)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1)
2-1	16		公民協働事業	「みんなあつまれわくわくランド」など公民が一体となり、地域の親子へ子育て情報の提供とともに各機関のPRを行っています。	こども支援課 (子育て支援センター)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(2)
2-1	17	生活	民生・児童委員活動主任児童委員活動	こども支援課をはじめ地域の関係機関・団体等と連携・協働し、見守りや支援活動を進めます。	地域共生課	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1)

施策の柱	N o.	子どもの 事業社会参加 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)					該当施策 (全て)			
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
2-1	18		小地域福祉ネットワーク活動	校区福祉委員会において見守りや声かけ活動を行うとともに、子育てサロン等の子育て支援事業の充実を図ります。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1) 2-1(2)
2-1	19		豊中地区BBS会活動	さまざまな問題を抱えるこどもと交流し、立ち直りを支援したり、レクリエーション活動や非行防止活動などを行います。	地域共生課					○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(3)
2-1	20		青少年団体連絡協議会	青少年団体相互の連絡及び情報交換を行います。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)					○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(3)
2-1	21		子育て支援センター(ほつべ・地域子育て支援センター・社会福祉協議会との連携・協力)	図書館による団体貸出や絵本講座など、こどもとその保護者が読書に親しむための機会を関係機関と連携して提供します。	読書振興課		○	○				○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(3)
2-1	22		子ども文庫活動の支援と協力・連携	個々の子ども文庫に対して、資料の団体貸出、こどもの本に関する情報、文庫活動に役立つ情報の提供を行います。また、豊中子ども文庫連絡会との共催事業を通じて、こどもの読書の大切さについて保護者や地域の大人の理解を深める取組みを推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1) 2-1(3)
2-1	23		子ども読書活動推進計画の推進	図書館が中核となって、家庭・学校・地域との連携を図り、こどもの読書環境の整備を進めます。	読書振興課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(3)
2-1	24		子ども読書活動連絡会	子ども読書活動推進連絡協議会を発展させ、市民・関係部局・関係機関からなる「子ども読書活動連絡会」を立ち上げ、全市的・多角的に、子どもの読書環境の見まもりを行います。	読書振興課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(2) 2-1(3)
2-1	25		青少年健全育成会	各中学校区及び義務教育学校区での青少年の健全育成活動を通じて、家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、地域における子育て支援の強化を進めます。	児童生徒課					○	○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(3)
2-1	26		学習合同補導・巡回及び広報活動	各関係機関・団体と連携し、市内の危険箇所や書店等への立ち入り調査並びに交通安全指導等を行って、学校・家庭・地域の三者連携を充実し、地域における総合的な教育力の向上をめざした活動を展開します。	児童生徒課					○	○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(3)
2-1	27	●	地域教育協議会(すこやかネット)	中学校区に設置された地域教育協議会の活動を通じて、学校・家庭・地域の三者連携を充実し、地域における総合的な教育力の向上をめざした活動を展開します。	学び育ち支援課		○	○	○	○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	1-3(1) 2-1(2) 2-1(3)
2-1	28		高齢者による有償育児支援サービス	小学校の放課後やこども園等で見守りなどの支援を実施しています。 【団体自主事業】	(公社)豊中市シルバー人材センター		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(3)
2-1	29		青少年活動指導者の養成	青少年団体のリーダーや野外活動ボランティアが青少年活動の指導者として必要な知識や技能を習得するために、青少年指導人権研修を行います。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)						○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(3)
2-1	30		子育て支援に関するイベントや講座の実施	親子で参加することのできるイベントや保護者(妊娠中を含む)を対象にした子育てに関する講座を多数実施することで、子育てしやすい地域の環境づくりをめざします。	地域連携課		○	○					新規	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1)(3)

施策の柱2－2 子育てに必要な情報提供等

2-2	1	生活	利用者支援事業 (母子保健型)	妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談対応を行います。必要に応じて、医療機関、地域の子育て支援事業や、教育・保育施設の利用について情報を提供しています。	おやこ保健課	○	○	○					継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 2-2(1)
2-2	2	生活	利用者支援事業 (基本型)	認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用にあたっての相談対応を行います。	こども支援課 (子育て支援センター)	○	○	○					継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 2-2(1)
2-2	3	生活	利用者支援事業 (特定型)	子ども・子育てに関連3法の円滑な施行をめざし、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用にあたっての相談対応を行います。	子育て給付課	○	○	○					継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 2-2(1)
2-2	4		外国人向け市政案内・相談窓口	外国人向け市政案内・相談窓口に外国語(英語・中国語、その他言語も対応可)の出来る相談員を配置し、来庁する外国人に基本的な行政(サービス)情報を適切に提供するほか、担当課への案内、手続にかかる通訳、その他相談に応じます。	人権政策課	○	○	○	○	○	○	○	拡充	継続	継続	継続	継続	継続	2-2(2) 2-3(4)
2-2	5		メールによる情報提供の充実	メール配信を希望する人に、子育てに関する情報や、各小中学校・認定こども園からの連絡事項などを担当課が配信できるシステムです。	教育総務課	○	○	○	○	○			継続	継続	継続	完了			2-2(2)
2-2	6		広報とよなかの発行	子育ち・子育てに関する特集やお知らせの記事を掲載します。また、未就学児を対象にした記事には「子どもマーク」を付け、より探しやすくしています。	広報戦略課	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-2(2)
2-2	7		外国人向け市政案内情報の発行	外国人に問い合わせが多いと思われる市政情報(乳幼児予防接種や相談窓口、催しなど)を毎月4言語(英語、中国語、スペイン語、韓国・朝鮮語、ペトナム語、ハバール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語)で発行します。 ※2021年度より、8言語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、ペトナム語、ハバール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語)で発行	人権政策課	○	○	○	○	○	○	○	拡充	継続	継続	継続	継続	継続	2-2(2) 2-3(4)
2-2	8		子育ち・子育て応援アプリ「とよふあみ」	子育ち・子育てに関する情報発信の充実を推進することに加え、妊娠・出産・育児までの関連情報を一元化して発信するアプリ「子育ち・子育て応援アプリ『とよふあみ』」を作成し、その円滑な運営管理を行います。	こども政策課	○	○	○					継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-2(2)

施策の柱	N o.	子どもの社会参加 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)					該当施策 (全て)	
						出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2020	2021	2022	2023	2024	
2-2	9		出前講座	子育てサロンからの依頼により地域に出向き、遊びや情報の提供・子育て相談を行います。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	2-2(2)
2-2	10		情報提供の充実	身近な地域の子育て支援の情報提供や子育て情報誌を発行します。また、子育て支援をはじめ、母子保健や医療、福祉、教育など子育てに関わるさまざまな情報をインターネットで公開するとともに、最新情報を定期的に更新します。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○	○			継続	継続	継続	継続	継続	2-2(2)
2-2	11		「食育」の取組み	公立こども園において、心からだの健康、人との関わりや食を営む力の基礎を培うことができるよう、取り組みを進めます。	こども事業課		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	2-2(2) 3-1(1)
2-2	12		「食」に関する子育て講座	地域の子育て家庭を対象に、こども園給食をもとに、離乳食・幼児食や手作りおやつなどの講習を行います。	こども事業課		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	2-2(2) 3-1(1)
2-2	13		外国人保護者への保育施設入所案内等	入所時の説明や教育・保育制度の理解に役立つように、英語版の入所案内を作成、配布します。	子育て給付課 こども事業課		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-2(2) 2-3(4)
2-2	14		情報提供の充実	図書館ホームページやメールマガジンなど多様なメディアでの情報提供を行います。各図書館では子育てに関する図書の充実、地域の子育て情報の提供に努めます。	読書振興課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(2) 2-2(2)
2-2	15		子育てサークル・子育てサロン情報	インターネットを通じて、子育てサークルの情報を提供します。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	2-2(2)
2-2	16		子育ち・子育て・親育ち事業	南部地域で子育てする親向けの講座を定期的に開催し、子育てしやすい地域をめざします(ママとベビーのすくすくヨガ、ハンドペーパーでののしくあそぼう、えがおはぐくむべーマッサージ、おしゃべりママカフェ、パパのためのベビーマッサージ)とママが助かる育児の話他)。	地域連携課		○					継続	継続	継続	継続	継続	1-3(1) 2-2(3)
2-2	17		子育て講座	子育て支援センターにおいて、就学前児童の保護者を対象に子育てに関する講座を開催します。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	1-3(1) 2-2(3)
2-2	18		親を学ぶプログラム 子育てちょっと一息 (パパ編含む)	親の本来持っている力を引き出し、「親」としての自信を持って子育てができるようワークショップを行います。参加者同士が経験・交流する中で各自がさまざまな事に気づき、自分自身を見つめる機会とします。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	1-3(1) 2-2(3)
2-2	19		「安心感の輪」プログラム	日常生活における安心感を育むかわりを学ぶ機会とします。	こども安心課		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	1-3(1) 2-2(3)
2-2	20		こども園児童とのふれあい及び育ちを学びあう機会の提供	家庭授業の中で、①こどもの育ち方・こどもへの接し方②子育てで大事にしたいことを話し、実際にこども園等でこどもと接する機会を持つこととあわせて、子育てや保育について体験し学習します。	こども事業課						○	継続	継続	継続	継続	継続	1-3(1) 2-2(3)
2-2	21	生活	ブックスタート事業「えほんはじめまして」	4か月児健診時の機会を活用するなど、図書館が関係機関・市民と連携しながら、乳幼児と保護者が絵本と出会いきっかけづくりを推進します。	読書振興課		○					継続	継続	継続	継続	継続	1-3(1) 2-2(3)
2-2	22		家庭教育支援事業	親学習の講座や世代間交流の実施など、様々な家庭教育に関する学習機会の提供を行います。	学び育ち支援課				○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(2) 1-3(1) 2-1(3) 2-2(3)
2-2	23		入所入園相談会	子育て世帯の多い千里地域でこども園等の入所入園に関する相談会を実施し、子育てに関する必要な情報を提供する場を作っています。	地域連携課		○	○	○			新規	継続	完了			2-2(2)
2-2	24		保護者と学校との連絡システムの運用	学校からの情報配信だけでなく、保護者および学校が双方向で情報を発信できる「保護者と学校との連絡システム」の運用を行います。	教育センター				○	○		開始	継続	継続			2-2(2)

施策の柱 2－3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援

2-3	1	生活	ここでの健康相談	ここでの不調や精神疾患等に関して、予防から、早期発見、早期対応、社会復帰に至るまでの一連の相談支援を行っています。親のうつ病・自殺予防として産後うつ病の早期発見や、思春期の精神疾患の早期発見に努めています。	医療支援課	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 1-4(1) 2-3(1)
2-3	2		妊娠・出産・子育て相談窓口	妊娠から出産、子育て、不妊・不育症、グリーフケア等幅広い相談に対応するため、関係機関との連携により、すこやかプラザ内に相談窓口を設置します。	おやこ保健課	○	○	○				継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 2-3(1) 3-1(1)
2-3	3	生活	妊娠婦乳幼児等電話面接相談	①妊娠婦・乳幼児の保護者等の電話や窓口による健康相談に、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師等が相談に応じます(「妊娠・出産・子育て相談窓口」とし関係機関との連携も図り対応します)。 ②妊娠中・産後の体や育児状況などの経過の確認が必要と思われる対象者に対し保健師等から電話による保健指導を行います。	おやこ保健課	○	○	○				継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 3-1(1)
2-3	4		子どもを守る地域ネットワーク	大阪府池田子ども家庭センターをはじめ、児童に関する関係機関等と連携・協働し、児童虐待の予防や早期発見及び被虐待児童への迅速かつ適切な対応を行うための情報共有及び対応策、関係機関職員への研修等の検討を行います。	こども安心課	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 2-3(1) 3-1(1)

施設の柱	N o.	子どもの社会参加 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)					該当施策 (全て)		
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	20 20 21 20	22 22 23 21	22 22 24 25	22 22 25 25		
2-3	5		児童虐待相談事業	児童虐待の通告及び相談の受理、調査、支援をします。	こども安心課	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	重点施策2 2-3(1)	
2-3	6		子育て心の悩み相談事業	保護者の子育ての悩みや不安、乳幼児の心身の発達に関する個別の相談を受けたり、親子が前向きな関係をつくる具体的なスキルを学ぶ保護者支援プログラムを実施します。	こども安心課		○	○	○				継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 2-3(1)
2-3	7		子育て支援センターの相談事業	育児、食事、健康などについての相談助言(電話、面談、出前相談)を子育て支援センター・地域支援保育士が行います。	こども支援課 (子育て支援センター)	○	○						継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 2-3(1)
2-3	8		子育て相談	子育てに関する電話相談と来所による相談を行います。	こども事業課	○	○						継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 2-3(1)
2-3	9		教育相談(電話相談)	子どもの心理・ことば(発音等)などに関する悩みや問い合わせについての対応を行うことを目的として、電話相談や関係機関等の紹介を行います。	児童生徒課		○	○	○				継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 2-3(1)
2-3	10		教育相談(来所相談)	子どもの心理・ことば(発音等)などに関する悩みについての相談に対応し、個人のより豊かな心身の成長を促すことを目的としたカウンセリングやプレイセラピー等を行います。	児童生徒課		○	○	○				継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 2-3(1)
2-3	11	生活	妊娠婦及び乳幼児(新生児含む)等訪問指導	助産師または保健師などが家庭訪問して、妊娠婦や乳幼児の健康状態を観察し、適切な保健指導や助言、受診勧奨などを行います。	おやこ保健課	○	○	○					継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 2-2(2) 3-1(1)
2-3	12		地区育児相談	地域の子育てサロンやこども園などからの要望に応じて、保健師、栄養士、歯科衛生士などが地域に出向き健康相談を行います。	おやこ保健課	○	○						継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 2-3(2)
2-3	13		こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげます。	こども支援課 (子育て支援センター)	○							継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 2-3(2) 3-1(1)
2-3	14	生活	育児支援家庭訪問事業	養育支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭や、育児不安が高い家庭に対して、地域支援保育士などが家庭を訪問し、育児に関する相談や助言等の支援を行います。	こども支援課 (子育て支援センター)	○	○						継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 2-3(2) 3-1(1)
2-3	15		日中一時支援事業	施設での宿泊を伴わない一時的な入所サービスです。 (一時的な利用) 知的障害者又は障害児で、介護者の病気やその他の理由により、居宅での介護が一時的に困難になった場合にご利用いただけます。 (継続利用) 障害のある中学生・高校生で、放課後において継続して支援が必要な方にご利用いただけます。 法令和5年1月1日付で利用区分及び障害種別による制限を撤廃	障害福祉課	○	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(3) 2-3(4)
2-3	16		宿泊型及びデイサービス型産後ケア事業	産後1年未満の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等必要な保健指導を産後ケア事業(宿泊型及びデイサービス型)で実施します。	おやこ保健課	○							継続	継続	継続	継続	拡充	2-3(3) 3-1(3)
2-3	17		ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と受けたい人からなる相互活動を支援します。サービス内容は、こども園等の開所前、終了後の子どもの預かり、こども園等への送迎などです。運営は社会福祉協議会に委託しています。	こども支援課	○	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続	2-3(3)
2-3	18		子育て短期支援事業	こどもを家庭で養育することが一時的に難しくなったときに、7日間を限度に子どもを児童養護施設で預かる「宿泊型ショートステイ」と、「日帰り型ショートステイ」を行います。	こども支援課	○	○	○					継続	継続	継続	継続	継続	2-3(3)
2-3	19		障害児一時預かり事業	就学前の障害や発達に課題のあるこどもについて、保護者の緊急時等一時預かりを行います。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)	○	○						継続	継続	継続	継続	継続	1-4(4) 2-3(3) 2-3(4)
2-3	20		一時預かり事業(一時保育事業)	一時保育として、週3日を限度とした断続的保育、やむを得ない理由により月12日を限度とした緊急保育を行います。	こども事業課 子育て給付課	○	○						継続	継続	継続	継続	継続	2-3(3) 2-4(1)
2-3	21		休日保育	保護者の就労、疾病等の事由により、休日における家庭での保育が困難である児童に対し保育サービスを提供します。	こども事業課 子育て給付課	○	○						継続	継続	継続	拡充	継続	2-3(3) 2-4(1)
2-3	22		ボランティア派遣事業	産後の家事援助やこども園等送迎など子育て家庭に対し、ボランティアによる支援を行います。 【市補助事業】	(社福) 豊中市社会福祉協議会	○	○						継続	継続	継続	継続	継続	2-1(2) 2-3(3)
2-3	23		DV面接・電話相談事業	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DVに関する情報提供や助言を行っています。また、必要に応じて、関係機関と連携とりながら、DVに関する悩みや相談に対応しています。	人権政策課	○	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続	1-3(1) 2-3(4)

施設の柱	N o.	子どもの社会参加 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)					該当施設 (全て)	
						出 座 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	相 當 高 校 生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3		
2-3	24	生活	性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談事業	(女性の生き方総合相談《電話相談・ガールズ相談・カウンセリング》、女性のからだ悩み相談、しごと準備相談、労働相談、離婚にまつわる法律相談、離婚にまつわるお金の相談、男性のための相談、ボーネス相談、ティーンズ相談)	人権政策課 (よなか男女共同参画推進センターすてつぶ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)	
2-3	25	生活 労・就	外国人のための多言語相談サービス事業	外国人に対して母語で必要な情報提供を実施します。(就労相談を含む)	人権政策課 (よなか国際交流センター)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 1-4(4) 2-2(2) 2-3(4)	
2-3	26	生活	おとなサポート事業	こどものいる国人女性などが気楽に集まって子育てなどについて話す場を提供したり、子育てなどに悩む外国人の相談窓口を開けています。	人権政策課 (よなか国際交流センター)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 2-3(4)	
2-3	27	生活 ・就労	日本語交流活動「もっともっとつかえるほんご」	資格取得や就労など、ステップアップをめざす外国人のための日本語学習の場を実施します。(毎週月曜日10時～12時)	人権政策課 (よなか国際交流センター)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 2-3(4)	
2-3	28	就労	日本語検定サポート	就労を視野に入れて、日本語検定能力試験をめざす外国人のための試験対策の場を実施します。(年2回、試験の3か月前から3か月間実施)	人権政策課 (よなか国際交流センター)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 2-3(4)	
2-3	29	就労	就労準備支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業として、生活自立・対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、就労が苦しく困難な生活困窮者に対して、就労に従事する準備として基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援するもので、講座や事業所等での就労体験の場を提供し、就労に対する意欲喚起や、適応能力等の自觉を促す支援を実施しています。	暮らし支援課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 2-3(4)	
2-3	30	生活	住居確保給付金事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業として、離職などにより住居を失った方、または住居を失うおそれのある方に、就職活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。住居を整えた上で、就職をめざすための支援です。(※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。)	暮らし支援課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 2-3(4)	
2-3	31	生活	家計相談支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業であり、多重債務等の課題を抱える生活困窮者の債務や生計の状況などを聴取し、債務整理のため法律専門家への誘導をするとともに、関係機関及び関係部局と連携して生活再建を支援します。	暮らし支援課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 2-3(4)	
2-3	32	就労	豊中市生活保護受給者等「自立・就労」支援	生活保護受給者等で保護受給において就労が必要となる方に對して就労支援事業を行っています。福祉事務所が事前に就労指導対象者と判断した方で、一人での求職活動が難しい場合や就労に際して制限がある場合には就労支援事業の活用を促し、同意を得て個々の状況に応じた支援を行います。支援を行ううえで、池田公共職業安定所や暮らし支援課との連携を行っています。	福祉事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 2-3(4)	
2-3	33	生活	ひきこもり家族交流会	ストレスフルかつ孤立したひきこもり家族が、安心して集い、互に支えあい、家族自身が健康を回復することを目的として実施しています。副次的には当事者のひきこもり回復を促します。	医療支援課							○	○	○	○	完了	1-4(4) 2-3(4)
2-3	34		ひとり親世帯(母子・父子世帯)の国民健康保険料の減免制度	現に婚姻していない者のうち、20歳に満たない子を養育しているひとり親(母子・父子)に対し、保険料の3割を減額します。(所得制限あり)	保険相談課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 2-3(4)	
2-3	35	生活	ひとり親家庭の優先入所	従来より通常の就労事由を上回る世帯加算を実施しています。	子育て給付課	○	○					○	○	○	○	○	重点施策3 2-3(4)
2-3	36	生活	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦の方で自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動等)または社会的事由(疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等)により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣します。また、2017年8月からファミサホ利用料の補助を開始しています。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 2-3(4)	
2-3	37	生活 ・就労	母子・父子自立支援員	ひとり親家庭及び寡婦を対象に離・死別直後の精神的安定を図りその自立に必要な情報提供、相談指導等職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行っています。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 2-3(4)	
2-3	38	就労	ひとり親家庭自立支援給付金	ひとり親家庭の父母のよりよい就業に向けた能力開発を支援、資格取得のための安定した修業環境の提供と雇用、就労促進を図ります。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 2-3(4)	
2-3	39	就労	母子父子自立支援プログラム策定等事業	児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、母子父子自立支援プログラム策定員を設置し、個々の受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、就業・自立支援事業等を活用することで、継続的な自立・就業を図ります。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 2-3(4)	
2-3	40	生活	母子生活支援施設への入所	さまざまなお事情のため、母子保護を希望する場合、こどもと一緒に入所できます。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)	

施策の柱	N o.	子どもの 事業社会 参加	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢				事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)				
							課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2020	2021	2022	2023	2024	2025
2-3	41			市社協くらしささえあい事業	援助の必要な妊産婦等に対し、家事援助(調理・洗濯・掃除・買物等)、相談・話し相手などの生活支援を協力会員を通じて行います。【団体自主事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会	○	○					継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-1(2) 2-3(4)
2-3	42	就労	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援	ひとり親家庭の親子の学び直しを支援することにより、より良い就業や転職に向けた能力開発を支援し、雇用安定を図ります。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	新規	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4)
2-3	43	経済	養育費の履行確保支援	離婚前後の父母に対し、養育費や面会交流に関する取り決めを促進し、養育費の履行を確保します。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	新規	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4)
2-3	44			図書館で一時保育	全ての人が利用しやすく、かつ滞在したいと思える図書館にするための環境を整えるため、図書館内で保育士による託児を行い、子育て中の方が読書や勉強をするなど、自分の時間を過ごせるようサポートします。	読書振興課	○	○								新規	継続		2-3(3)

施策の柱2－4 子育てと仕事の両立の推進

2-4	1	教育	通常保育(公立・民間)	児童の保護者の労働、疾病等により、保育を必要と認定された児童を、認定こども園・保育所等において保育し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て給付課 こども事業課		○	○					継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-4(1)
2-4	2	教育	家庭保育所制度	児童の保護者の労働、疾病等により保育を必要とする児童を、市独自制度の家庭保育所において保育し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て給付課 こども事業課		○						継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-3(3) 2-4(1)
2-4	3		延長保育	保護者の勤務時間・通勤時間等の状況に応えるため、開所時間をこえて1時間又は2時間の延長保育を実施します。	子育て給付課 こども事業課		○	○					継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-4(1)
2-4	4		1号認定児の預かり保育	子育て支援の一環として、1号認定の正規の教育時間が終了後、希望する保護者の園児を対象に預かり保育を実施します。	子育て給付課 こども事業課			○					継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-4(1)
2-4	5		病児保育事業	子育てと就労の両立支援の一環として、満1歳以上小学4才生までの児童等で、病気の回復期に至らない場合で集団保育が困難であり、かつ保護者が就労、疾病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭の社会的理由により家庭での保育が困難な児童に対する保育を補助対象となった3つの民間施設において行います。	こども事業課		○	○	○				継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-4(1)
2-4	6		男女共同参画に関する学習	男女共同参画や仕事と子育ての両立などについての講演会や親同士のネットワーク、子育てについてのフリートーリング、ふれあい遊びなどをを行い、男女共同参画の啓発を行います。	人権政策課 (よなか男女共同参画推進センターすてっぷ)		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-4(2)
2-4	7		男女共同参画の推進のためのアウトリーチ(地域啓発)事業	地域に出向き男女共同参画についての講座(センター平等教育推進助成事業、デートDV防止出前講座)を実施し、啓発します。地域とのつながりをつくるとともに自前講師育成につなげます。	人権政策課 (よなか男女共同参画推進センターすてっぷ)		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	拡充	拡充	継続	2-4(2)
2-4	8	就労	地域就労支援センター事業	障害者、母子家庭の母親、中高齢者などで働く意欲がありながらさまざまな労働阻害要因を抱えるため就労が実現できない者や就労意欲が乏しい若年者、学卒無業者などに対して、相談や各種講座などの支援や、無料職業紹介所と連携して求人情報の提供等を行っています。	くらし支援課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4) 2-4(2)
2-4	9	就労	無料職業紹介事業	求職者の居住地の近隣での就職を実現するために、職業安定法に基づく無料職業紹介所を設置し、相談者の状況に応じた求人開拓とマッチング、および就職後の定着支援を行っています。また、合同面接会や就職支援講座等を実施しています。	くらし支援課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-3(4) 2-4(2)
2-4	10		労働関係法令等の啓発	労働者ニュースの発行等を通じて、労働関係法令の改正についての情報提供、障害者等の雇用促進普及に努めます。	くらし支援課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-4(2)
2-4	11		ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と生活・子育ての両立の実現をめざし、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、市民及び企業への周知・啓発を行います。また、ワーク・ライフ・バランスの実現や子育て家庭に向けた地域社会全体での取組みを支援するため、出前講座や情報提供を行います。	こども政策課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	完了			2-4(2)

施策の柱3－1 生活環境、保健・医療体制等の整備

3-1	1	生活	母子健康手帳の交付(妊娠届の受理)時の保健指導	妊娠届出者に対して、保健師・助産師等が面接を行い、母子健康手帳の目的・内容の説明及び妊娠・出産に関する保健指導を行います。	おやこ保健課	○							継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-2(2) 3-1(1)
3-1	2		妊娠期の教室	妊娠中の過ごし方について助産師・栄養士・歯科衛生士が講話などを実施する「マタニティイークランス」、理訓実習を行う「マタニティイークッキング」を開催します。	おやこ保健課	○							継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-1(1)
3-1	3		両親教室	初めての妊娠を迎える妊婦とパートナーを対象に、妊娠・出産・育児について学び、意見交換を行います。助産師会に委託しています。	おやこ保健課	○							継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-4(2) 3-1(1)
3-1	4		離乳食講習会	栄養士による離乳食に関する講話と試食の講習会を行います。	おやこ保健課	○							継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-1(1)
3-1	5		幼児食講座	栄養士による幼児食に関する講話と試食の講習を行います。また、希望する保護者には相談も行います。	おやこ保健課	○							継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-1(1)
3-1	6		乳幼児のための予防救急講習会	市内で発生した乳幼児の救急事案を分析し、救急事故の未然防止を図るために、救急事故の予防法、応急手当などについて説明します。対象は、乳幼児の保護者です。	消防局 急救救命課	○	○	○					継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-1(1)

施設の柱	N o.	子どもの社会参加 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)					該当施設 (全て)		
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2020	2021	2022	2023	2024	2025
3-1	7		妊婦健康診査	妊婦に対して、妊婦一般健康診査受診票を交付し(母子健康手帳別冊綴りごみ)、それに基づき個別医療機関(大阪府内の委託医療機関)で健診を実施。令和5年度から、16回分の受診券を交付。府外の受診者には還付しています。	おやこ保健課	○						総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	3-1(2) 3-1(5)
3-1	8		産婦健康診査事業	産婦健康診査受診券を発行し、かかりつけ医での個別健診受診料の一部を助成します。	おやこ保健課	○						総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	3-1(2)
3-1	9	生活	4か月児健康診査	対象者に健診日程を個別通知し、集団健診で小児科による検診、個別相談(育児・栄養・発達・健康管理など)を行います。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターの3か所でそれぞれ月1～2回実施しています。	おやこ保健課	○						総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	3-1(2)
3-1	10	生活	1歳6か月児健康診査	対象者に健診日程を個別通知し、集団健診で小児科・歯科医師による健診をはじめ保健師・歯科衛生士・栄養士・心理相談員の相談や保健指導を行います。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターの3か所でそれぞれ月1～2回実施しています。	おやこ保健課	○						総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	3-1(2)
3-1	11		1歳6か月児健診フォローアップ(「にこにこくらぶ」)	1歳6か月児健診の結果、集団による経過観察が必要な児に対して、保健師・保育士(関係機関)・心理相談員による問診、心理相談、育児相談等を行っています。児童発達支援センターなど関係機関の予約につなぎました。	おやこ保健課	○						総 統	総 統	総 統	総 統	完了		3-1(2)
3-1	12	生活	3歳6か月児健康診査	対象者に健診日程を個別通知し、集団健診で月2～3回小児科・歯科医師による健診をはじめ、保健師・歯科衛生士・栄養士・心理相談員の相談や保健指導を行います。視聴覚の検査は、スクリーニングの結果に基づき、必要な児に対して、眼科医・耳鼻科医による紹介状を発行します。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターの3会場で実施しています。令和5年度より屈折検査を導入。	おやこ保健課		○					総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	3-1(2)
3-1	13		二次健診	健診などで経過観察が必要と思われる乳幼児に対して二次健診を行うことにより、疾病や障害の早期発見・治療につなげるとともに、その保護者に対して相談や保健指導を実施します。また、未熟児や身体障害などの児に対して医師や心理士による相談や必要な療育指導を行うことで、その家族の不安の解消や孤立の解消、障害の受容をめざします。	おやこ保健課	○	○					総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	重点施策3 2-3(4) 3-1(2)
3-1	14		育児相談(乳幼児健康診査後)	乳幼児健康診査後の経過観察や電話相談などで指導が必要と思われる乳幼児の保護者を対象に、保健師・栄養士による個別相談(育児・栄養・発達)などを行います(予約制)。	おやこ保健課	○	○					総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	重点施策2 3-1(2)
3-1	15		外国語・日本語併記母子健康手帳	在日外国人で必要な方に、10か国語(英語、中国語、タガログ語、インドネシア語、ハングル語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語・ベトナム語・ネバール語)と日本語併記の母子健康手帳を交付します。	おやこ保健課	○						総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	重点施策3 2-3(4) 3-1(2)
3-1	16		新生児聴覚検査	新生児の聴覚障害を早期発見し、早期の療育等必要な支援に繋げることを目的に医療機関での検査費用の一部を助成します。	おやこ保健課	○						新規	継続	継続	継続	継続	継続	3-1(2) 3-1(5)
3-1	17		不育症治療費助成事業	妊娠はするものの、2回以上の流産や死産等の不育症に悩む、法律上の婚姻または事実婚の夫婦に対し、医療保険が適用されない不育症検査及び治療に要した費用の一部を助成します。	おやこ保健課	○						新規	継続	継続	継続	継続	継続	3-1(5)
3-1	18		豊能広域こども急病センター	豊能二次医療圏(豊中市・池田市・箕面市・吹田市・豊能町、能勢町)の4市2町が協力して、箕面市に小児初期救急医療診療所を開設し、小児救急医療体制の充実を図ります。	保健安全課	○	○	○	○			総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	3-1(3)
3-1	19		地域周産期母子医療センター	正常分娩の取扱いの他、基礎疾患を持つ妊産婦やハイリスク妊娠に対し高度な医療やケアを提供しています。	市立豊中病院 病院総務課	○	○					総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	3-1(3)
3-1	20		N I C U (新生児集中治療室)	小さな赤ちゃんだけでなく、生まれても何らかの治療が必要な赤ちゃんや、他院で生まれ治癒が必要な赤ちゃんも入院しています。	市立豊中病院 病院総務課	○						総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	3-1(3)
3-1	21		都市公園等安全・安心対策事業	こどもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園等をめざし、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保等、都市公園等における総合的な安全・安心対策事業による整備を、緊急かつ計画的に実施します。	公園みどり推進課	○	○	○	○	○	○	総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	3-1(4)
3-1	22		大阪府子どもの受動喫煙防止条例の推進	大阪府子どもの受動喫煙防止条例を推進するため、美化推進課と協働で全てのこども園、小中学校に受動喫煙防止横断幕を設置しております。また、市管理施設受動喫煙防止ガイドラインにより、市が管理する施設は敷地内全面禁煙となります。	健康推進課	○	○	○	○			総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	3-1(4)
3-1	23		とよなか子育て応援団	子育て家庭に配慮している事業者に「とよなか子育て応援団」に登録してもらい、その情報を一覧にしてホームページなどで公開し、子育て家庭に提供することをとおして、市内事業者の子育て家庭に対する配慮への意識醸成もはかりながら、「このまちみんなで子育て応援」をするまちづくりをめざします。	こども政策課	○	○	○				総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	2-2(1) 3-1(6)
3-1	24		赤ちゃんの駅普及・啓発事業	乳幼児連れの保護者が安心して外出できるよう、授乳、おむつ交換又は遊びのスペースが自由に利用できる公共施設に「赤ちゃんの駅」標識(看板又はステッカ)を掲示します。また、施設一覧表を作成し、市ホームページに掲載するとともに、「ここには赤ちゃん事業」訪問時などに配布します。	こども政策課	○	○	○				総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	総 統	3-1(4)

施設の柱	N o.	子どもの社会参加 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)					該当施策 (全て)				
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	相当年齢 高級生	2020	2021	2022	2023	2024	2025		
3-1	25		三世代同居・近居支援事業	世代間で助け合いながら安心して暮らせる環境づくりのために、市外在住の子育て世帯が市内在住の親世帯と市内で同居または近居するための住宅の取得費用やリフォーム費用の一部を補助します。	住宅課	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	完了			3-1(4)	
3-1	26	生活	市営住宅の子育て世帯向け 募集枠の設置	市営住宅の募集時に子育て世帯向けの募集枠を設定し、小学校就学前のこどもがいる世帯に対して居住の安定の確保に努めています。	住宅課		○	○					継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-1(4)	
3-1	27	生活	市営住宅の入居時における 優遇割率の措置	市営住宅の入居申込者のうち、母子・父子世帯などについては、抽選時に倍率を優遇して居住の安定の確保に努めています。	住宅課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-1(4)	
3-1	28		歩道改良整備の推進	歩道設置されている市道で、狭い、勾配がきつい、段差、凹凸がある等の問題がある歩道について、「歩道改良実施計画(改訂版)」(2012年9月策定)2022年度以降は「歩道改良実施計画」(2021年度改訂版)」(2023年3月策定)に基づき、安全で快適な歩行空間を形成するため、歩道の拡幅や構造形式の変更などの改良整備を実施します。	基盤整備課	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-1(4)	
3-1	29	経済	固定資産税・都市計画税の減免	税法上の算入及びひとり親で、所得・所有資産・年税額の一定要件を満たす方は、申請に基づいて、固定資産税・都市計画税の年税額のうち、最大で2分の1を減免します。	固定資産税課	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4) 3-1(5)	
3-1	30		障害児福祉手当	重度障害児に対してその障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としています。	障害福祉課		○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)
3-1	31		特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。	障害福祉課		○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)
3-1	32		不妊に悩む方への特定治療支援事業	こどもの出生を望んでいるにもかかわらず、特定不妊治療以外の治療法によってしか妊娠の見込みがないか又は極めて少ない医師に診断されている法律上の婚姻または事実婚の夫婦に対し、指定医療機関での治療費の一部を助成します。	おやこ保健課	○							拡充	継続	完了				3-1(5)	
3-1	33		未熟児養育医療給付事業	入院を必要とする未熟児に、その養育に必要な医療の給付を行います。	おやこ保健課		○						継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-1(5)	
3-1	34		小児慢性特性疾病医療費助成事業	医療費の助成を実施します。また、認定審査のため小児慢性特性疾病審査会を運営します。	おやこ保健課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-1(5)	
3-1	35		結核児童療育給付事業	結核にかかっている児童に適切な医療を給付し、併せて学習用品等を支給します。	おやこ保健課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-1(5)	
3-1	36	経済	子ども医療費助成制度	18歳到達後最初の3月31日までのこどもの医療費の自己負担額(保険診療に限る)を助成します。ただし、1医療機関1日500円、月2回を限度に一部自己負担金があります。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-1(5)	
3-1	37	生活	助産制度	生活保護世帯等、経済的理由により出産費用の負担が困難な方は、指定の助産施設(病院)への入所を措置します。	子育て給付課	○							継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)	
3-1	38	教育	給食費・教材費等の実費微収に係る補足給付事業	認可施設に在園する低所得で生計が困難である世帯のこどもの保護者が支払うべき日用品・文房具等の購入費用または行事への参加費用等を補助することで特定教育・保育のさらなる円滑な利用を図ります。	子育て給付課		○	○					継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)	
3-1	39	教育	償還払分施設等利用給付	幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となる児童の保護者に対し、預かり保育・認可外サービス利用の費用を償還払い(認定要件・上限あり)にて支払います。	子育て給付課		○	○					継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)	
3-1	40	経済	児童扶養手当	父もしくは母と生計を同じくしていない児童や、父もしくは母が政令で定める程度の障害の状態にある児童等が、育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与とともに、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4) 2-3(5)	
3-1	41	経済	ひとり親家庭医療費助成制度	18歳到達後最初の3月31日までのひとり親家庭の児童とその保護者の医療費の自己負担額(保険診療に限る)を助成します。ただし、1医療機関1日500円、月2回を限度に一部自己負担金があります。(所得制限あり)。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4) 2-3(5)	
3-1	42	教育	ひとり親世帯・在宅障害者世帯及び多子世帯の利用者負担額(保育料)軽減措置	従前から一定の軽減措置を実施している中、国からの児童教育の段階的無償化の方針に則り、範囲を拡大し、該当する世帯の利用者負担額を軽減するものであります。	子育て給付課		○	○					継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4) 3-1(5)	
3-1	43	生活	母子父子寡婦福祉資金貸付	高校、大学等の修学に必要な資金など、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。	子育て給付課					○	○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 2-3(5)	
3-1	44	教育	特別支援教育就学奨励費制度	市立小・中学校、義務教育学校の特別支援教育の普及奨励を図るため、支援学級及び通級学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、奨励費を支給することにより経済的負担を軽減しています。	学務保健課					○	○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)	
3-1	45	教育	要・準要保護児童(生徒) 就学援助	経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を援助します。	学務保健課					○	○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 2-3(5)	
3-1	46	教育	私立高等学校入学支度金貸付あっせん制度	私立高等学校に修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な生徒の保護者に、入学支度金の貸付のあっせん及び利子を補給しています。	学務保健課					○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 2-3(5)	
3-1	47		魅力創造・発信の企画調整	豊中の地域資源を再発見し、人々の暮らしの充実につながる新たな価値や魅力を創り出し、発信する取り組みを進めます。令和2年4月からの新たなブランド戦略に基づき、市域外の人々も含めた交流・にぎわいづくり事業を実施します。	魅力文化創造課	○	○	○	○	○	○	○	完了					2-3(5)		

施策の柱	N o	子どもの事業社会参加 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)					該当施策 (全て)		
						出 座 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	相 高 校 生 徒 年 齢	2 0 2 1 0	2 2 2 2 2	2 0 2 3 3	2 0 2 4 4	2 0 2 5 5		
3-1	48		不妊症治療費等助成事業	保険診療で行った不妊治療等の費用の自己負担分を助成します。	おやこ保健課	○								新規	継続	継続	継続	3-1(5)
3-1	49		不妊症・不育症オンライン専門相談	不妊症や不育症の検査や治療について、産婦人科医師がオンラインで相談を受けます。	おやこ保健課	○								新規	継続	継続	継続	3-1(5)
3-1	50		初回産科受診支援事業	市民税非課税世帯の方を対象に、妊娠の判定のために産科を受診する初回の費用（保険診療外に限る。上限あり）を助成します。	おやこ保健課	○								新規	継続	継続	継続	3-1(5)

施策の柱3-2 子どもの安全確保

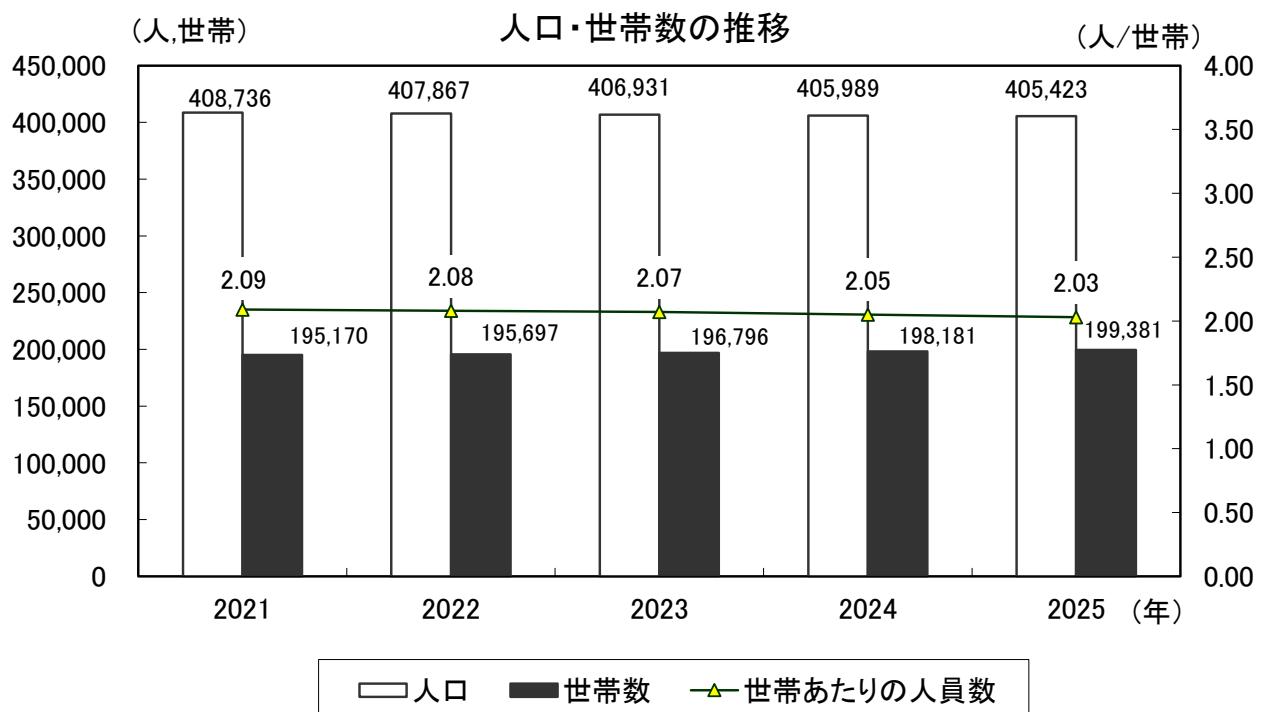
3-2	1		青色回転灯防犯パトロールカー活動助成	青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロール活動を行う団体に対して、青色回転灯パトロールカーの申請に要する費用の一部を助成し、地域における自主的な防犯活動を支援します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(3) 3-2(1)
3-2	2		青色防犯パトロールの実施	不法投棄防止パトロール業務で市内を巡回している車両を利用し、主に小学生が下校する時間帯に子どもの安全を確保するため、青色防犯パトロールを実施します。	美化推進課		○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-2(1)
3-2	3		更生保護活動（豊中地区保護司会）	教育関係機関と連携、協力しながら犯罪をした青少年の更生や対話集会などを通じて青少年の犯罪予防活動を行います。	地域共生課				○	○		○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-2(1)
3-2	4		子どもの安全見まもり隊	PTAや健全育成会、自治会等地域の住民や団体等で組織する子どもの安全見まもり隊を小学校区ごとに設置し、登下校時の通学路における子どもの見まもり活動を行うことにより、子どもの安全を確保することを目的としています。	学校教育課				○	○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-2(1)
3-2	5		「子ども110番の家」運動	地域住民等に「子ども110番の家」の旗を掲げてもらい、地域の児童生徒の緊急時における危険回避場所として協力をお願いしています。地域の協力家庭等を拡充することにより、児童生徒の安全確保に加え、地域における犯罪抑止効果も期待できます。	児童生徒課				○	○			継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-2(1)
3-2	6		子どもの安全110番パトロール隊	ごみ収集や水道検針などの業務で市内を走る公用車にパトロール隊のステッカーを貼り、市民への啓発を行うとともに、街頭犯罪の警戒を行っています。また、郵便配配ハイク及びタクシー等の車両が参加しています。	危機管理課	○	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-2(1)
3-2	7		学警連絡会兼協助員会	大阪府箕面子ども家庭センター、豊中警察署、豊中南警察署、大阪府池田少年サポートセンター、豊中地区少年補導協助員会、豊中南地区少年補導協助員会と連携し問題行動傾向の少年の指導、非行防止に取組みます。	児童生徒課				○	○		○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(3) 3-2(1)
3-2	8	●	防災に関する出前講座	災害に対する普段からの備え等についてや地震・水害対策などに関する内容のほか、地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織の活動等について、出前講座を開催します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-2(2)
3-2	9		防災アドバイザー派遣制度	気象、防災等の専門的な知識を有する防災アドバイザーを地域に派遣し、防災対策に関する講演会等を実施します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-2(2)
3-2	10		防犯カメラ設置補助事業	自治会で自発的に取り組む防犯活動を支援するため、防犯カメラを新たに設置する自治会に対し、その設置費用の一部を補助します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-2(2)
3-2	11		見守りカメラ事業	通学路を中心に見守りカメラ（防犯カメラ）を設置し、維持管理を行います。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-2(2)
3-2	12		PFAセミナー	災害時などの緊急下において、ストレスを抱えた子どもを傷つけず対応するために、支援者に向けて子どものための心理的応急処置（PFA）を啓発する取組みを行います。	医療支援課	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	完了	1-4(4) 3-2(2)
3-2	13		通学路交通安全プログラムの推進	各小学校区の通学路や未就学児の移動経路の交通安全を確保するため、定期的な合同点検を実施し、関係機関と連携しながら、安全対策を推進します。	交通政策課	○	○	○					継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-2(2)
3-2	14		交通安全啓発事業	「交通事故をなくす運動」豊中市推進協議会の活動を通じて、保育所や幼稚園、認定こども園、学校等を対象とした交通安全教室を実施します。	交通政策課	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-2(2)
3-2	15	●	ジュニア救命サポートー事業	市内小学校の5年又は6年生の児童を対象に心肺蘇生法等の講習会を実施し、「命の大切さ」、「救命の連鎖」の指導を行い、子どもの頃から救命手当の必要性を根付かせ、将来的には全市民が救命手当を習得できることを目標とし、救命力の向上を図ります。	消防局 救急救命課				○				継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-2(2)
3-2	16		子どもに対する防火・防災教育	幼稚園等の児童・小学校・中学校の児童・生徒を対象に、火災や地震の怖さの理解、災害時の身の安全の確保、初期消火や応急救護など、年齢に応じた防火・防災教育を実施します。	消防局 予防課				○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続	継続	3-2(2)

XII. 豊中市の子育て環境の現状

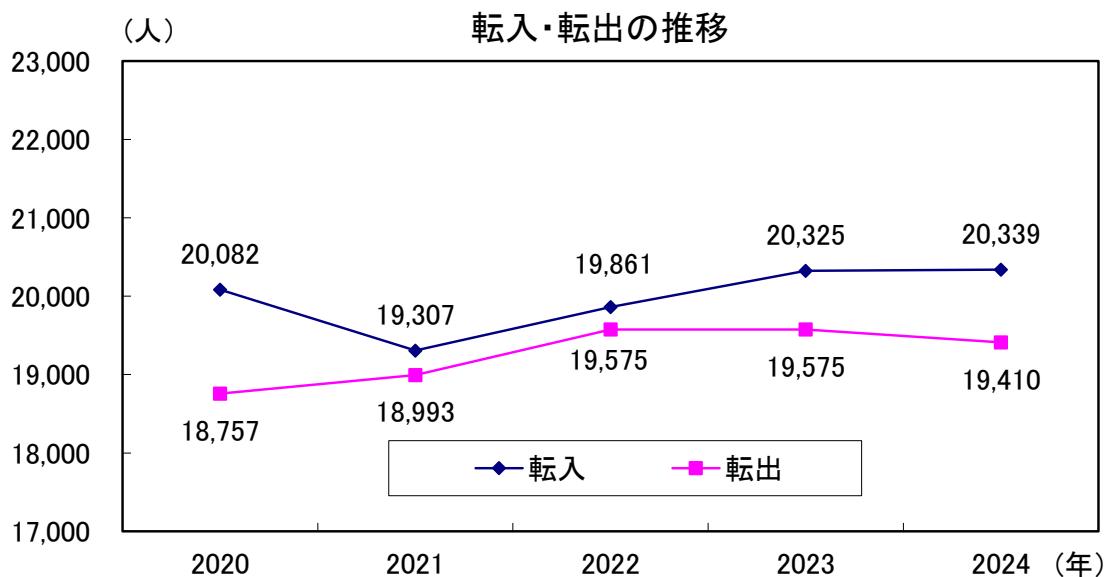
1. 人口・出生等の状況

概要

- ・0～5歳児童人口数は平成30年（2018年）から減少傾向となっています。
- ・高齢化率と年少人口割合は平成30年（2018年）からほぼ横ばいとなっています。

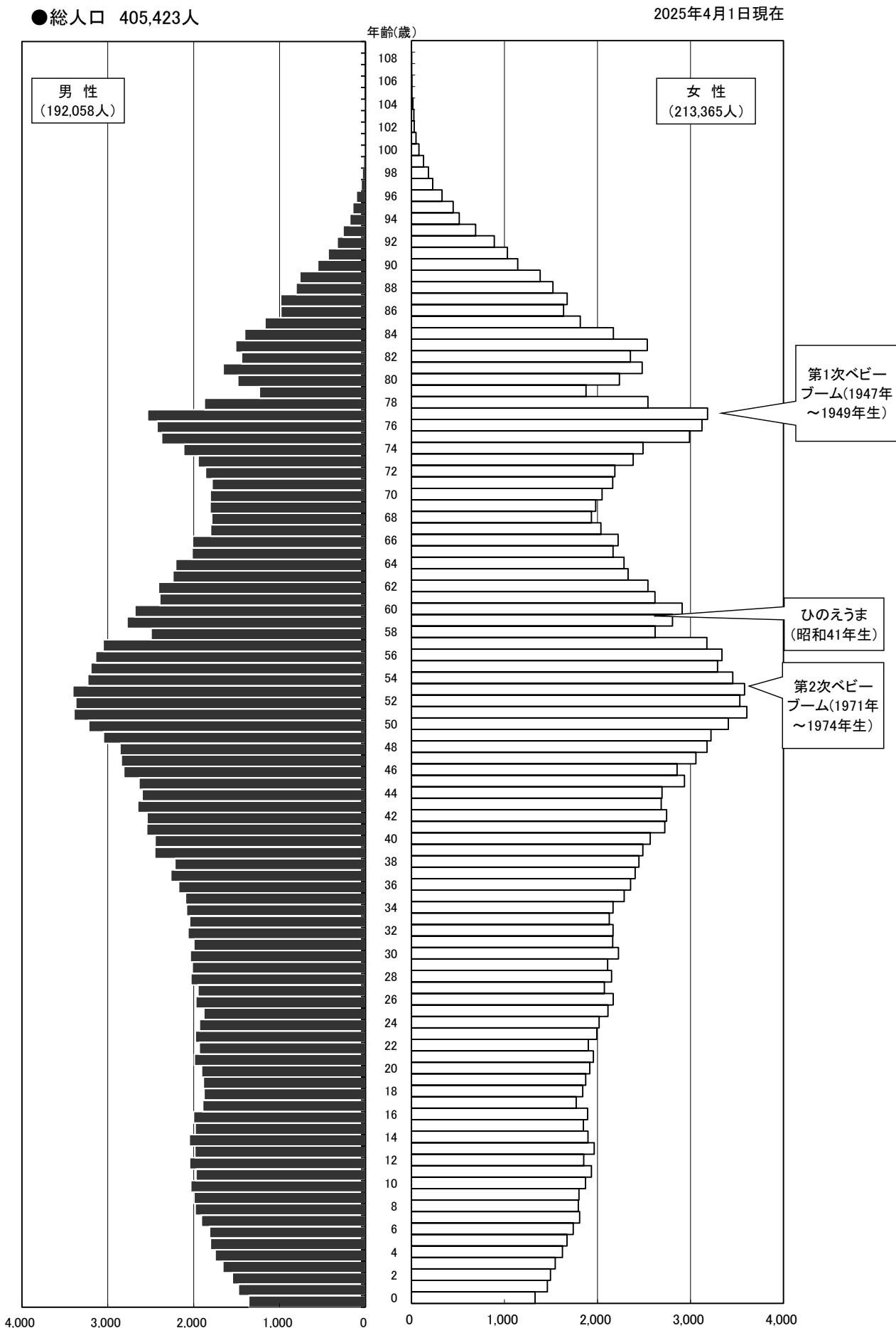


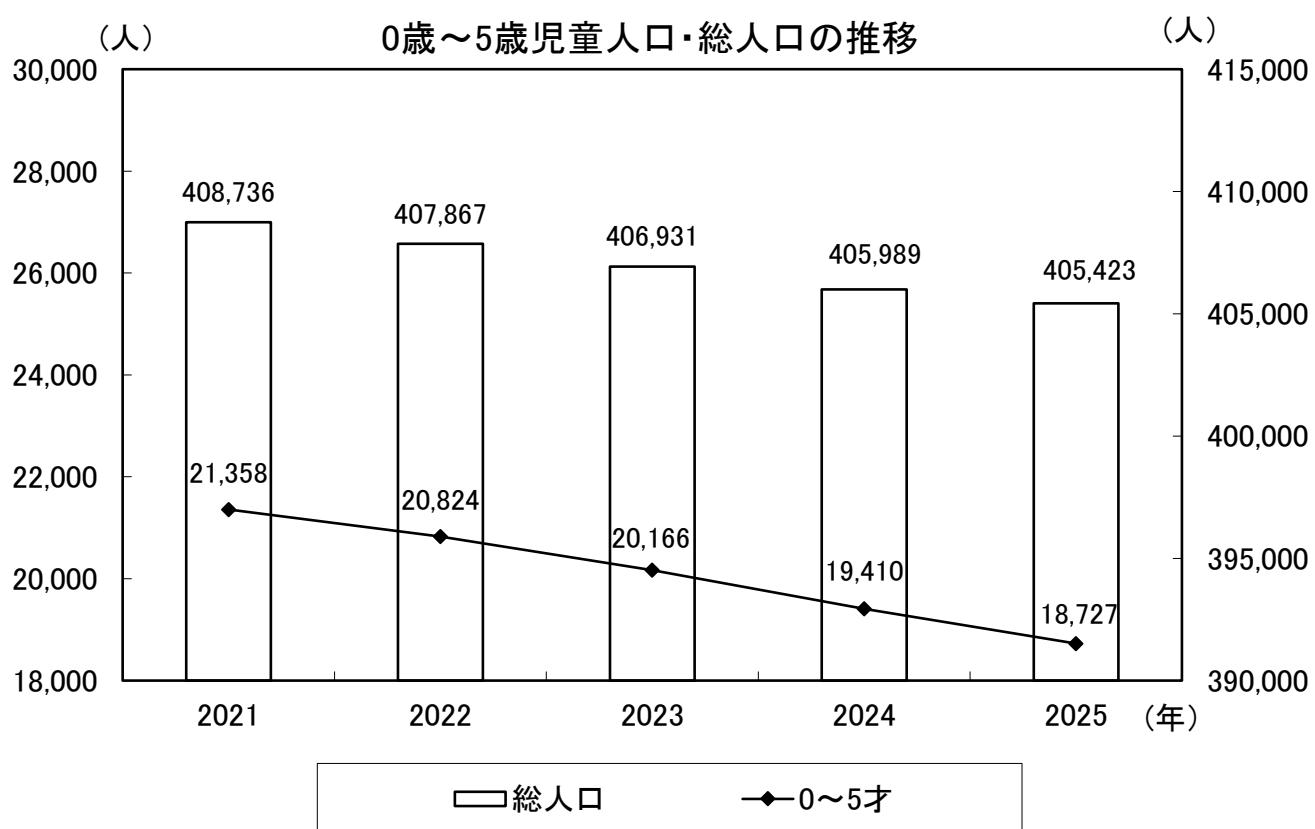
資料：豊中市市民課「住民基本台帳世帯人口数調査」(各年4月1日現在)



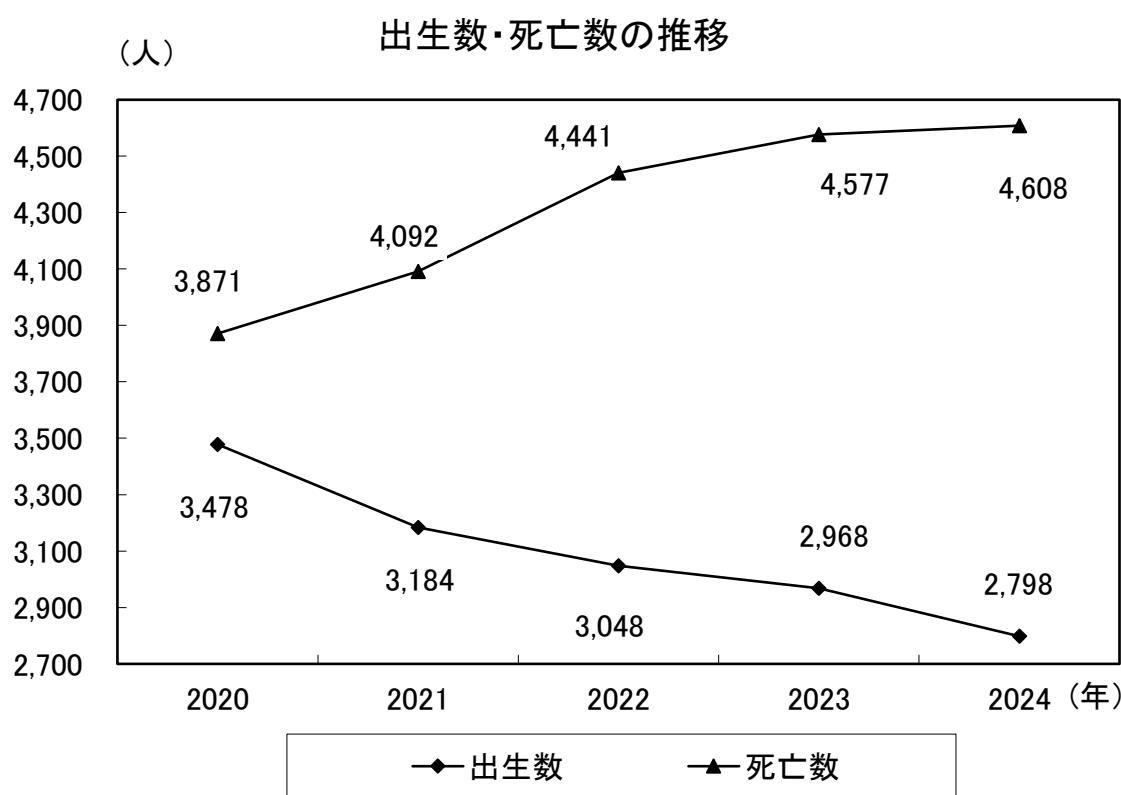
資料：豊中市統計書

豊中市の男女別・年齢別人口

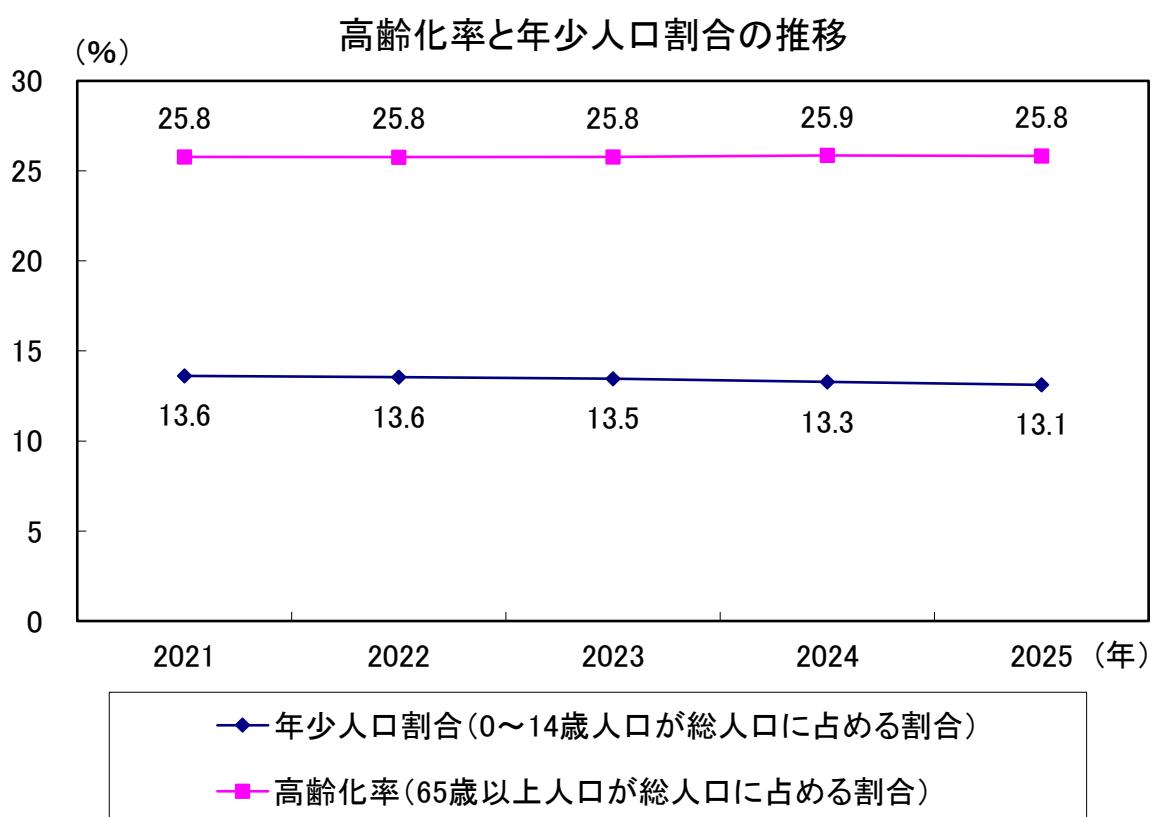




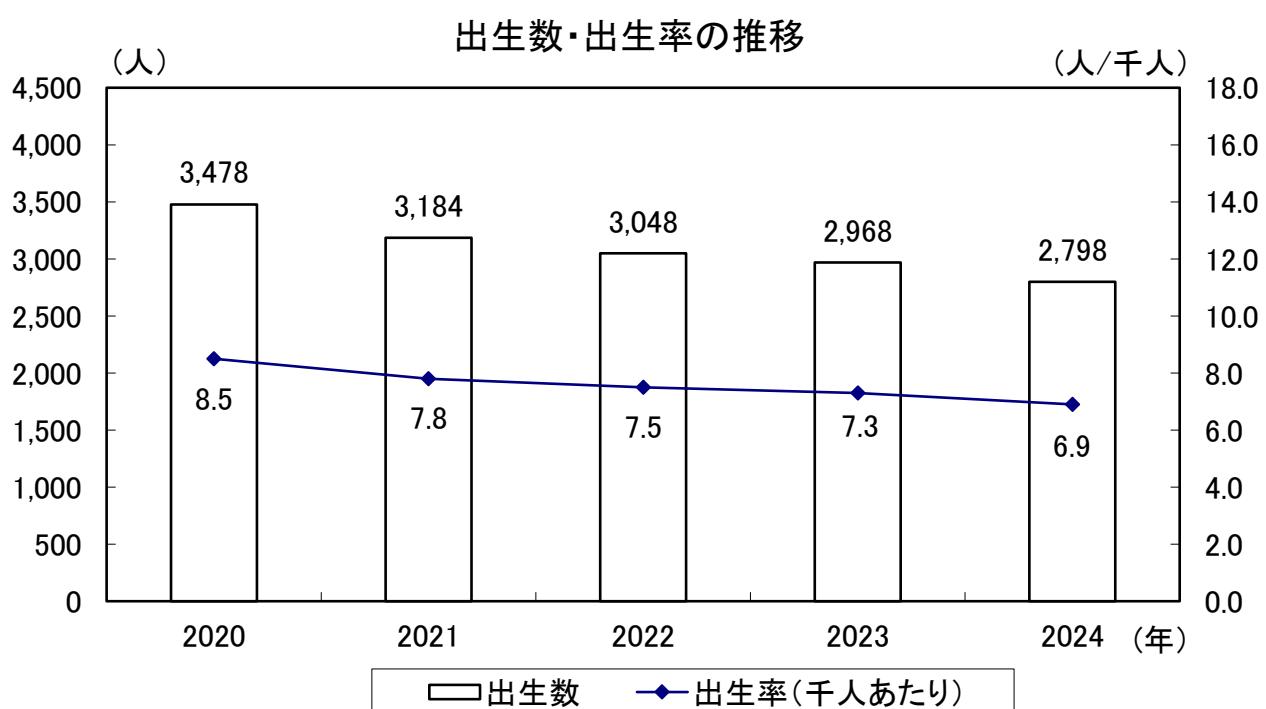
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



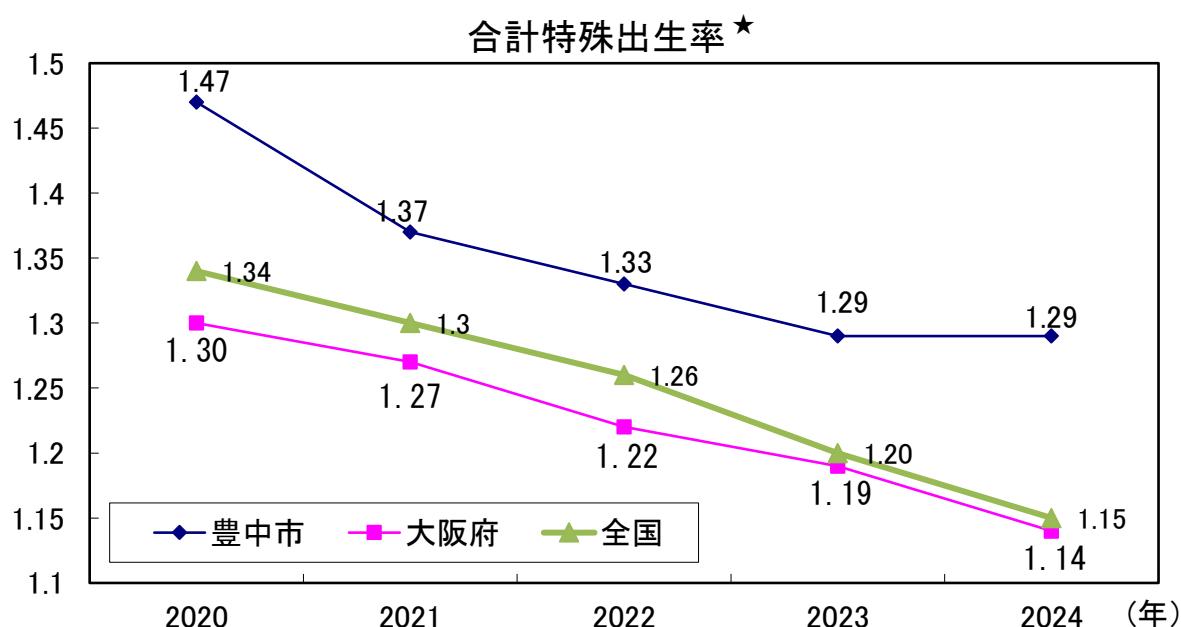
資料：豊中市統計書



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)



資料:豊中市統計書
(出生率の基準人口は各年4月1日現在の住民基本台帳)



資料:住民基本台帳・政府統計

※大阪府、全国の合計特殊出生率は推計人口及び人口動態統計による

豊中市の合計特殊出生率は住民基本台帳及び人口動態統計をもとに独自に算出したもの

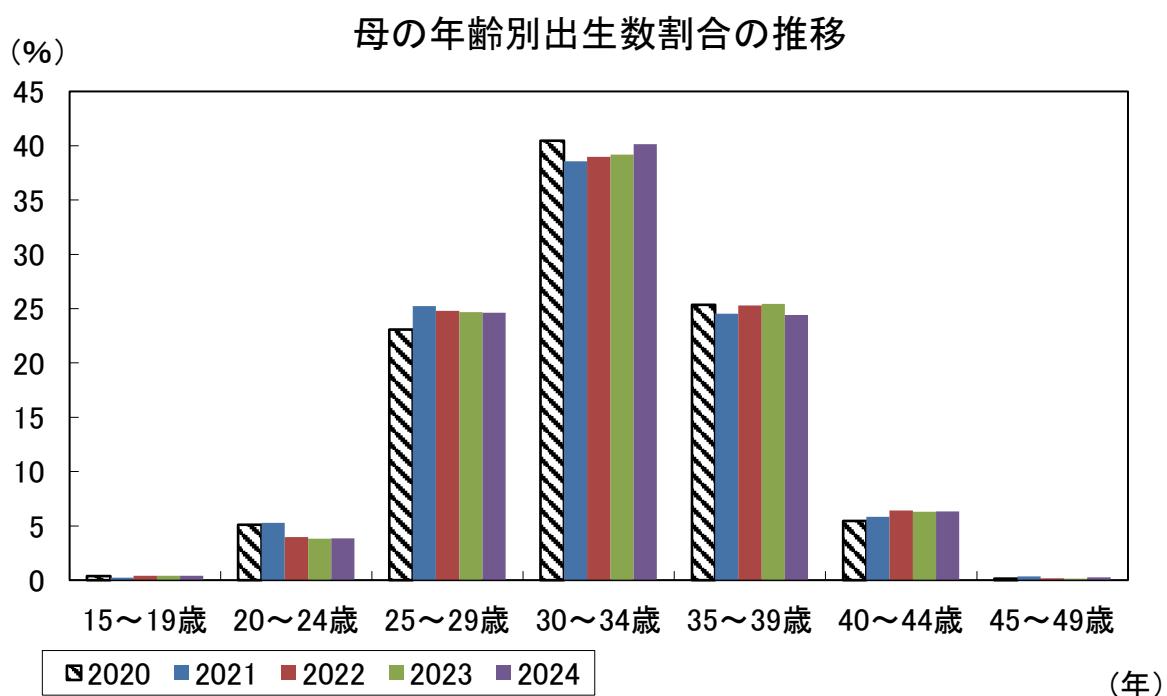
※最新年の値は概数であり、後日変更の可能性がある

※合計特殊出生率とは、女性の出産可能年齢と仮定される15～49歳の年齢別出生率を合計したもの

1人の女性が生涯に出産する平均の子ど�数とみなされる

出生率算出に用いる女性人口について

豊中市は、平成26年(2014年)までは外国人住民を含む女性人口を用いていたが、平成27年(2015年)以降は国・府の算出方法にあわせるため、外国人住民を除く日本人の女性人口を用いている



2024年の出生数(人)

年齢層	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
2024	11	106	678	1106	673	174	7

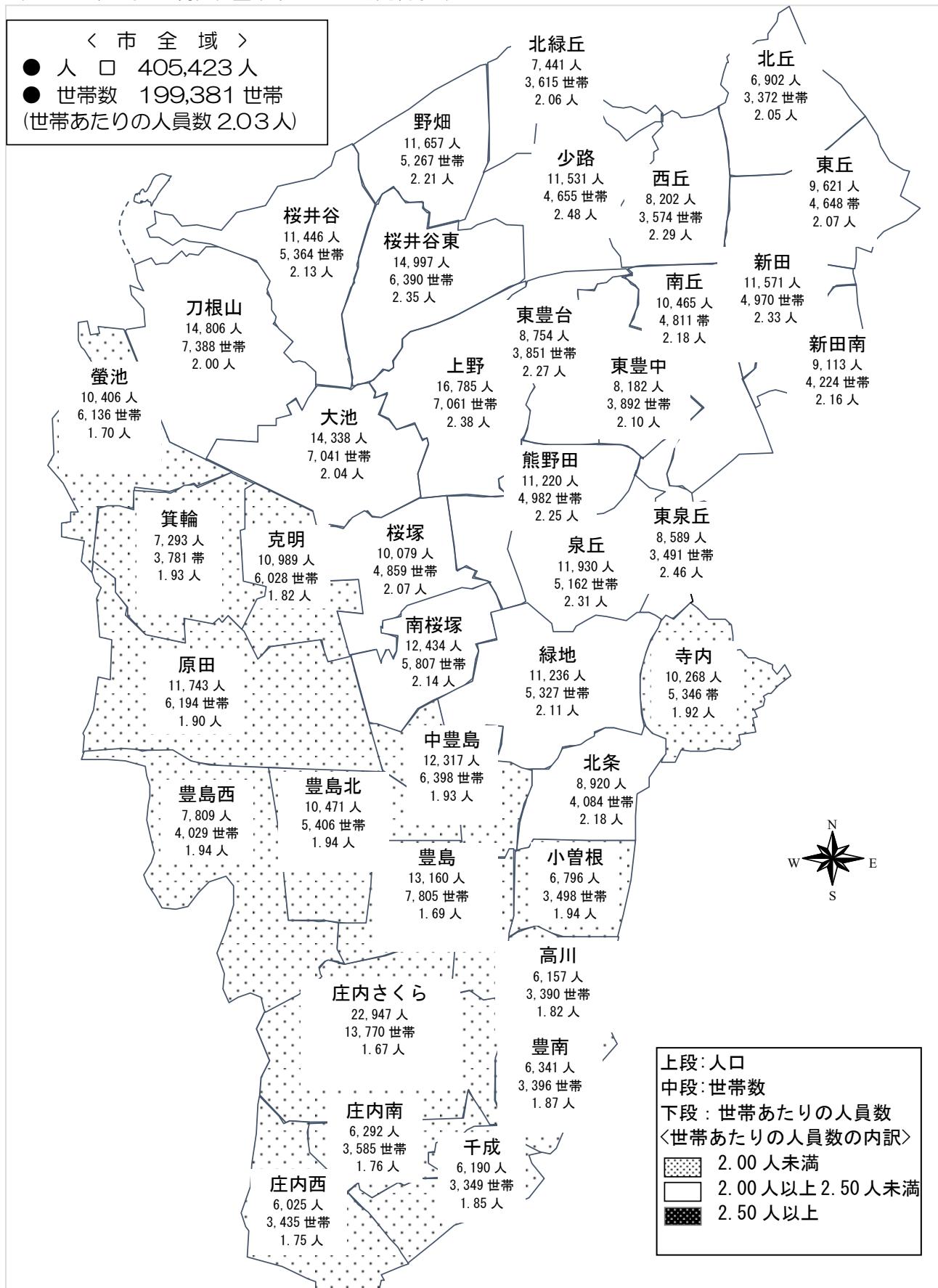
資料:政府統計

※15歳及び49歳にはそれぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいる

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

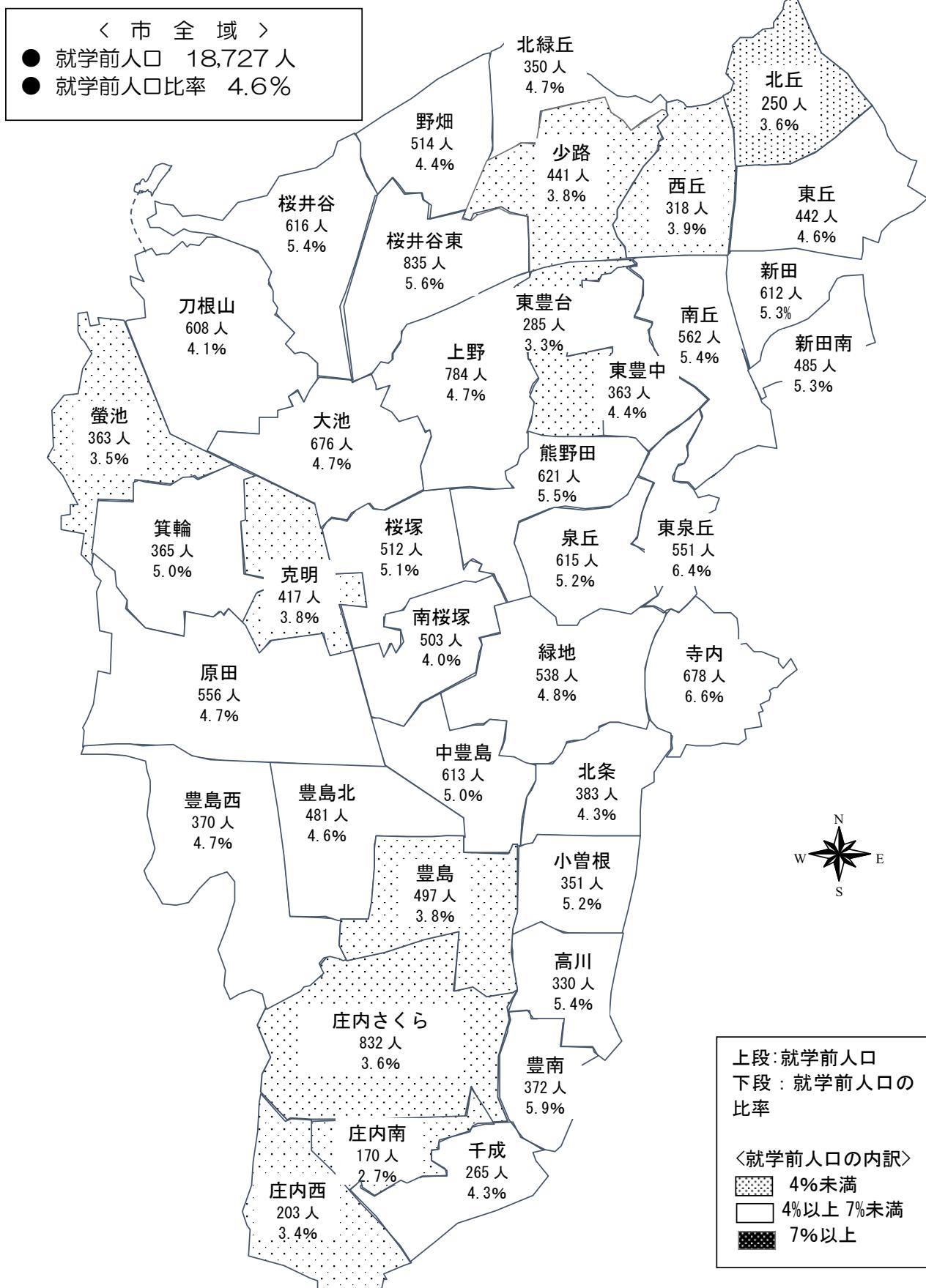
小学校区別人口・世帯数

(2025年4月1日現在、豊中市こども政策課調べ)



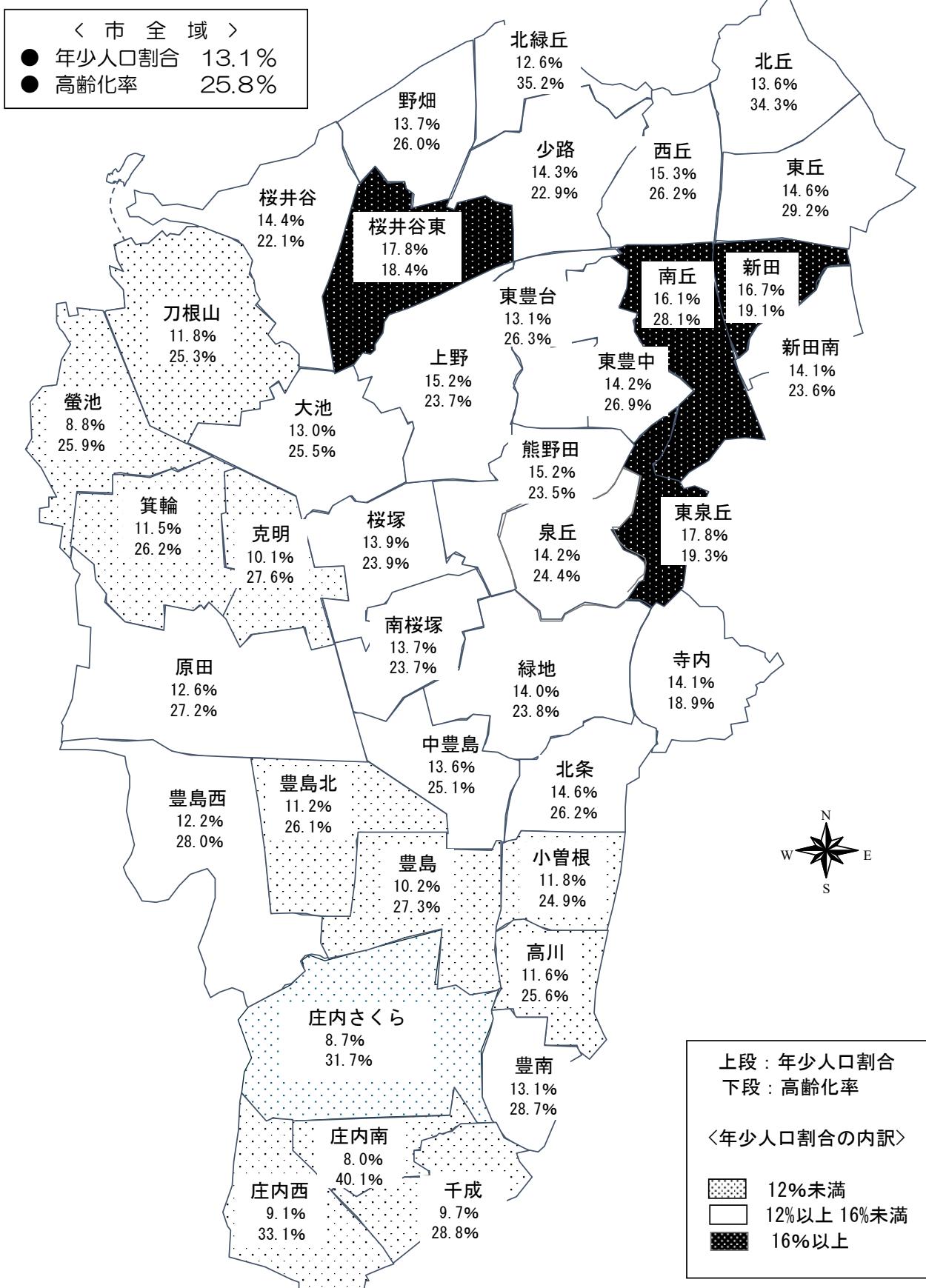
小学校区別就学前(0~5歳)児童人口と比率

(2025年4月1日現在、豊中市こども政策課調べ)



小学校区別年少人口割合(0~14歳)と高齢化率(65歳以上)

(2025年4月1日現在、豊中市こども政策課調べ)

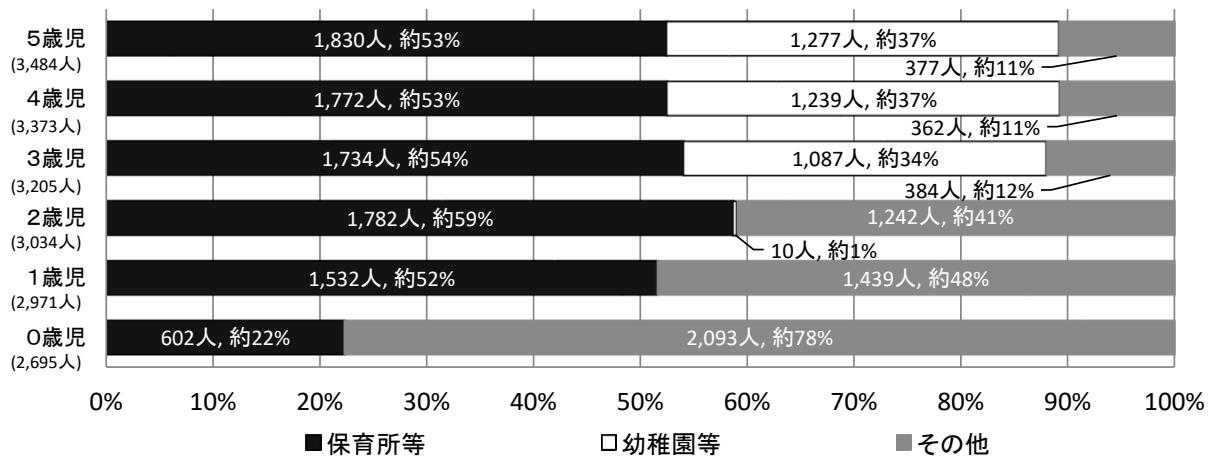


2. 教育・保育施設等の状況

概 要

・児童数の推移については、子ども・子育て支援法に基づく市町村計画(p.36)の実施状況に掲載しています。

0歳～5歳児児童の施設等通園状況割合



資料:豊中市子育て給付課調べ(令和7年(2025年)5月1日現在)

保育所等…保育所、認定こども園★、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭保育所、待機児童解消のための緊急一時保育利用枠へ通園している児童（その他の認可外保育施設へ通園している児童は含まず）

幼稚園等…幼稚園、認定こども園へ通園している児童

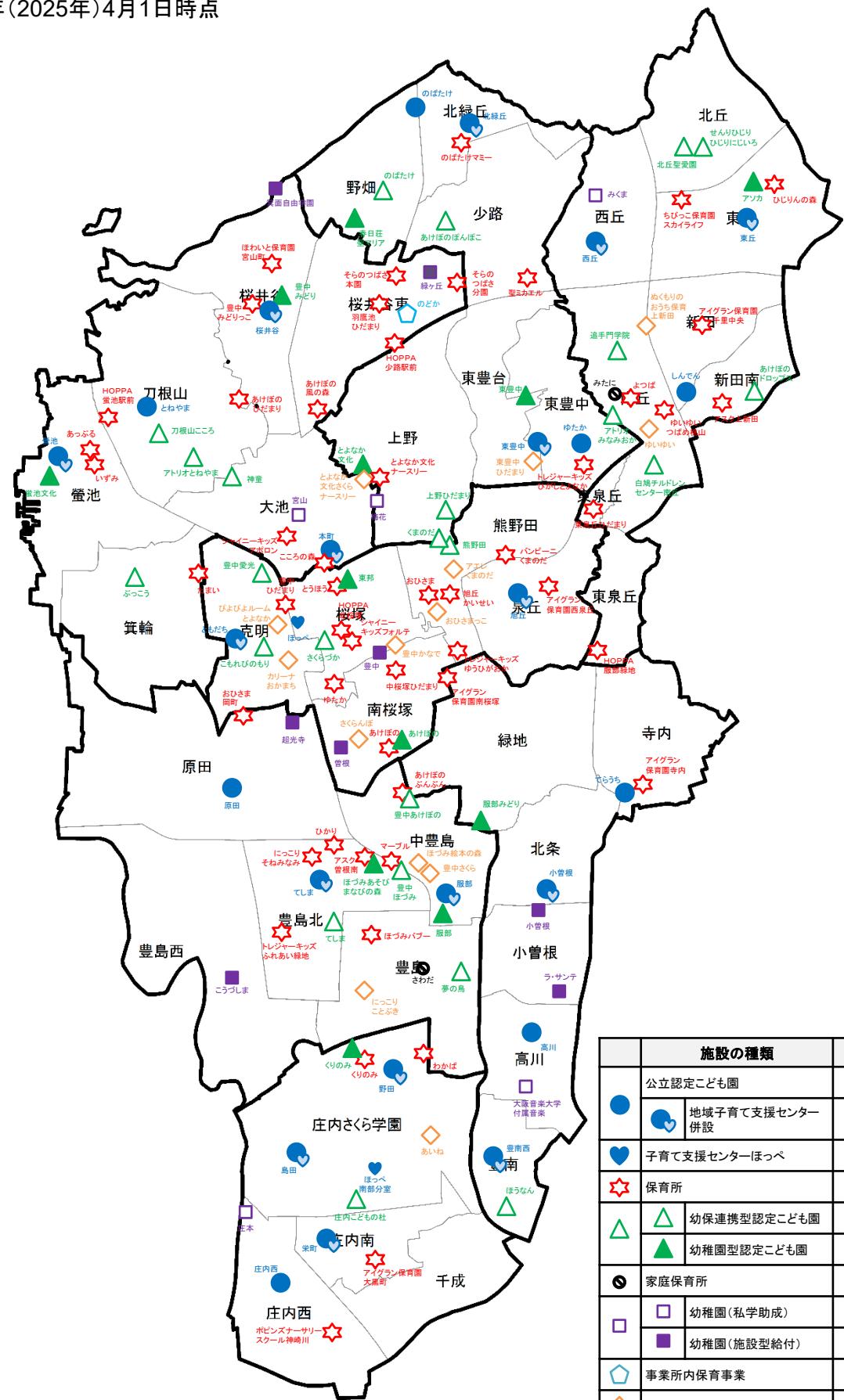
その他……上記以外の児童。在宅、認可外保育施設通園児童、障害児通園施設通園児童等

教育・保育施設等数の推移(各年4月1日現在) (か所)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
幼保連携型認定こども園	18	22	22	24	24	24
豊中市立幼保連携型認定こども園(公立こども園)	26	25	25	24	24	24
幼稚園型認定こども園	7	7	8	8	11	12
民間保育所(園)	48	45	47	48	48	51
事業所内保育事業	2	1	1	1	1	1
小規模保育事業	15	15	15	15	15	14
家庭保育所	4	4	4	2	2	2
私立幼稚園<新制度>	7	8	7	7	8	8
私立幼稚園<従来制度>	11	10	10	9	6	5

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

就学前教育・保育施設マップ
令和7年(2025年)4月1日時点

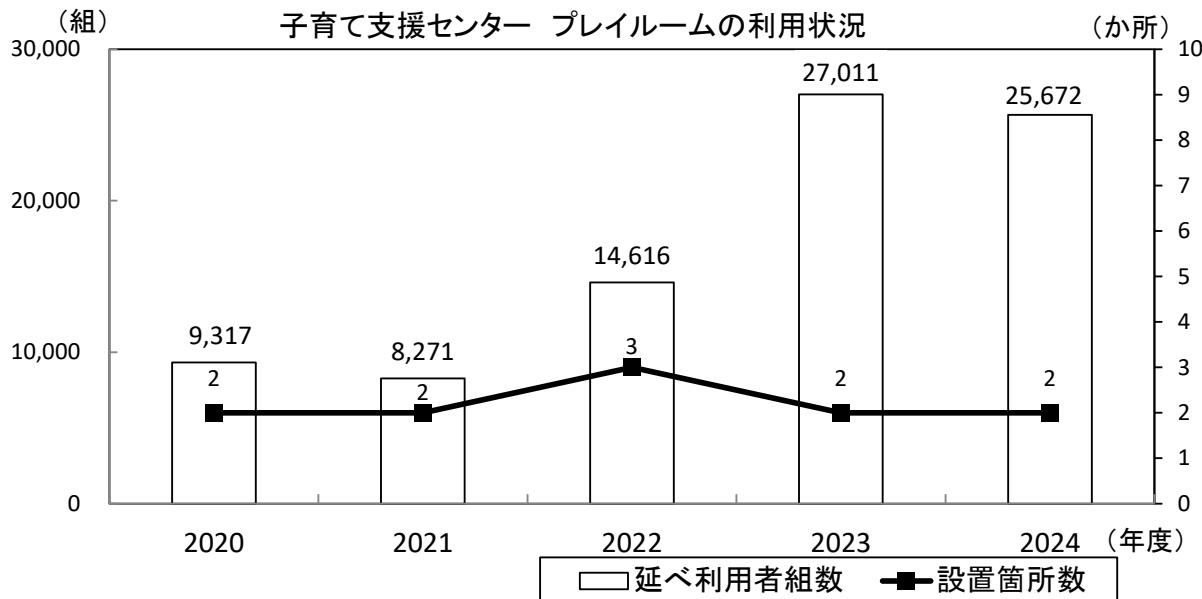


※分園は含まない

3. 子育て支援サービスの状況

概要

・令和5年度(2023年度)は、令和5年(2023年)2月に開設した子育て支援センターほっぺ南部分室が本格実施となり、子育て支援センターほっぺのプレイルームの利用者が増加しました。

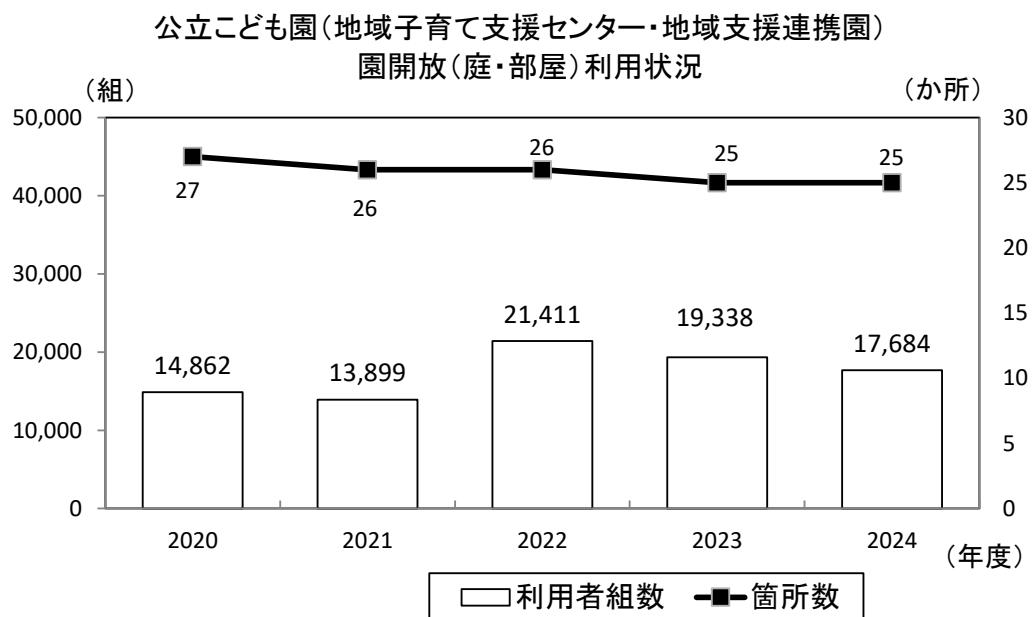


資料：豊中市こども支援課調べ

※令和元年度(2019年度)～令和4年度(2022年度)：親子の交流ひろば(さくらんぼひろば)設置

※令和4年度(2022年度)：子育て支援センターほっぺ南部分室を開設(令和5年(2023年)2月)

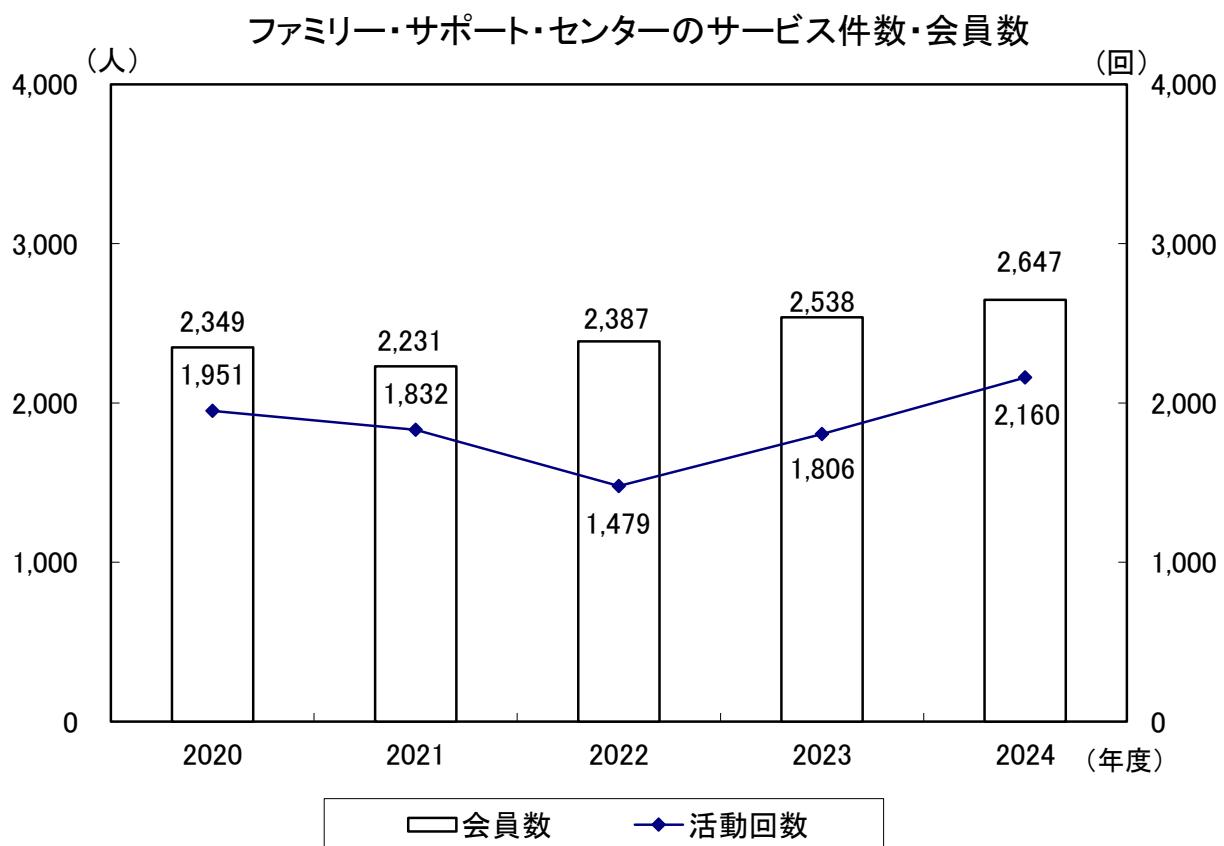
※令和6年(2024年)：児童相談所設置に伴う施設改修工事のため、子育て支援センターほっぺが市役所別館3階へ仮移転



資料: 豊中市こども事業課・こども支援課調べ

平成30年度(2018年度)までは地域子育て支援センターの園開放のみ。

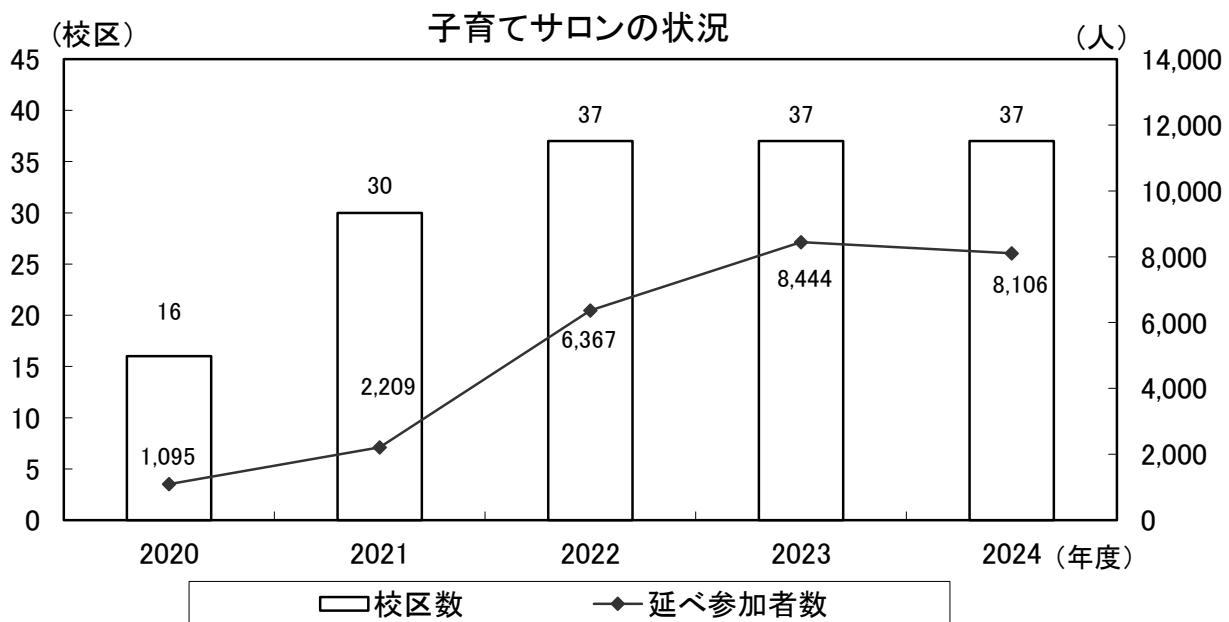
令和元年度(2019年度)から地域子育て支援事業の参加者は園開放に参加してもカウントしていない。



2023年度ファミリー・サポート・センターの会員数

	総数	依頼	援助	両方
会員数(人)	2,647	2,202	345	100

資料: 豊中市こども支援課調べ



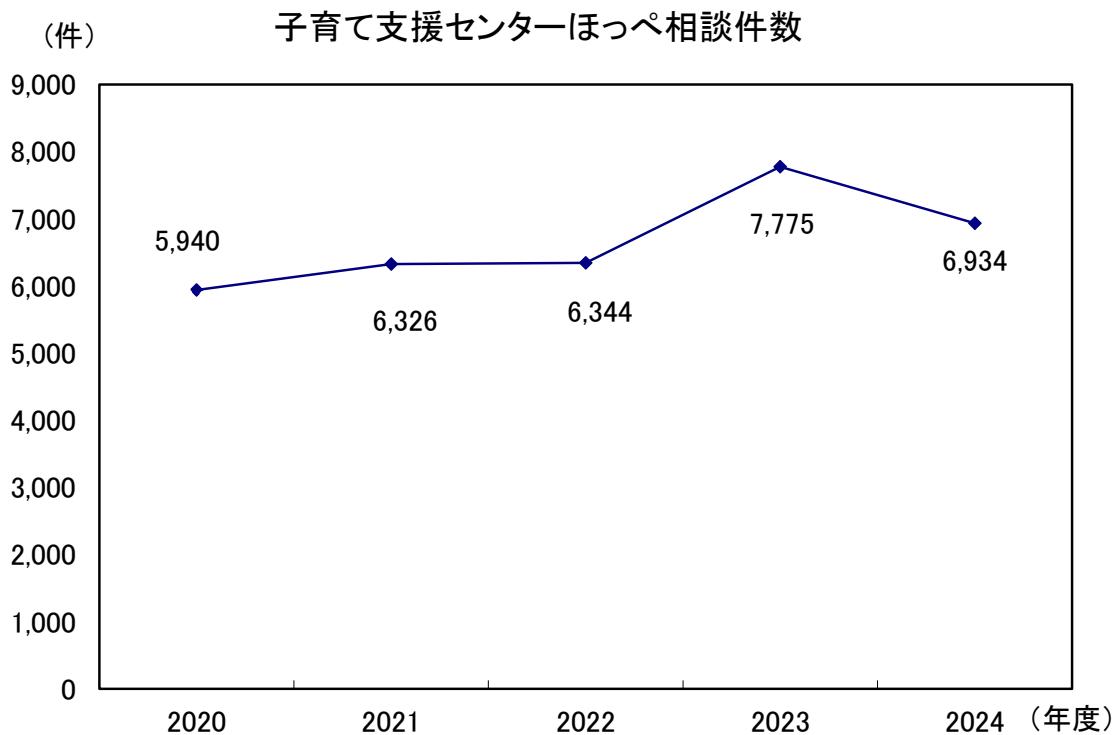
資料: 豊中市社会福祉協議会調べ

※令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を自粛
オンライン、青空サロンなど開催方法を工夫して実施した校区が16校区

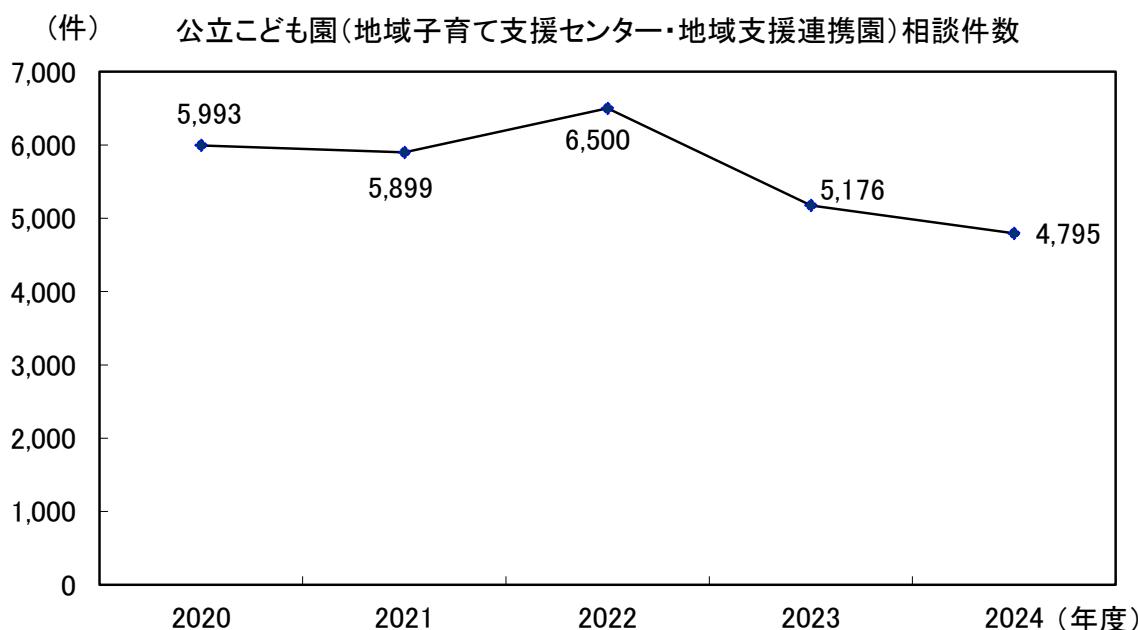
4. 子育て相談等の状況

概 要

- ・子育て支援センターほっぺでは、講座等での個別相談の増加したことに加えて子育て支援センターほっぺ南部分室での相談対応が通年になったことに伴い、相談件数が増加傾向にあります。
- ・「こども総合相談窓口」における子どもからの相談について、令和2年度(2020年度)途中から開始のライン相談を含みます。



資料: 豊中市こども支援課調べ

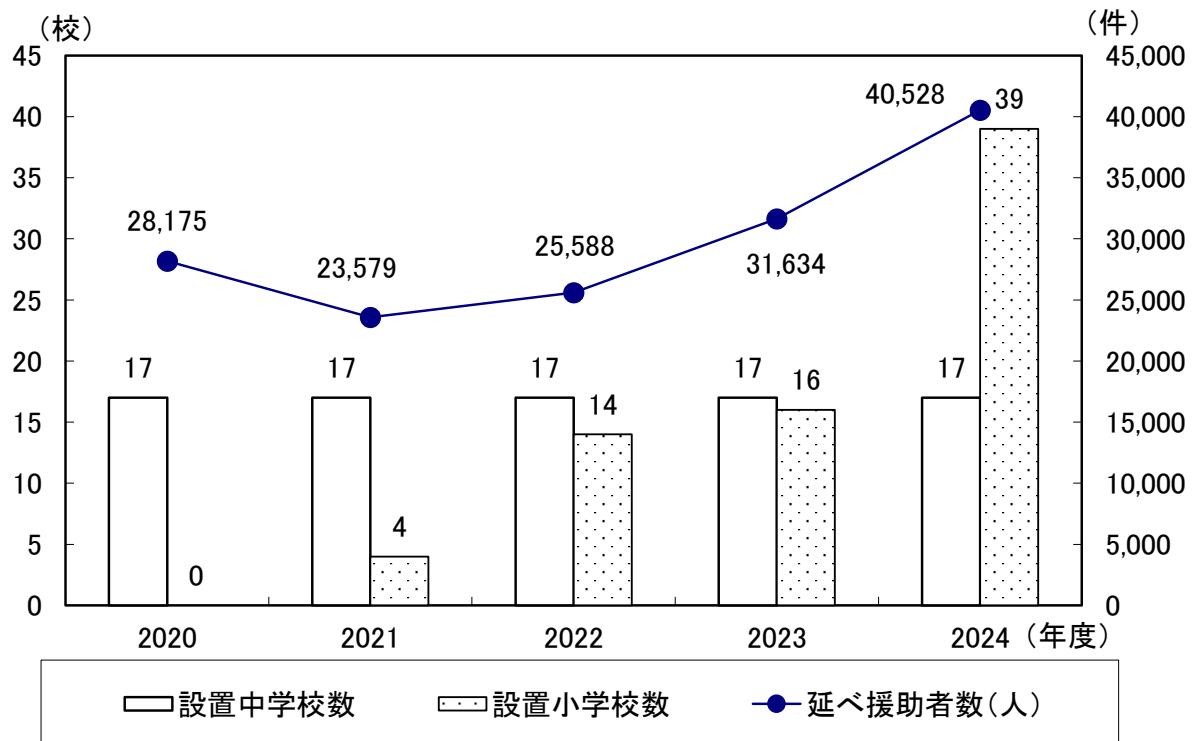


資料: 豊中市こども支援課・こども事業課調べ

令和元年度(2019年度)から主訴の件数のみを集計

※新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言・レッドステージ発令中は電話相談事業のみ実施

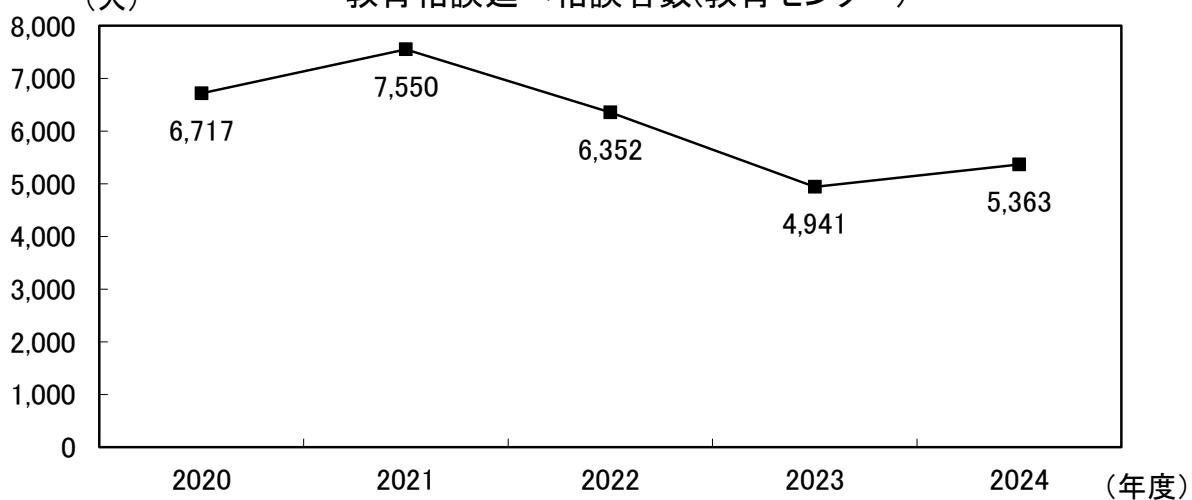
スクールカウンセラー★の状況



資料: 豊中市教育委員会児童生徒課調べ

平成28年度(2016年度)と平成29年度(2017年度)は小学校にも設置

教育相談延べ相談者数(教育センター)



資料: 豊中市教育委員会児童生徒課調べ

平成31年度(2019年度)はコロナウイルス感染対策のため、3月の相談を休止

2024年度教育相談における主な相談内容(延べ相談者数)

- 心理的問題に関するもの 1,218 人
- 発達に関するもの 948 人
- 集団不適応 840 人
- ことばに関するもの 682 人

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

児童虐待相談件数推移(豊中市分、池田子ども家庭センター分)

受付機関	2019 年度	2020 年度	2021 年度
豊中市	961	1,049	1,159
	(通告)	(473)	(544)
	(対応)	(488)	(505)
池田子ども家庭センター※	1,210	1,061	1,145
合 計	2,171	2,110	2,304

受付機関	2022 年度	2023 年度	2024 年度
豊中市	1,058	1,312	1,634
池田子ども家庭センター※	1,051	1,117	
合 計	2,109	2,429	1,634

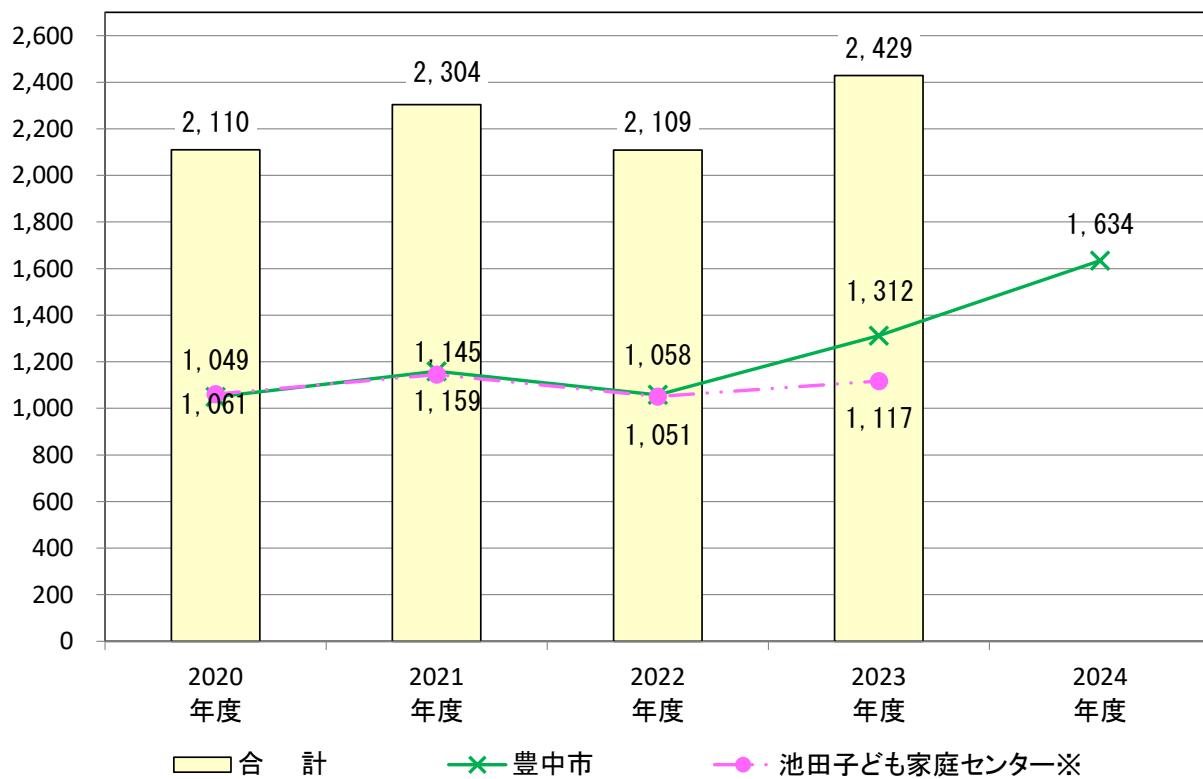
通告件数:児童虐待を受けたと思われる児童について相談や通告を受けた件数

対応件数:市町村が児童虐待に関する相談等を受けて相談援助活動を行った児童数

※池田子ども家庭センターの件数は、秋頃に公表予定

※池田子ども家庭センターは令和6年(2024年)4月～箕面子ども家庭センターに名称変更

(件)



資料:大阪府池田子ども家庭センター資料及び豊中市こども安心課調べ

児童虐待相談件数...児童相談所や市町村が児童虐待に関する通告及び相談(疑い、おそれを含む)を受け付けた件数。児童福祉法改正により、平成17年度(2005年度)から市町村も通告を受け付けている

※池田子ども家庭センターが受け付けたもののうち豊中市域で発生したもののみ

児童虐待児童数 種別の推移(豊中市)

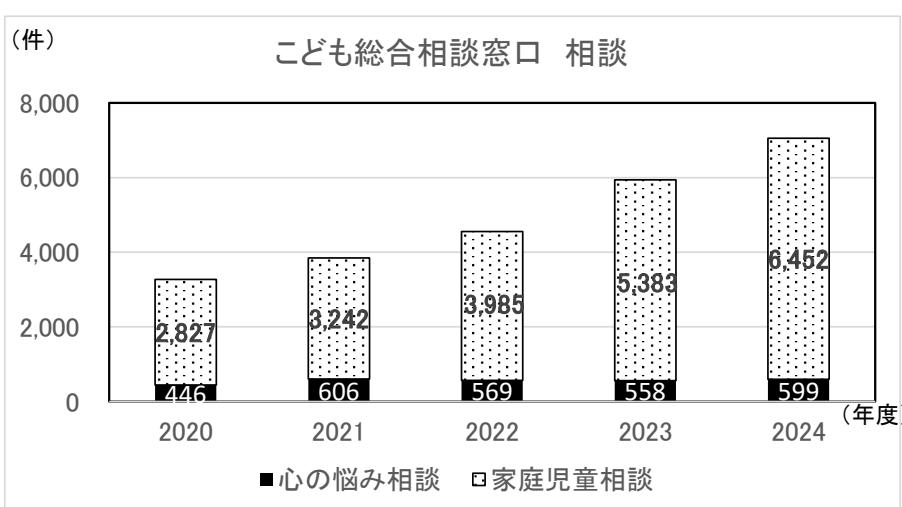
年度	合計件数 (人)	内訳(虐待の種別)			
		身体的	ネグレクト	心理的	性的
2022	1,058	261	276	519	2
2023	1,312	264	415	627	6
2024	1,634	349	559	722	4

※虐待種別について

身体的:児童の身体に外傷を生じるような暴行を加えることなど

ネグレクト:著しい減食、長時間の放置、保護者の監護を怠ることなど

心理的:児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことなど



2024年度相談件数の内訳

	子ども本人	父	母	その他親戚	小学校	中学校	高校	こども園等	関係機関	不明	合計
件数	1,596	119	1,707	32	119	57	23	75	2,905	418	7,051

資料:豊中市こども支援課調べ

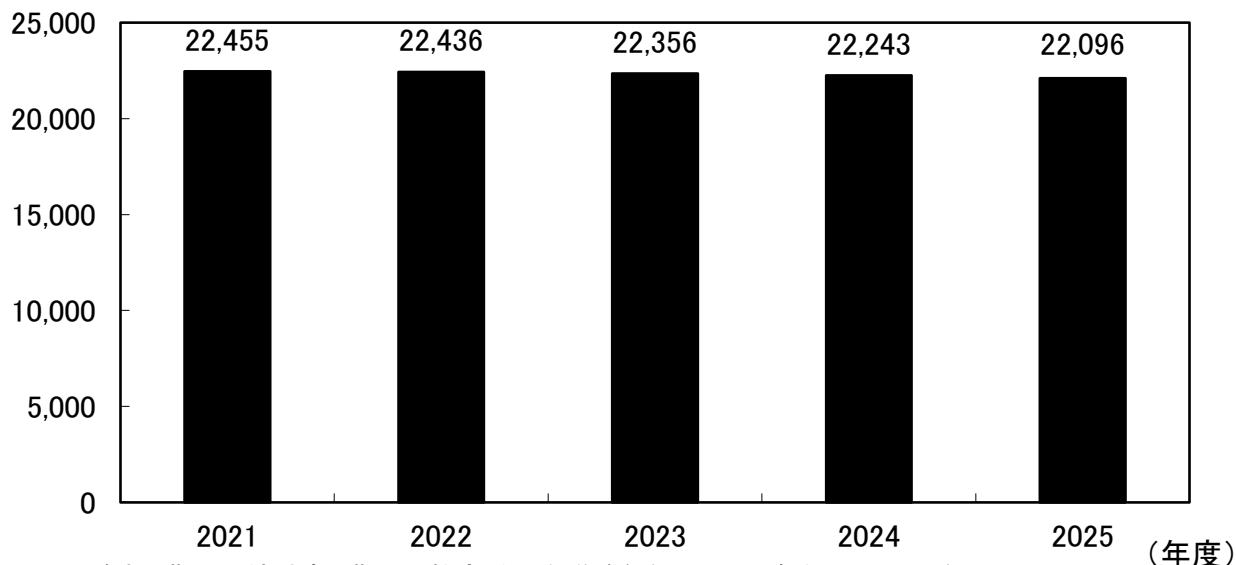
※児童虐待相談対応児童数…市町村が児童虐待に関する相談等を受けて相談援助活動を行った児童数

5. 小・中学校・義務教育学校の状況

概 要

・児童数及び生徒数は、ほぼ横ばいとなっています。

(人) 小学校・義務教育学校(前期課程)児童数(40校)

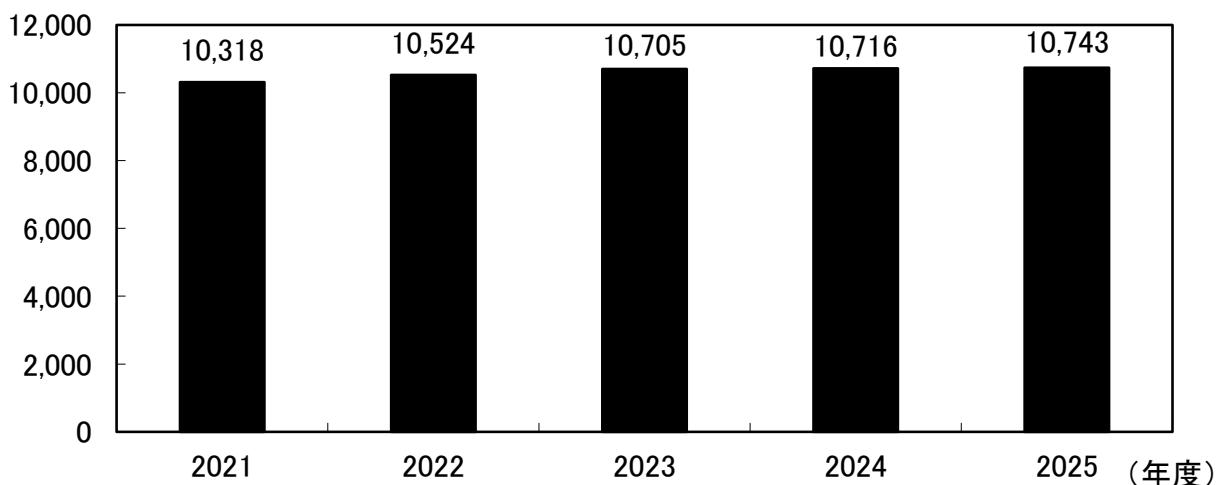


資料:豊中市統計書、豊中市教育委員会学務保健課調べ(各年5月1日現在)

※私立を含む

※令和5年度(2023年度)から庄内小学校、野田小学校、島田小学校が庄内さくら学園に統合

(人) 中学校・義務教育学校(後期課程)生徒数(20校)



資料:豊中市統計書、豊中市教育委員会学務保健課調べ(各年5月1日現在)

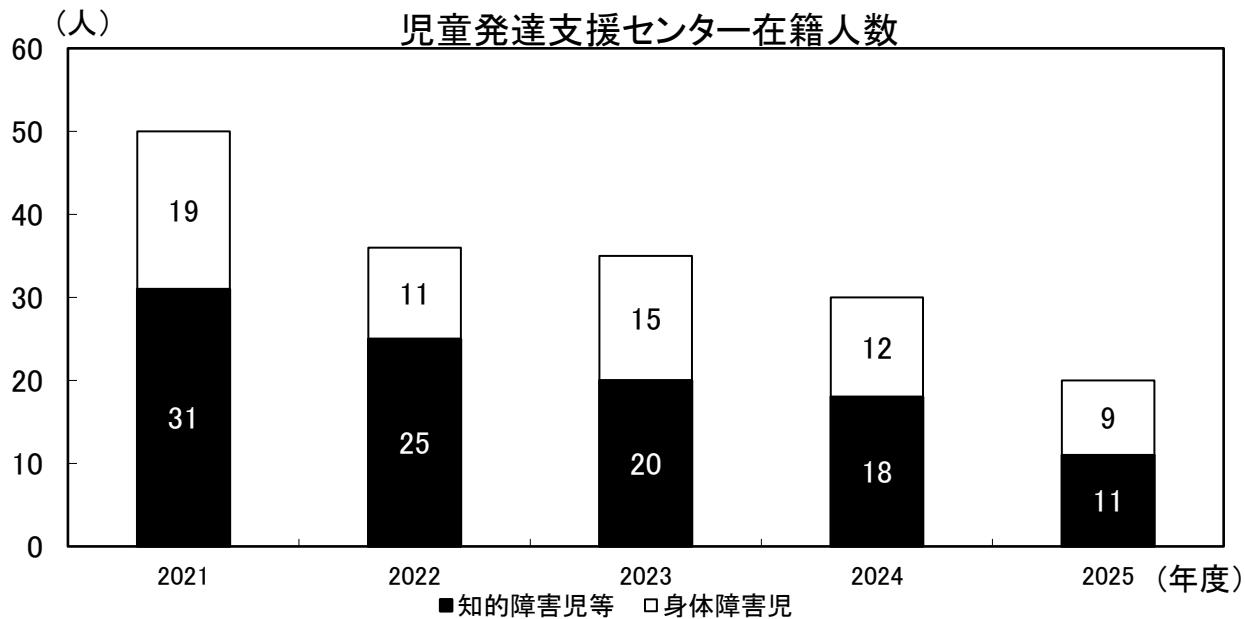
※私立を含む

※令和5年度(2023年度)から庄内さくら園中学校が庄内さくら学園に統合

6. 障害児等の状況

概要

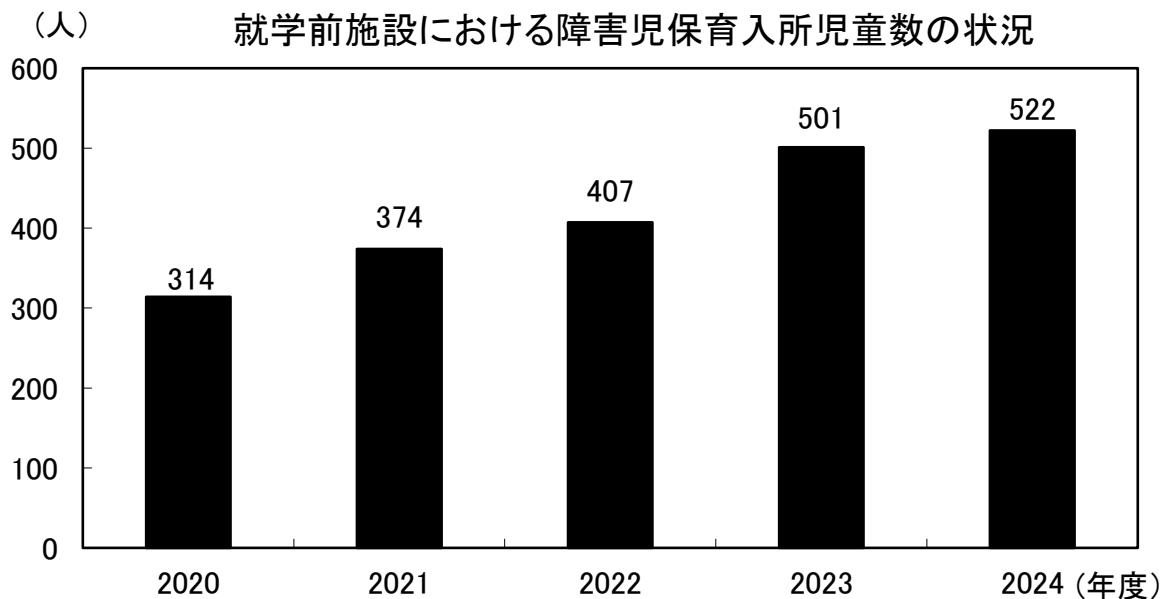
・障害児保育入所児童数、小学校及び中学校の支援学級在籍者数、放課後こどもクラブの障害児受入れ人数は増加傾向にあり、就学前施設から中学校に至るまで、配慮の必要なケースが増加しています。



資料:豊中市おやこ保健課調べ(各年4月1日現在)

※児童発達支援センター利用者のうち、通園・療育事業の利用者数

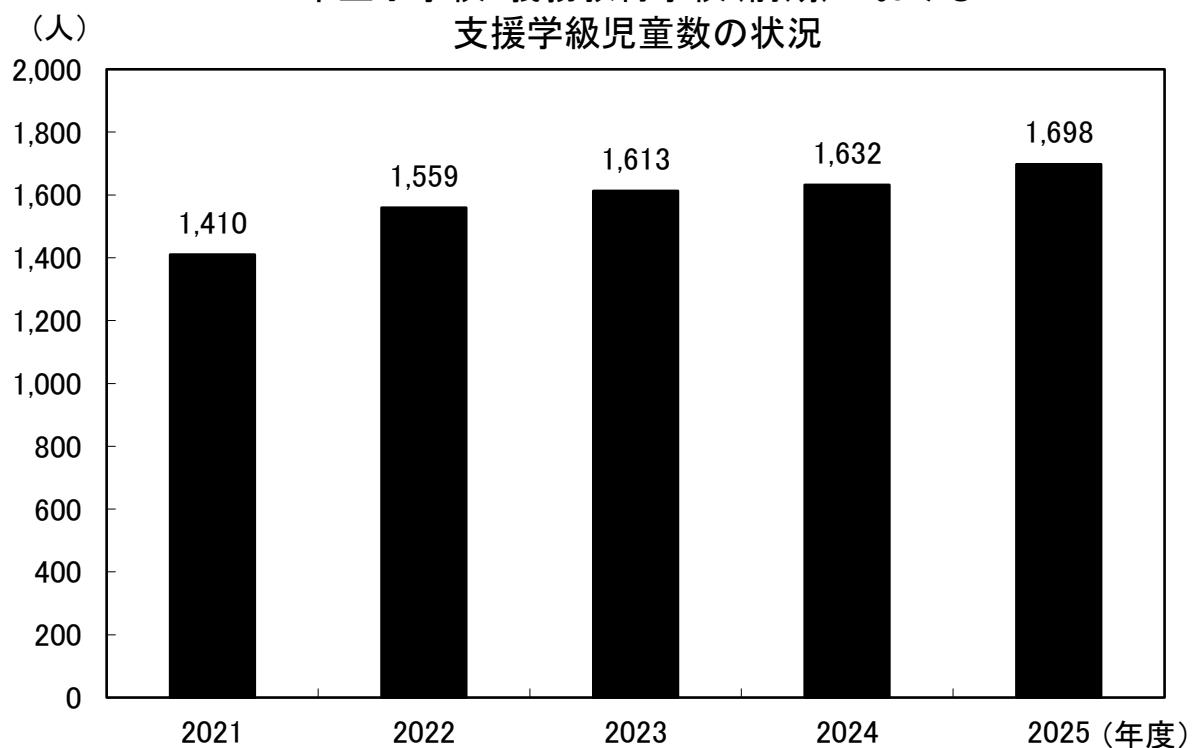
令和元年度(2019年度)にあゆみ学園(知的障害児等)といいの実学園(身体障害児)を児童発達支援センターに統合



資料:豊中市こども事業課調べ(各年4月1日現在)

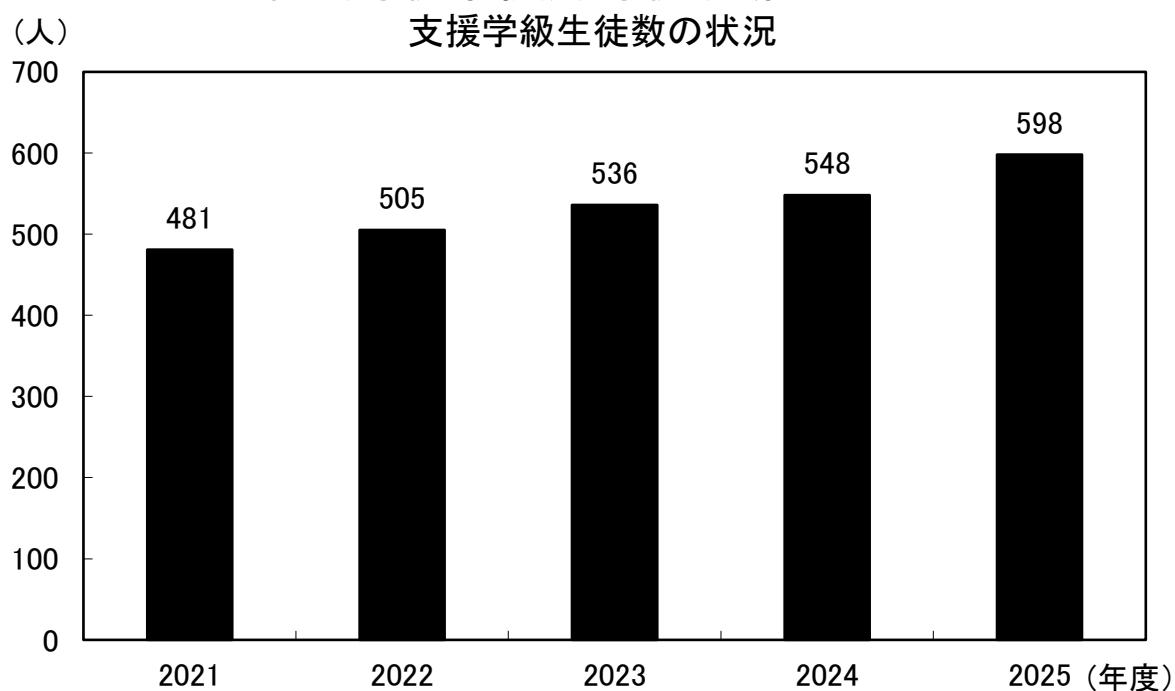
平成26年度(2014年度)までは公立及び民間保育所の児童数と豊中市私立幼稚園障害児保育助成金対象者数の合計。平成27年度(2015年度)から、公立認定こども園及び民間保育所、私立認定こども園、私立幼稚園(新制度)の児童数と豊中市私立幼稚園障害児保育助成金対象者数の合計

市立小学校・義務教育学校(前期)における 支援学級児童数の状況



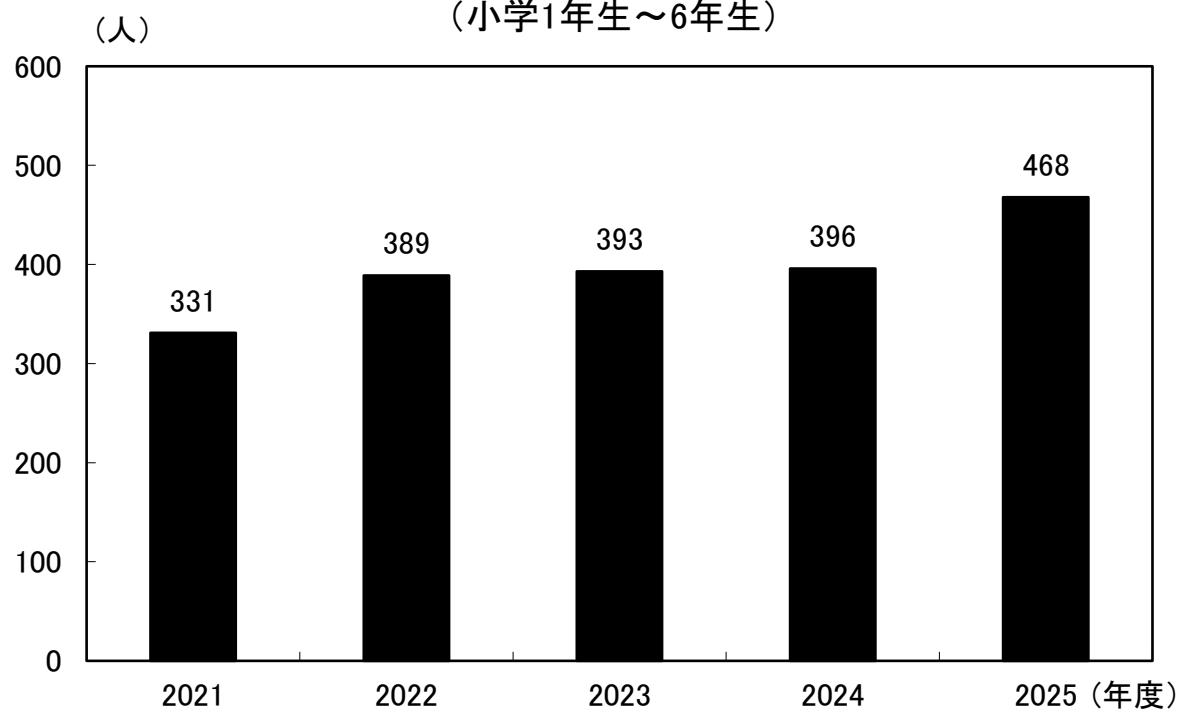
資料: 豊中市教育委員会児童生徒課調べ(各年5月1日現在)
平成20年度(2008年度)に「養護学級」から「支援学級」に名称変更

市立中学校・義務教育学校(後期)における 支援学級生徒数の状況



資料: 豊中市教育委員会児童生徒課調べ(各年5月1日現在)
平成20年度(2008年度)に「養護学級」から「支援学級」に名称変更

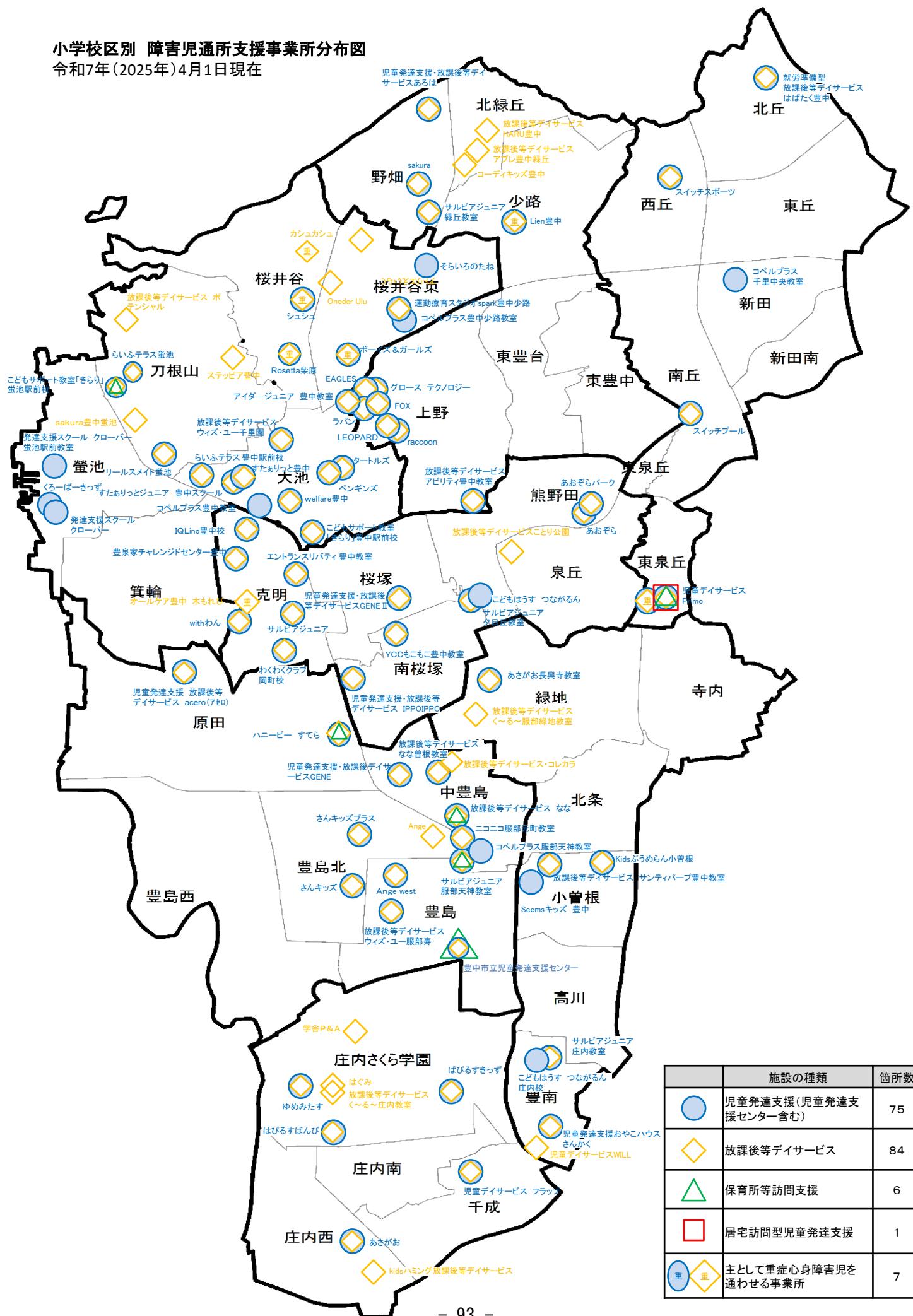
放課後こどもクラブの障害児受入れ人数
(小学1年生～6年生)



資料：豊中市教育委員会学び育ち支援課調べ(各年5月1日現在)

小学校区別 障害児通所支援事業所分布図

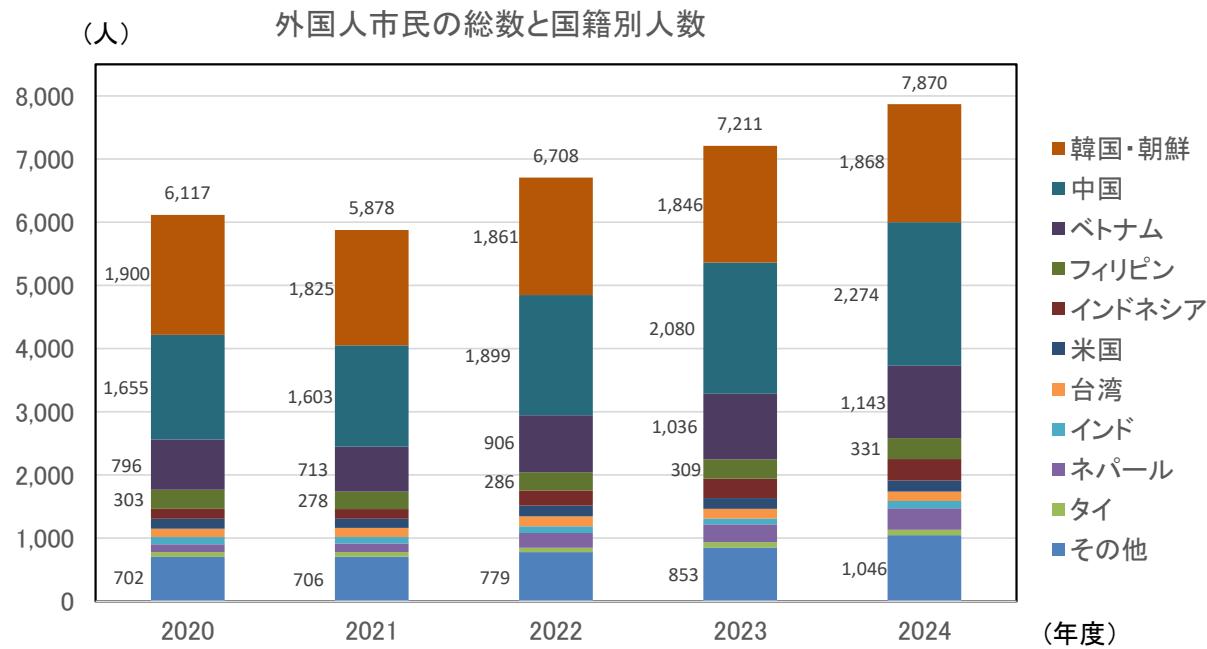
令和7年(2025年)4月1日現在



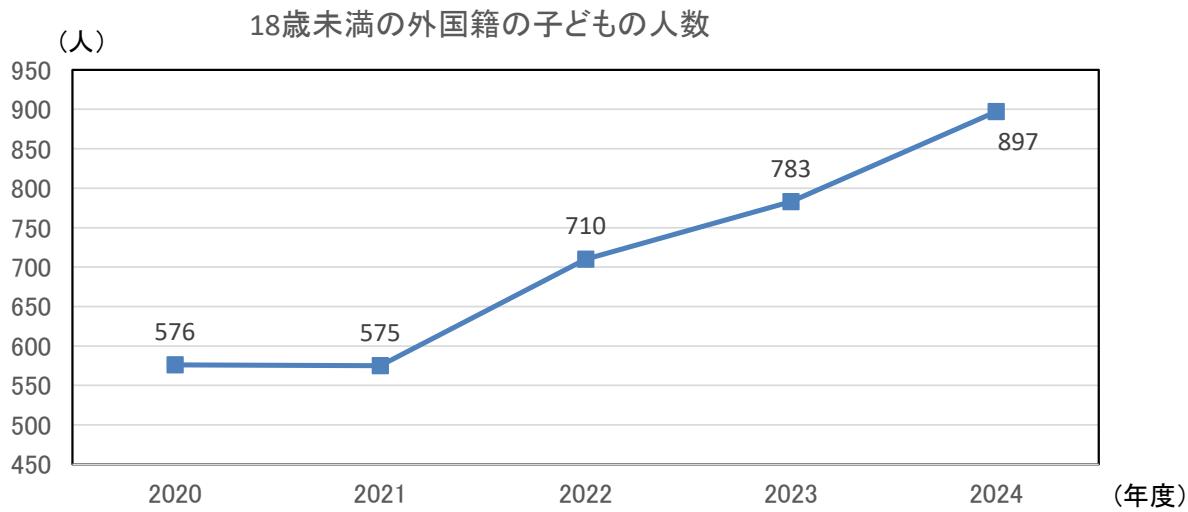
7. 外国人市民の状況

概 要

・18歳未満の外国籍の子どもの人数は、令和3年度(年度)から年々増加しています。



資料:住民基本台帳(各年度3月31日現在)

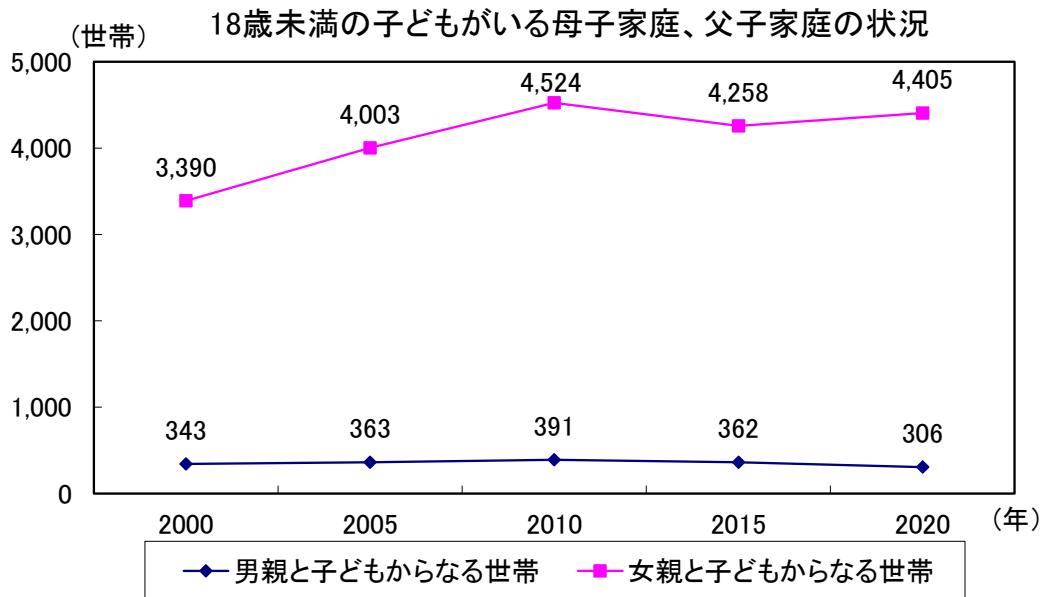


資料:住民基本台帳(各年度3月31日現在)

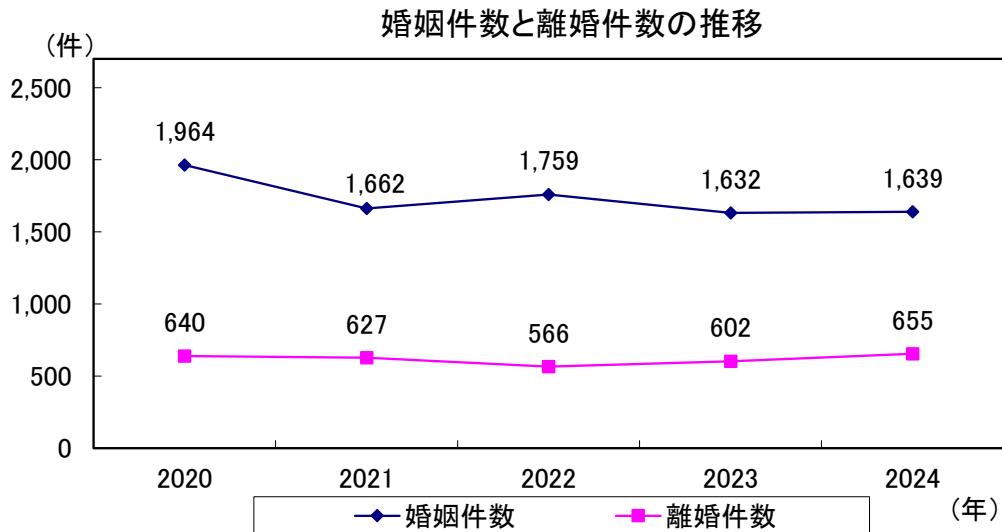
8. ひとり親家庭等の状況

概要

- ・女親と子どもからなるひとり親世帯の数は、令和2年(2020年)の国勢調査では増加しました。
- ・児童扶養手当を受給する理由は「離婚」が8割以上であり、最多となっています。



資料:国勢調査



資料:豊中市統計書

2024年度児童扶養手当受給理由別受給権者数

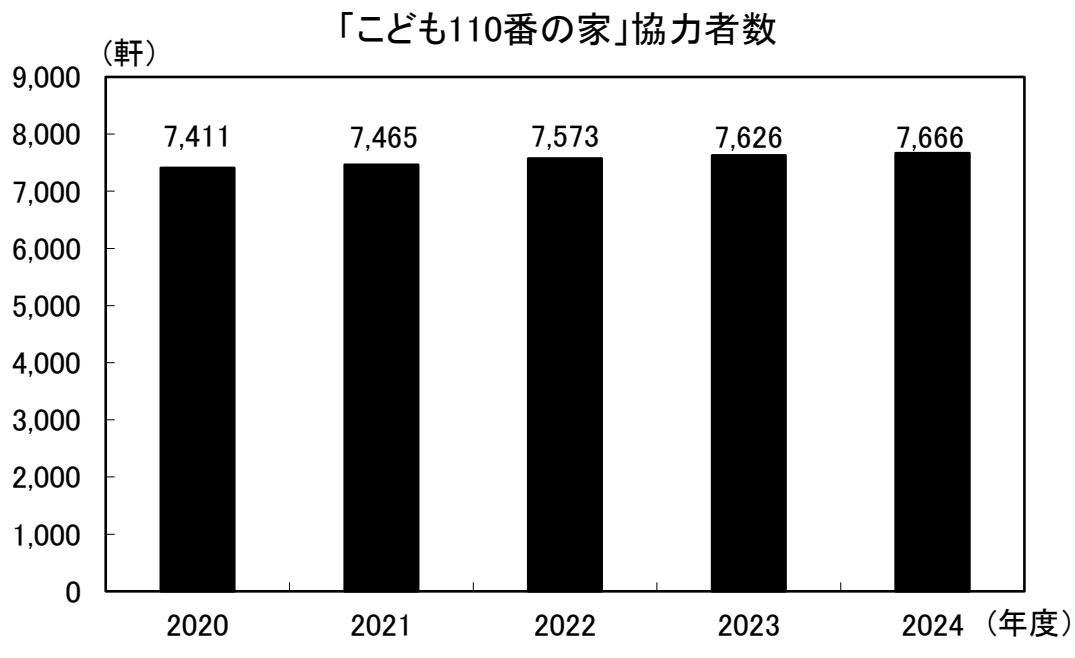
計	離婚	死亡	障害	生死不明	遺棄	拘禁	未婚	保護命令	その他
2,835	2,321	37	28	0	12	3	431	2	1

資料:豊中市子育て給付課調べ

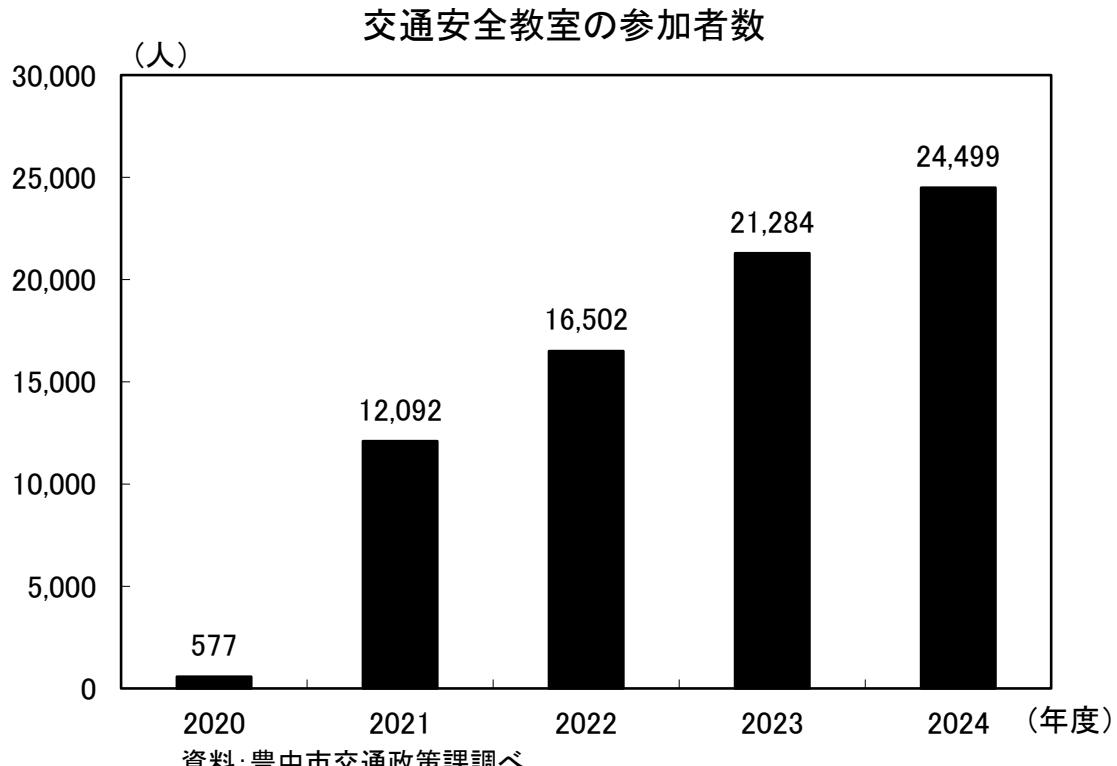
9. 安心・安全

概 要

・「こども110番の家★」協力家庭数、「とよなか子育て応援団」登録数は年々増加しています。



資料:豊中市教育委員会児童生徒課調べ



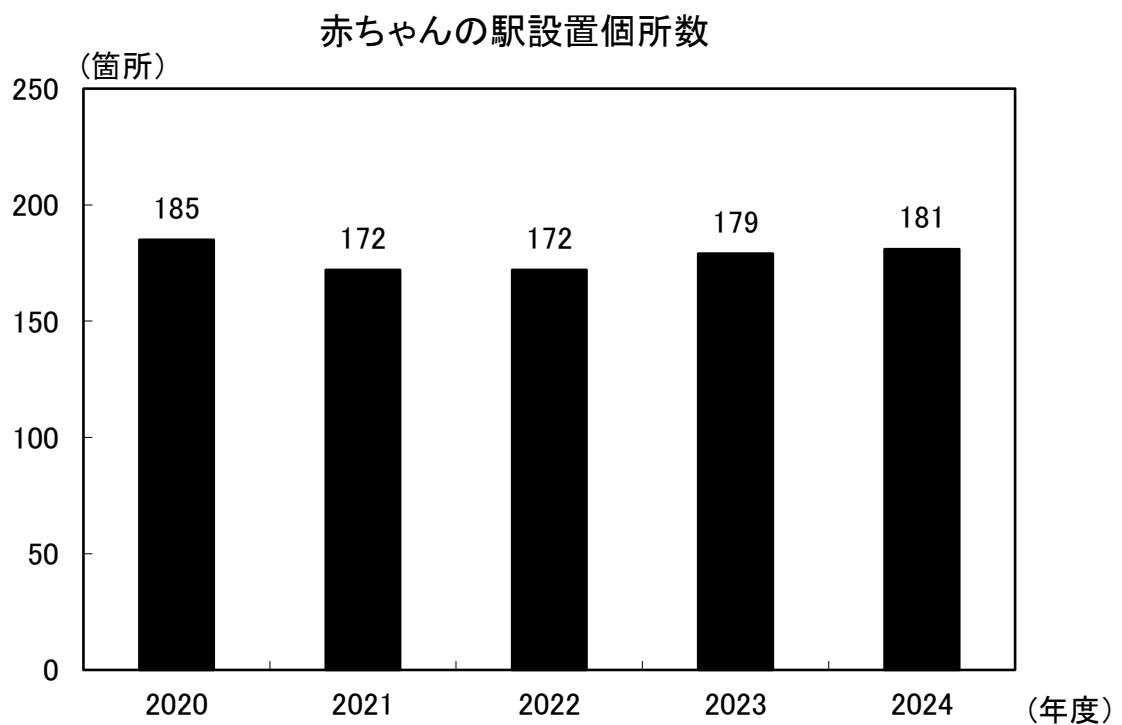
資料:豊中市交通政策課調べ

※2020年度はコロナ禍で対面での実施を自粛し、試験的にオンライン形式で小学校2校実施

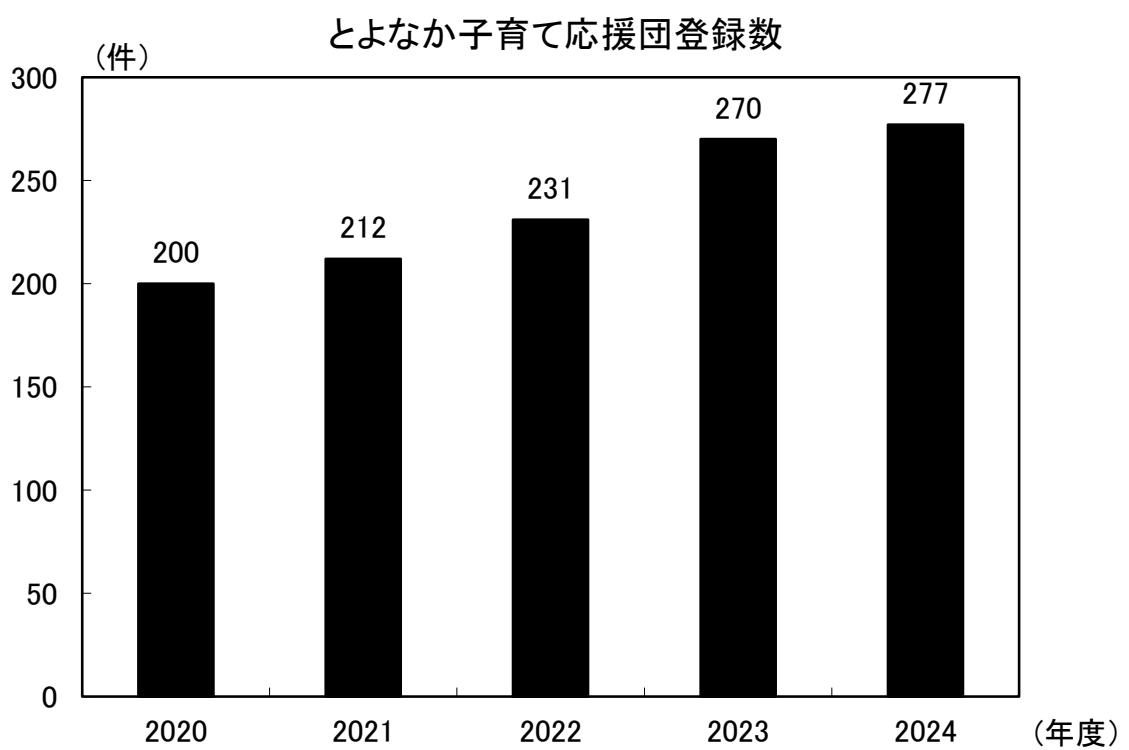
※2021年度においても対面での実施を自粛し、オンライン形式で実施(幼稚園・こども園4園、小学校24校、中学校3校、高等学校2校)

※2022年度は、一部対面式を再開して実施

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。



資料: 豊中市こども政策課調べ



資料: 豊中市こども政策課調べ

こども審議会からの評価・意見と市の考え方

第2期豊中市子育ち・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」令和6年度（2024年度）事業実施状況に対するこども審議会からの評価・意見と市の考え方は以下のとおりです。

IV. 重点施策の事業実施状況

【重点施策2 みんなで寄り添う、健やかな育ち～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～】
(12ページ)

審議会委員からの意見

はぐくみセンターの運営について

- ・はぐくみセンターが設置されてから、どのようにその仕組みを周知されているのでしょうか。また、サポートプランの作成から実際の支援にどの程度つながっているのかお聞かせください。

市の考え方

はぐくみセンターの周知については、どのような相談窓口があるのか、どのような支援を実施しているのかをお伝えすることが重要と考えており、主に、市のホームページやリーフレットでの周知を行っています。リーフレットは小中学校の1年生全員に配布しているほか、本市に転入してきた方にもお配りしています。

市民だけではなく、関係する支援機関にもセンターの役割を知っていただく必要があるため、学校での勉強会や多機関連携の会議の場において、はぐくみセンターについて説明しています。

サポートプランについては、ケースごとに程度の差がありますが、サポートプランを作成し、1つの課で対応するケースもあれば、複数の関係機関が連携して対応するケースもあります。後者の場合には、ケース会議を開催しながら、支援につなげていく体制を整えています。

IV. 重点施策の事業実施状況

【重点施策3 だれもが安心、つながる支援～必要な支援を届ける環境づくり～】(21ページ)

審議会委員からの意見

児童発達支援センター機能の充実について

- ・義務教育修了後の発達障害児を対象とした放課後等デイサービスについて、サービスが必要なこども達にどれくらい中身が伝わっているのかお聞かせください。

市の考え方

義務教育修了後の発達障害児を対象とした放課後等デイサービスの周知については、児童発達支援センターのホームページで公開しているほか、学校ではパンフレットでの情報提供を行っています。支援を必要としている家庭への情報提供を充実させるため、身近な相談窓口や相談支援センター等にも情報提供しながら、より効果的な周知に努めています。

【重点施策3 だれもが安心、つながる支援～必要な支援を届ける環境づくり～】(23ページ)

審議会委員からの意見

ヤングケアラーへの相談支援について

- ・ヤングケアラーが自ら相談するのは難しいと思いますが、令和6年度の相談支援件数（13件）を行政としてはどのように捉えていますか。また、ヤングケアラーについて、どのような周知をされているのかお聞かせください。

市の考え方

ヤングケアラーへの相談支援件数13件について、この件数はヤングケアラー専用相談窓口で対応した件数です。実際には、要保護児童対策地域協議会（要対協）のケースでヤングケアラー状態の子どももいるため、実際の支援件数はもう少し多くなります。

ヤングケアラーへの周知については、本人は自分が当事者であることが分からなかったり、家のお手伝いを当然必要なことと捉えていることがあるため、支援対象であることを伝えることが難しい側面があります。そのため、周囲の大人が気づき、声をかけることが重要と考えています。こうした観点から、教員向けの研修会等での周知を行っています。

また、子ども向けのパンフレットなどの配布も行っており、情報を届けにくい高校生世代には、高校2年生の年代を対象とした情報提供の仕組みを活用して周知を図っています。

V. 施策の柱ごとの事業実施状況

【施策の柱1 子育ち支援 1-1 保育及び教育環境の充実】(25ページ)

審議会委員からの意見

乳幼児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）について

- ・乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）を広めていくということですが、一時預かり事業など対象・内容が似た制度もあります。保育人材の不足が言われている中で、何を優先して拡充していくのかは検討の必要があると考えます。

市の考え方

令和8年度に乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）は給付事業化され、全ての市町村で本格実施されます。それに向け、現段階では実施施設を増やしていく必要があると考えており、実施施設の募集をさらに進めてまいります。あわせて、未就園児家庭の子育ち・子育て支援は重要なことから、さまざまなニーズに沿って総合的な支援を進めています。

【施策の柱1 子育ち支援 1-1 保育及び教育環境の充実】(25ページ)

審議会委員からの意見

保育士確保の取組みについて

- ・一時預かり事業について、施設関係者から、事業実施のための部屋と保育士の確保が大変であるとの声が聞かれます。保護者がこどもを預けられることはとても良いことだと思いますが、市として、保育士の確保のためにもっと予算を付けるなど検討すべきと考えます。

市の考え方

保育士の確保については、市としても喫緊の課題として重く考えています。現在の取組みで十分とは考えておらず、今後、どのように保育士を確保していくのか民間就学前施設の皆さんとともに検討を進めます。

現在の取組みとしては、とよなか保育士助成金（市内民間就学前施設で新たに働く保育士に対し助成金交付により保育人材確保と就労継続を支援する事業）交付事業の交付を行っています。今年度からは、応援金を3年間で最大96万円に拡充したほか、市外在住者向けに「うえるかむマチカネポイント」としてマチカネポイントを12万ポイント交付する新たな取組みを開始しました。保育士試験を受験される方を対象に試験前の対策講習も実施し、これから保育士になろうとする方への支援にも取り組んでいます。

また、今年度から有償ボランティアの受け入れを公立園で開始しました。ボランティアから保育に触れてもらうことで、保育現場での就労に結び付けていただけるよう取組みを進めています。

事業者への支援としては、処遇改善等の取組みを行った場合に補助金を交付しています。

【施策の柱1 子育ち支援 1-1 保育及び教育環境の充実】(25ページ)

審議会委員からの意見

- ・就学前から小学校、小学校から中学校へ上がる際の環境変化はこども達にとって大きなものですが、そのような変化がこどもに丁寧に説明される仕組みが必要と考えます。

市の考え方

就学前施設のこども達が小学校に入学する際、少しでもスムーズに環境の変化に対応できるように、入学前のこども達が小学校を見学できる機会などを用意しています。また、今年度は、幼保こ小連絡協議会において、小学校の先生方に就学前施設のこども達の過ごし方を知っていただく機会を作りました。

小学校から中学校にかけては、毎年全校で小中交流会を実施し、授業見学や実際に体験授業を受けることで、中学校生活を体験していただく機会を作りました。

V. 施策の柱ごとの事業実施状況

【施策の柱1 子育ち支援 1-3子どもの居場所づくり】(27 ページ)

審議会委員からの意見

午前7時からの小学校見守り事業について

- ・年度の延べ人数は多く見えますが、学校によっては1日あたりの利用者が少数の場合もあると聞いています。現在の実施状況についてどのように考えているのかお聞かせください。
- ・「施策の柱1 子育ち支援 1-3子どもの居場所づくり」に掲載されていますが、事業の実態から保護者の就労支援の要素が大きく、「子育て支援」にカテゴライズするものと考えます。
- ・障害のある児童が利用する場合の特別な支援体制があるのかお聞かせください。

市の考え方

実施状況について、学校ごとに利用人数に差があるので、一定期間利用がなければ、保護者に意見を伺いながら、休止にしています。

事業の掲載箇所については、午前7時からの見守りにより保護者の就労を支援する側面はあるものの、早朝から登校しなければならない子どもの安全や居場所の確保の観点から「子育ち支援」としています。

特別な支援体制は設けていませんが、学校及び見守り事業者と協議しながら可能な範囲で配慮を行っています。

X. 評価指標

【施策の柱1 子育ち支援】(52 ページ)

審議会委員からの意見

子どもからの相談について

子ども本人からの相談をキャッチする仕組みについて、相談に至る具体的な経路はどうなっているのかお聞かせください。

市の考え方

子ども達が直接相談できる手段としてLINE（とよなかっ子ライン）と24時間のフリーダイヤル（とよなかっ子ダイヤル）が役立っています。昨年度、子ども本人からの相談は1,596件でしたが、そのうち1,213件がとよなかっ子ラインからでした。相談者が思いを言語化するのが難しい場合でも、LINEであれば長文ではなく短い言葉で相談ができるため、相談のハードルが下がっているものと考えています。

卷 末 資 料

指標等の修正・変更について

令和5年度（2023年度）事業実施報告書から指標（値）等に修正および変更のあったところは以下のとおりです。

X 評価指標《p.52～p.54》

ページ	事業名	修正の理由		
		修正箇所	修正前	修正後
52	施策の柱1 子育ち支援 1-3 子どもの居場所づくり 重点施策3 ひとり親家庭学習支援事業の参加者数 記載の数値に誤りがあったため	実績（2023年度）	614	571

ページ	事業名	修正の理由		
		修正箇所	修正前	修正後
53	施策の柱2 子育て支援 子育てを楽しいと感じる保護者の割合 記載の数値に誤りがあったため	実績（2023年度）	63.8 57.6	93 91.7

XII 豊中市の子育て環境の現状《p.73～p.97》

ページ	事業名	修正の理由			
		修正箇所	修正前	修正後	
77	母の年齢別出生数割合の推移	グラフの数値に誤りがあったため			
		実績（2020年）	15～19歳 20～24歳 25～29歳 30～34歳 35～39歳 40～44歳 45～49歳	0.4% 5% 22.7% 39.8% 24.9% 5.4% 0.1%	0.4% 5.1% 23.1% 40.5% 25.4% 5.5% 0.1%
		実績（2021年）	15～19歳 20～24歳 25～29歳 30～34歳 35～39歳 40～44歳 45～49歳	0.2% 4.8% 22.8% 34.9% 22.2% 5.3% 0.3%	0.2% 5.3% 25.2% 38.6% 24.5% 5.8% 0.3%
		実績（2022年）	15～19歳 20～24歳 25～29歳 30～34歳 35～39歳 40～44歳 45～49歳	0.3% 3.4% 21.5% 33.8% 21.9% 5.6% 0.1%	0.4% 4.0% 24.8% 39.0% 25.3% 6.4% 0.2%
		実績（2023年）	15～19歳 20～24歳 25～29歳 30～34歳 35～39歳 40～44歳 45～49歳	0.3% 3.2% 20.5% 32.6% 21.2% 5.2% 0.3%	0.4% 3.8% 24.7% 39.2% 25.4% 6.3% 0.4%

ページ	事業名	修正の理由		
		修正箇所	修正前	修正後
94	7. 外国人市民の現状 記載の数値に誤りがあったため（合計値は修正なし）	実績（令和5年度） 韓国・朝鮮	1,793	1,846

用語の解説

-あ行-

ICT(情報通信技術)

「Information and Communication Technology」の略。インターネットなどの通信技術を活用した産業やサービスなどの総称。

アウトリーチ

訪問・派遣など出向いて行う公共サービスの手法のこと。

NPO

「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

エンパワメント

個人が持っている能力を引き出し、発揮できるよう支援や援助を行うこと。

-か行-

家庭生活支援員

ひとり親家庭等において、修学や疾病等により一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に派遣または支援員の居宅等において、児童の世話等を行う支援員のこと。

キャリア教育

児童・生徒一人ひとりに勤労観や職業観を育み、主体的に進路を選択し、社会人として自立できる力をつける教育。

合計特殊出生率

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口）を合計したもの。一人の女性

が一生の間に出产する平均の子どもの数とみなされる。

校内教育支援センター

教室で授業を受けることが難しい児童生徒のための学校内における情緒の安定を図る居場所であり、学習支援を行う場。

こども家庭センター

令和6年（2024年）施行の改正児童福祉法に位置付けられた市区町村の機関。子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能を維持したうえで、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うことに加えて、サポートプランの作成や地域資源の開拓を担うことで、さらなる支援の充実強化を図るもの。

子ども・子育て支援新制度

平成24年（2012年）8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上をめざすもの。

子どもの安全見まもり隊

小学校区を単位として、登下校時の通学路における子どもの見まもり活動等を行うことにより、子どもの安全の確保をめざす組織。

こども 110 番の家

「こども 110 番の家」の旗等を掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求めることができる地域の協力家庭や事業所等。

こどもまんなか

こども大綱において、こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」は、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」としてその具体的な内容が列記されている。

こどもまんなか応援センター

「こどもまんなか」の主旨に共感・賛同し、その取組みを応援し、自らもアクションに取り組む個人、地方自治体、団体や企業のこと。

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)

児童虐待の予防と早期発見、早期援助を目的に、子どもに関わる機関や団体を構成員とする会議であり、子どもの権利の養護と子どもと家庭の福祉の向上を図る。関係機関の連携及び協力体制の確立と推進、虐待防止に向けた意見交換と情報共有等を行う。

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

高齢者、障害のある人、子どもなどの対象分野別の個別支援でなく、地域を単位とした社会福祉における課題を総合的に把握し、必要な支援をするために、中心的な役割を担う人や機関のこと。

地域福祉活動支援センターなどを拠点に、地域づくりや制度の狭間や複合的な課題の対応などを行っている。また、福祉なんでも相談のバックアップや地域福祉ネットワーク会議の運営などを通じて、新たな仕組みづくりなども行っている。

-さ行-

主任児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見まもり、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う、厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員のうち、児童に関することを専門的に担当するため別途大臣から指名された委員。

新・放課後子ども総合プラン

平成 30 年（2018 年）9 月、文部科学省と厚生労働省が策定した令和元年度（2019 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までのプラン。

「放課後こどもクラブ」と「地域子ども教室」の両事業の計画的な整備等を推進し、「小 1 の壁」の打破やクラブの待機児童を解消するとともに、次代を担う人材を育成する。推進にあたっては、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行える事業を両省が協力して進める。

令和 5 年度末に完了し、令和 6 年度からは、新たに「放課後児童対策パッケージ」が策定され、各自治体に対して放課後児童対策の市町村計画を策定することが要請された。

スクールカウンセラー

児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士。

スクールソーシャルワーカー(SSW)

いじめ・不登校等の課題に対し、福祉の視点から子どもの「背景」を見立て、関係機関等とつなぐ専門家。

-た行-

地域教育力

地域の住民や自然、施設などの環境が心身両面の成長や発達に与える影響力

豊中市教育保育環境ガイドライン

豊中市内のすべての就学前のこどもたちが学びの基礎になる力をつけるために、すべての教育・保育施設において質の確保を行うとともに、主体的・継続的な教育・保育の質の向上サイクルに寄与するため、保育課程の質を評価する豊中市独自のチェック項目を定めたもの。

-な行-

認定こども園

就学前の子どもの教育・保育並びに家庭に対する子育て支援を行う機能を有する施設で、4類型（①幼保連携型②幼稚園型③保育所型④地方裁量型）がある。

- ①：平成 26 年度（2014 年度）までは認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行う類型。平成 27 年度（2015 年度）からは制度改正により、学校かつ児童福祉施設としての単一の認可施設となる類型
- ②：認可幼稚園が保育所機能を備えている類型
- ③：認可保育所が幼稚園機能を備えている類型
- ④：幼稚園・保育所いずれの認可もない地方の教育・保育施設が、必要な機能を果たす類型

-は行-

ピアサポート

当事者・元当事者同士による「体験を共有し、ともに考える」仲間としてのサポートのこと。

ヤングケアラーにおいては、多様な悩みに対し、同世代のヤングケアラーや元ヤングケアラー等に話をきいてもらったり、経験談を聞くことで、安心感を得られたり、様々な選択肢が見えたりする。

部分登校支援員

小学校の校内教育支援センターに青少年交流文化館いぶき（創造活動）の児童等活動指導員を派遣し、教育支援センターの取組みについて指導助言を行う。

別室登校支援員

中学校の校内教育支援センターに常駐の別室登校支援員を派遣し、見まもり支援・学習支援、学校教職員との連携を行う。

-ら行-

レスパイトサービス

家族が育児や介護から解放される時間を作り、心身疲労や共倒れ等を防止することを目的に行われるサービス。

-わ行-

ワーク・ライフ・バランス

働く人の価値観やライフスタイルの変化に対応して働き方を見直し、仕事と生活の調和を図る考え方や取組みを重視すること。

ご意見・ご感想をお寄せください

この報告書へのご意見・ご感想を募集します。いただいたご意見等は、次年度以降の計画推進において各事業などの改善につなげるために活用します。

豊中市の子育ち・子育て支援施策を推進するため、ご協力をお願いします。

●対象者

豊中市に在住か在勤・在学する人

●提出方法

市ホームページから電子申込か、別添の用紙に記入のうえ、郵送、持参、ファックス、電子メールで下記の提出先にご提出ください。

●提出先

郵送・持参の場合：〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 第二庁舎3階

豊中市こども未来部こども政策課

(持参の場合は平日8：45～17：15の間)

ファックスの場合：06-6854-9533 豊中市こども未来部こども政策課

電子メールの場合：kodomo@city.toyonaka.osaka.jp

●記入項目

名前、性別、年齢、連絡先（住所・電話番号・ファックス・メールアドレス等）、ご意見

●提出期間

令和7年（2025年）10月1日（水）～令和7年（2025年）11月14日（金）必着

●資料の設置場所

◇豊中市役所（第二庁舎3階こども政策課、第二庁舎4階市政情報コーナー）、庄内出張所、新千里出張所、子育て支援センターほっぺ・ほっぺ南部分室、地域子育て支援センター（16か所）、市民公益活動情報センター、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ、とよなか国際交流センター、生活情報センターくらしかん、図書館（8か所）、公民館（4か所）、青少年交流文化館いぶき、教育センター、文書館でご覧いただけます。

◇市のホームページからもご覧いただけます。

【ホームページURL】

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/jourei_keikaku/kosodachi_shienplan/hokoku/houkoku_ikenbosyu.html



●意見提出上の注意

提出されたご意見等は、名前、連絡先等を除き、公表されることがあることをあらかじめご了承ください。公表を希望しない場合は、その旨を記載してください。

なお、ご意見等に対し、個別に回答はできません。その旨ご了承ください。

●問合せ

豊中市こども未来部こども政策課

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（電話：06-6858-2258）

子どもすこやか育みプラン・とよなか令和6年度(2024年度)
事業実施報告書へのご意見・ご感想

豊中市子ども未来部子ども政策課 あて FAX: 06-6854-9533

令和7年（2025年）11月14日（金）必着 Email: kodomo@city.toyonaka.osaka.jp

*電子メールの場合は件名を「事業実施報告書への意見」とし、本文に下記の事項を記載してください。

名前		連絡先	電話			
			メール			
住所		性別	男・女	年齢	歳	

1. 令和6年度（2024年度）の事業実施状況について《5~97ページ》

2. 審議会評価・意見に対する市の考え方について《98~101ページ》

ご協力ありがとうございました。

**第 2 期豊中市子育ち・子育て支援行動計画
こどもすこやか育みプラン・とよなか**

令和 6 年度(2024 年度)事業実施報告書

令和 7 年 (2025 年) 10 月

豊中市こども施策推進本部会議事務局

豊中市 こども未来部 こども政策課

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3-1-1

TEL 06-6858-2258 FAX 06-6854-9533
